

令和4年第6回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（9月14日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
一般質問	7
北 條 利 雄 君	8
関 根 浩 治 君	27
森 隆 之 君	44
遠 藤 貴 人 君	56
前 田 武 久 君	62
報告第5号の上程、説明、質疑	71
議案第53号～議案第54号の上程、説明	73
議案第55号～議案第63号の上程、説明	74
議案第64号の上程、説明	81
会議時間の延長	81
認定第1号～認定第9号の上程、説明	81
監査報告	93
議員派遣の件	95

散会の宣告	9 6
-------	-----

第 2 号 (9月21日)

議事日程	9 7
本日の会議に付した事件	9 9
出席議員	9 9
欠席議員	9 9
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 9
職務のため出席した者の職氏名	9 9
開議の宣告	1 0 0
議事日程の報告	1 0 0
諸般の報告	1 0 0
議案第 5 3 号～議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	1 0 0
議案第 5 5 号～議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	1 0 1
議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	1 0 3
認定第 1 号～認定第 9 号の質疑、討論、採決	1 0 4
発議第 2 号の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 2 0
閉会中の継続調査申出について	1 2 1
日程の追加	1 2 1
諮問第 2 号の上程、説明、採決	1 2 2
同意第 3 号の上程、説明、採決	1 2 3
閉会の宣告	1 2 4
署名議員	1 2 5

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和4年第6回鮫川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年9月14日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 5号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
報告内容の説明・審査結果報告・質疑
- 日程第 6 議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 7 議案第54号 鮫川村奨学基金貸与条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 8 議案第55号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第56号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
提案理由の説明
- 日程第10 議案第57号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）
提案理由の説明
- 日程第11 議案第58号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
提案理由の説明
- 日程第12 議案第59号 令和4年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）
提案理由の説明
- 日程第13 議案第60号 令和4年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第14 議案第61号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第15 議案第62号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第16 議案第63号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第17 議案第64号 村道路線の認定について

提案理由の説明

日程第18 認定第1号 令和3年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第19 認定第2号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第20 認定第3号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第21 認定第4号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第22 認定第5号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第23 認定第6号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第24 認定第7号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第25 認定第8号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第26 認定第9号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第27 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	鈴木大介君
教育長	武藤誠君	総務課長	渡邊敬君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	舟木正博君
地域整備課長	齋藤利己君	教育課長	星徹君
代監査委員	森洋君	会計兼 管理出納室長	鈴木千鶴子君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） 改めて、おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第6回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長、代表監査委員に出席を求めました。

7月28日、第2回東白衛生組合議会臨時会が開催され、組合議会議員の遠藤貴人議員より議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

また、8月8日、白河地方広域市町村圏整備組合第3回定例会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しております。

次に、代表監査委員より例月出納検査結果及び令和3年度決算等審査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

受理しました請願・陳情は、お手元に配付しております請願・陳情等文書表のとおりであります。

次に、出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しております。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長より挨拶の申出がありましたので、発言を許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

今日は秋晴れの非常に穏やかな日でございます。村内にも稲穂が色づき始めて、いよいよ収穫、刈取りがもう始まっているようでもありますけれども、もう収穫の時期ということで、これから大変忙しい時期になるかと思っております。

さて、本日、令和4年第6回鮫川村議会9月定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席の下、議案の審議をいただきますことに深く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染から既に2年6か月が経過をいたしました。全国、そして、全県的にも毎日の感染者は減少傾向にあるものの、本村におきましては、過去の1日の感染者が最大9名となるなど、各施設内での感染が拡大した時期もありました。本村の昨日の累計感染者は158人です。村の人口の0.52%、20人に1人の感染者が出たこととなります。

今後も気を締めて、感染防止を徹底してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご協力もよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、第4回目のワクチン接種は、9月末をもって終了できるという見込みであります。引き続き、12歳以上のワクチン接種に向けて希望者の取りまとめを進める予定でもあります。

次に、村の行事であります。敬老会におきましては、接触と混雑を防ぐためにドライブ方式で記念品をお渡しをいたしました。事故もなく円滑な運営に来場者からは多くのお褒めの言葉もいただいたところでもあります。

今後の村の行事につきましては、消防団の秋季検閲は招待者を招いての検閲は中止として、分団別に通常点検を実施することといたしました。さらに、飲食を伴う、高原の鮫川うまいもの祭りにつきましては、中止といたしました。各行事が縮小、中止を余儀なくされ、村民の交流や親睦が希薄になることも懸念されますが、現在は、村づくりの充電期間、そして、

村活性化への戦略を練る期間であると位置づけております。

さて、「戦争は遠い国で起きているだけではない、身近にも命がけの厳しい闘いがある」とは、昨日の農業新聞のコラムの書き出しの一節であります。

昨日、既に報道はされておりますが、本村に農場を持つ国内でも最大手の畜産法人が、9月9日付で民事再生法の適用を申請をいたしました。グループ会社を全国に有している大手企業ですが、他県農場での豚熱による国内最大級の殺処分、さらに飼料などの生産飼料の高騰、新型コロナウイルスにおける外食不振が資金繰りを悪化させたことが要因とされております。

昨日、農場を訪問した結果、幸いに本村の農場からの豚熱の感染は確認されず、今後、経営は継続するというのであります。本日、今の時間、債権者説明会をリモートで開催していると聞いております。

今後とも、当該企業からの報告、農場を誘致している他町村との自治体と連携を密にして、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、昨年度は産業の担い手づくりの一つとして、若手農業者を訪問し、個々の皆様のご意見と経営理念をお聞きしてまいりました。そして、過日は念願の農業者担い手懇談会を開催することができました。平日の午後に開催したにもかかわらず、多くのお担い手に参加をしていただき、情熱ある意見が続出し深く感銘を受けました。農業を取り巻く環境が悪化している中でも、彼たちの意気込みに一筋の希望の光を見いだしました。年内に2回目の開催を予定していますので、担い手たちも2回目の開催を大変楽しみにしているようであります。

若者が元気なまちは伸びると言われております。若者力の向上のために、議員各位からも若者創出会議への参加も含めまして、農業者担い手への呼びかけをお願いするものでもあります。

このたびの9月定例議会に上程する議案は、報告1件、条例の改正が2件、一般会計、特別会計の補正予算が9件、村道の認定が1件、一般会計決算の認定と特別会計決算の認定合わせて9件であります。上程いたしました各議案につきましては、十分にご審議をいただき、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

2番 森 隆之君 及び

3番 遠藤 貴人君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 去る9月6日午後3時より議会運営委員会を開催し、令和4年第6回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会の案件は、決算案9件を含む村長提出議案22件です。このほか陳情書2件は、鮫川村議会運営に関する基準第129条の規定により議員配付いたしました。

次に、一般質問ですが、5名の通告があり、いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めました。

会期については、本日9月14日から21日までの8日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月21日までの8日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。

今般の定例議会に、通告どおり3点の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、サンタリーボックスの設置であります。

サンタリーボックスとは、別名トイレポットと呼ばれるアイテムで、トイレに設置する小型のごみ箱のことです。生理用のナプキンや紙おむつ、トイレットペーパーなどの芯など、ちょっとしたごみを入れるのに欠かせないアイテムでございます。サンタリーボックスは使用済みの生理用品をそのまま水洗便器に流すと配管を塞栓、外から流入してきた異物が流れ込んで詰まる、そのために不溶性、液体に溶けない性質があります。それらを捨てるために設置されています。これらの理由で女性が使うことが多く、一般的には女性用トイレや男女兼用トイレに設置され、逆に男性用トイレにはほとんど設置されておりません。

また、共同・集合トイレなどでは小まめに中身を処理しなければ虫が湧いたり悪臭が生じたりすることもあります。また、狭い個室のスペースに合わせて、その用途ゆえにあまり目立たないように小さく作られているものであります。中身を処分する場合は、中身が見えないように黒いポリ袋に移し替えてまとめて燃えるごみとして捨てるのが一般的であります。しかし、黒いポリ袋の使用が禁じられている地方自治体もあり、対応に苦慮されているところもあります。

近年、前立線がんや膀胱がんなどの増加に伴い、男性でも尿漏れパッドを着用する人が増えておりますが、男性用の個室トイレにはほとんどごみ箱がないため、使用した尿漏れパッドの捨て場所に人知れず苦勞している男性が多いのです。何とかする必要があるのではとの提案であります。前立腺の摘出手術を受けた人の大半は、術後しばらく、脳のコントロールが難しく尿漏れパッドが必要だそうであります。そのほか、膀胱の手術やその他の疾患でも尿漏れパッドが必要な男性が少なくありません。今までどうしていたのか。やはり捨て場所がないのでビニール袋に入れるなどして持ち帰っている人が多いようであります。

考えてみると、多ければ250ccもの水分を含み臭いもする尿漏れパッドを外出先から家ま

で持ち帰るのは神経も使い、しんどいことであります。男性特有のプライドでしょうか、人に知られたくないという心理もあって、この問題はあまり表立って語られてこなかったよう
であります。私も全く認識がありませんでした。

本村の公共施設と各行政区のセンターや集会所への男性用個室トイレへのごみ箱、サニタ
リーボックスの設置状況はどうなっているのか、確認したいと思います。尿漏れパッドが捨
てられるようなごみ箱、サニタリーボックスを男性用個室にもぜひ設置していくべきであり
ます。施設の実情に応じ、個室のうち少なくとも1か所はサニタリーボックスを設置し、あ
わせて設置されている個室の利用者がすぐに見つけることができるようすべきであります。

例えば、「サニタリーボックスあります」といった表示についても検討すべきであります。
サニタリーボックスの設置は、施設側にとっても衛生管理の面でのメリットがございます。
また、その際はサニタリーボックスを清掃される方、処理される方への配慮が必要なことは
言うまでもありません。

村のサニタリーボックスの設置状況と設置の考えを、村長並びに教育長に伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の1つ目、サニタリーボックスの設置について
のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

おただしのサニタリーボックスの男性用トイレ設置につきましては、議員と同様の観点か
ら、今年5月の末に鮫川村職員提案制度により職員から設置の提案が出されました。実施要
綱の規定により、副村長を委員長、教育長を副委員長、各課長を委員とする審査委員会で審
査し、住民サービスの向上が期待されることから、当面は役場庁舎、公民館、手・まめ・館
に設置し順次拡大を図っていくという方向性を確認し、全会一致でこの提案を採用したとこ
ろでもあります。

公共施設の設置の状況についてであります。役場本庁舎におきましては、1階、2階合
わせて4か所の男性トイレの個室全てに設置をしております。また、手・まめ・館につきま
しては、公衆トイレの男性用個室に設置しております。「サニタリーボックスがあります」
という表示につきましては、いずれの個室についても表示しておりませんので、今後表示し
たいと考えております。

各行政区の集落センターへの設置につきましては、各区に確認しましたところ、ごみは持

ち帰ることを基本としていることから、ほとんどの区におきまして女性用トイレも含めてサニタリーボックスは設置していないというのが現状となっております。

排尿に関する障害を持つ方や老化などによって排尿のコントロールが難しくなる方の数は、今後、ますます増加していくことは容易に想像が付きまします。こういった方々への配慮は当然と言えば当然のことです。議員もご指摘のとおり、設置後における清掃や管理の問題もありますので、行政として設置を強制できるものではないと考えますが、特に不特定の多くの皆さんが利用する施設につきましては、今後、設置につきまして理解を求めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、北條議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長、武藤誠君。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 6番、北條利雄議員の1つ目のサニタリーボックスの設置についてのご質問に、教育委員会としてのお答えを申し上げます。

おただしのサニタリーボックスの男性用トイレへ設置につきましては、村長が先ほど申し上げましたとおり、鮫川村職員提案制度により提案が採用されたため、公民館1階の男子トイレへの設置をいたしました。また、指定管理による管理されている施設については、管理主体に設置の要請をし、農業者トレーニングセンター男子トイレへの設置を進めております。それ以外の、青少年広場や村民運動場につきましては、現時点で設置する予定はありませんが、利用者の要望があれば対応してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、北條議員の1つ目のご質問に対する答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、村長、教育長からご答弁いただきました。

まず、村長のほうにちょっとお伺いしたいんですが、村では、筋力づくり教室、保健センターに近い中野・東石は、保健センターを利用して筋肉づくりを開催するということがありますが、今年、西野西山、そのほかの地区もそうですが、各行政区の集会所を利用するということがされています。こうした場合に、高齢者ですからいろんな疾病を患っていて、元気に回復しようとする努力される人もいますが、行政区ではほとんどサニタリーボックス、それからトイレポットが設置されていないということですが、これらは村が主体でやるわけですが、きちんと一般のごみと一緒にその都度回収させていくことになるのか、その辺の考

えを一つ教えていただきたいということで、それから、例えば私、今回のサニタリーボックスの設置について質問するわけですが、職員の提案から、職員側が通常の行政施策の中で自分たちが感じたことを提案してそれを試験的に実施している。私は逆にうれしく感じます。そういう住民の上に目線を置いて、やはり表立ってふだん表せないものを、これをきちんと小まめに点検されているということで本当にありがたいと思っています。職員の皆さんにも感謝、私したいと思います。

それで、先ほど言った行政区の関係とか、村の行事の関係でのサニタリーボックス設置、なかなか連続して毎日使用するような施設とは違うので、やはり持ち帰りが基本だと思うんですが、でも多くの人を利用するところはやはりきちんとサニタリーボックスを整備してやっていくというのが基本だと思います。

それから、ついだという事じゃないですが、教育長、学校も先ほど公民館とか社会福祉教育施設をお答えになられましたけれども、学校にも、子供たちであったとしても、当然女子生徒は成長とともに体の変化に生じた処理をされていると思うんですが、そのほか教職員もおります。こうした場合の処理は全くやり方は一緒なのか、処理の仕方、収集の仕方、それらについてもちょっとお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 北條議員の再質問にお答えいたします。

この男性トイレの汚物入れの件は、議員ご承知のとおり昨年6月にさいたま市議会で福祉ボランティアの代表の方から、市議会を通して市議会に提案されたのが大きなきっかけで、埼玉県はどんだんこの設置に進めて、自治体がどんだん進めておるようでありまして、また、県の埼玉県自体の、あの県は福祉に対して非常に先進地でありますから、設置をしてきたと。そして、民間の量販店や民間の企業のトイレ、さらには量販店、様々な人が集まる民間のトイレにも広がっているということをお聞きしております。

本村の場合には、本県の場合には、5月5日の民友新聞に掲載されておまして、私も目を留めました。それを見た職員がこれは必要だということの判断で、4月から職員の提案制度というのを導入いたしました。小さなこと、大きなこと、このようなことがあれば住民サービスにつながるのではないかとことを前提に提案した第1号であります。これを本村が副村長を委員長として即採用して実行したということでありますが、公共施設の中での設置は完了しておりますけれども、ご指摘のように各行政区の集会所、また村が直接管理している施設につきましては、まだ設置がないということであります。すまいるにつきましては、

調べたところ、すまいは設置してあります。頻繁に連日のように使用しない各施設であっても高齢者の方々が行き交う、また、区民が行き交うような施設のトイレにつきましても、今後、区長会のときに、こういう、このような、村で方針を示していますということを相談しながら、問題は汚物を誰がいつ回収して処分するかというところだと思いますから、こういったことも含めまして、各区長会にてお話をし、各行政区長さんのご理解をいただいて、本村、本当にそういった目に見えないところ、隠れているところまで福祉行政が進んでいるというところもきちんとして、住民サービスを高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 学校における設置状況についてですが、児童用、教職員用のトイレ、女子用トイレにつきましては全ての箇所にサンタリーボックスは設置されております。ただ、ご指摘のように男性トイレには、まだサンタリーボックスは設置されていない状況であります。ただ、ごみ箱は置いてございます。ですが、病気を持っている子供、あるいは教職員もあるかもしれませんので、今後、校長と相談をしながら設置の方向に向けて考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○6番（北條利雄君） ただいま、村長、教育長から回答をいただきました。

やはり村長がおっしゃるとおり、いつも毎日、もしくは週に二、三回使うところは、頻繁に使うと思ってもいいんですが、そういうところはすぐ回収、処理、ごみの処理なんかも含めてできるのですが、やはり地区の集会所などを見ると、ほとんど月に何回かという利用です。ここはやはり使用者責任で処理するしかないのかなと思うわけですが、ただ、村が関与する以上は、やはりそこを、ただ集会所を、行政区の集会所を借りてそこで行事を行うだけじゃなくて、その処理もきちんとして担当者にご指導いただければと思います。

それから、学校です。学校は女子生徒、特に女子生徒の成長に伴っていろんなことが起こるところできちんとされると思うんですが、やはり女性生徒ならず、やはり教職員もおるし男子もおる。そうした中で、やはりその部分はきちんと隠さないできちんと処理できる、そういう場、子供たちが安心して自分の体の変化に対応できるようなサンタリーボックス、各学年に1か所でもいいからつくって、ここにそういうものをきちんと捨ててくださいよという話で、やはり設置をぜひ検討して、教職員の皆さんにも意見を聞いて設置いただければと思うんです。サンタリーボックスですから、トイレの厄介者と言えば厄介者になるんですが、

誰でも快適に利用できるようにすべきなのは当然であります。

最近では手をかざして自動開閉するものがあり、蓋に触れることなく処理できるものもあります。また、見えない構造のために使用済みの生理用品を目にすることもないと。抗菌消臭にも対応済みで目に見えない衛生面もしっかりしております。さらにはレンタルサービス対象でもあるんですね。施設の処理は専門のスタッフが定期的に本体を巡回して洗浄・除菌処理をしているので安心感は違うのでありますが、誰しも外出先、自分の趣味でも何でも結構ですが、そうしたときにトイレが清潔であってほしいというのは、誰もが気持ちよく使いたいものであります。特に、不特定多数が利用する公共施設のトイレは、どのようなサンタリーボックスを使っているかが利用者の快適度や不快感を左右するんだと思うんです。試験的に設置しているとのことですが、さらにご努力をいただきたいと思います。

それから、サンタリーボックスの設置だけでなく、公共施設で今の子で和式トイレを洋式トイレに転換する、まだこれですかという、村外からの人も含めて何でトイレ洋式にしてくれないんですか、そんな要望もあります。さらに、清掃が行き届かずコケまで生えている、汚れが目につくトイレがあります、現実にあります。たかがトイレではなく、トイレの設置するところは構造や清掃に細心の工夫をいただきたい。トイレから村内外の利用者の快適度を高める、イメージを高める努力が必要であります。これらは、私はトイレの設置とか、例えば青少年広場の下のトイレは冬場は閉鎖するとか、いろんなことが条件があって、ありましたけれども、やはり表立って言えない、そういう日常、私たちが使って必要なものであります。ここをきれいに清潔にする、利用者に安心して快適度を高める、そういう努力というのは当たり前です。

観光地というか、鮫川に来ていただきたい、来客していただきたいというときに、表向き格好よくやったら、そういう日常の生活の中で逆に言うと汚れたものはトイレだったり、しづらい、二度と来たくなくなります。売るものはいいものがあって買っていきたいと思うけれども、トイレを利用したときに、もうこの村には来ないと、そんなことにはあれはなると思うんです。私もそうですが、いろんなところに歩きます。歩いたときにやはり最終的には、そこで休憩するときにトイレ、トイレの中を見ているんですね。そこをもう一度確認して、やはり鮫川村に来るとトイレもしっかりしているし快適度が違くと。鮫川にトイレにしに行こうと、そのくらいのやはり表立って言えないものをきちんと整備して、清掃してやっていく必要があると思います。ぜひいろんなトイレのことですから大変であります。

村長、もう一度、ご答弁お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まさにご指摘のとおりでございます。その家庭を見るときに、まず玄関入れれば分かるがよく言われていますし、外が幾らきれいでも、玄関先とさらにはおトイレの汚れ具合とか、整頓具合を見ればその家庭の状況が分かります、昔からよく言われております。まさしく見えるところだけきれいにして飾っても、人は誰でも嫌がる場所、そしてまたは見えないところへの気遣い、これは本村のこれからの多く来村者を増やそうとする上で、大きなおもてなしの心の鍵だと思います。ご提案ありがとうございます。

今、再質問を受けながら、鹿角平は一体どうなっているのかなと思っておりました。また、本村の中にも、各地域、地域にもトイレがございますので、そういった来村者が足を踏み入れる、そういったトイレも併せて目を配らせて、そしてきれいなおトイレ、さらにはこの汚物入れの設置も含めて、今後、村のイメージアップにつなげていきたいと考えております。ご提案ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 私も、トイレのこととかもうちょっと言いたいですけれども、やはりそこ。私も前のこの議会、議員になってからトイレの設置とかトイレのことをよく話しますが、やはりふだん当たり前に使いたいし、きれいなところに自分も使用したいと思うんですけども、やはり各市町村のトイレの管理どうなっているのかと気になって近隣市町村も歩くんですが、きれいにやるときは毎日掃除している自治体もあります。皆さんに気持ちよく使ってほしいねと、清掃されている方の話聞くと。私たちはこんなこと、仕事しかできないけれども、やはり町民の方、村外から来る、町外から来る人たちにも利用していただきたい、ここに足を運んでもらいたいということで、その努力は素晴らしいだと思います。

ぜひ鮫川もそこに見習えということじゃないけれども、最低限、清掃も含めて、それからトイレの中の整備の仕方、先ほどのサンタリーボックスも含めて、ぜひ検討してやはり皆さんが快適に使いやすいように、今後ともご努力いただきたいと思います。村長、教育長、よろしく願いいたします。

次に、第2点目に移りたいと思います。

第2点目、道路施設の管理についてであります。

道路施設の管理については、道路標識・標示には、道路交通法に基づき都道府県公安委員会、警察が設置するものと、道路法に基づく道路管理者、県や市町村などが設置するものがございます。昼夜を問わず、運転者が安心して走行するために、多くの情報を提供している

道路標示でありますが、自然劣化や直接摩耗などにより、時とともに視認性や視線誘導などの機能が低下するものであります。道路管理では、本村ではシルバー人材センターを活用した側道の除草、管理者や任用職員による日々のパトロール、ポイ捨てされたごみの収集、舗装の損傷箇所の補修や修繕などが実施され、安全で円滑な交通の確保と道路維持にご努力されていることに感謝するものであります。

しかし、道路施設の道路標識・標示物、特に反射板の破損や倒れたもの、さらには景観を損ない通行を妨げる政党や候補者の掲示板なども目にします。曲がったものや役目が果たし得ないものなどが数多く目につきます。こうした側道視認性の低下した道路標示状況があります。交通事故を招く危険性が懸念されるものであります。公共物の老朽化が甚大な事故を招く危険性が高く、早急な点検、補修、指導が求められるところであります。

道路標示は、設置箇所の交通量により摩耗の程度が大きく異なるものであります。本村が管理している道路施設の標識・標示の維持管理と定期点検の実施状況、さらに村が管理する道路以外の国県道の管理者と緊密な連携を図り、相互に情報共有し、道路標識・標示が適正に維持されるよう努めるべきであります。

これらの情報共有状況と道路の除草後の処理と側溝の清掃状況をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の2つ目、道路施設の管理についてのご質問にお答えをいたします。

村が管理する道路は、路線数が180路線、実延長は229.3キロメートルとなっております。そのうち、舗装道路が186.4キロメートル、舗装率は81.3%となっております。道路の老朽化が進む中で、各行政区や住民の皆様から様々なご指摘、ご要望をいただいておりますが、限られた予算の中で快適な生活環境の維持のため、安全な道路の維持管理と計画的な整備、更新に努めているところでもあります。

ご質問の道路施設の標識・標示の維持管理とその定期点検の実施状況についてであります。道路標識は、道路の傍らに設置されている標示板のことであり、案内、警戒、規制などの目的別に道路管理者または公安委員会が設置及び管理を行います。道路標示、路面標示はセンターラインや車道外側線などの区画線と、横断歩道や停止線などの道路標識に大別され、車道外側線などの白い区画線は道路管理者が、また横断歩道や停止線などの道路標識は公安

委員会がそれぞれ設置及び管理を行うこととなっております。

これらの維持管理につきまして、棚倉警察署及び棚倉土木事務所へ問合せをしたところ、棚倉警察署は駐在所や本署の警らにより、また棚倉土木事務所は道路パトロールによりそれぞれ定期的に確認しており、ともに緊急性を要する事案はありませんが、修繕を要する案件を有しており、順次予算措置し対応してまいりますと回答いただいております。

村では、道路パトロール及び各行政区長含めた住民からご指摘いただいた道路情報により現地確認を行い、緊急性の高い箇所から整備、補修を行っているのが実情でございます。

また、県管理道路に関する住民要望等は、現地確認を踏まえ、棚倉土木事務所への情報提供とその応答により共有を図っているところでもあります。

次に、道路の安全確保を図る交通安全施設には、ガードレールや視線誘導標がございます。議員おただしの視線誘導標は、車道の側方に沿って道路線形等を明示して、運転者の視線誘導を行う施設であります。村が管理する道路において、視線誘導標の現状確認を行った結果、支柱の根元から道路ののり尻側へ倒れている、また、視線誘導標の反射帯が破損、欠損しているなどの機能していない案件を7路線で確認をいたしました。7路線の状況は、20メートルから40メートル間に2本から4本程度の機能不全を確認した路線が4路線、100メートル間に10本程度の機能不全を確認した路線が2路線、最も著しい路線は800メートル間に50本以上の機能不全がありました。

視線誘導標は、夜間車両通行する運転者への道路形状を確認させる、道路状況を認識させる上で、街灯がない道やカーブ地点では特に効果がある安全施設であることから、今回の現状確認を踏まえ、交通安全上危険性が高い箇所を選定して、反射帯が欠落する視線誘導標の修繕を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、道路の除草後の処理と側溝の清掃等についてでございます。

まず、道路の除草につきましては、村内の国道、県道及び村道、林道の指定箇所を除草するための業務委託として、それぞれ村シルバー人材センターと業務委託契約を締結して刈り払いを進めているところでもあります。

議員おただしの道路の除草後の処理につきましては、国道、県道の除草委託に関わる特記仕様に刈り払いを行った草木の処理に関する記載がなく、また、こうした草木を処理する村の施設もないために、除草した草木は車道通行に支障のないように道路敷地ののり面等に刈り倒しております。

側溝の清掃状況につきましては、集落の管理状況を把握し生活環境に支障のないよう対策

を検討してまいりたいと考えております。

また、高齢化等で活動が困難な地域につきましては、状況に応じた活動をお願いしているところでもあります。

以上で北條利雄議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 道路施設の管理、いただきました。早速、質問、通告したとおりだと思うんですが、点検したと、担当課で点検したということで、損傷箇所が見られるということで計画的に対応するということでもあります。

道路施設、いろんなものがありますけれども、適切に維持管理して更新していくのは本当に大変重要でございます。災害時に限界集落だとか孤立可能集落、どのように保全するのかも課題も山積みしております。村長が言ったとおり、人口の減少とか利用者の減少に対応した社会インフラの間引きや破棄なども必要となると言われているんですね。先ほど村長が路線のキロ数などもお話しされましたけれども、鮫川もすごい路線数、管理する支線数であります。これからは減築を含めたインフラのめり張りをつけた維持管理を実施する必要があるのではないかと、私感じているんですね。

そのために、そうしたものに対応する公共事業としての道路の維持管理の、戦略的なシナリオを明確に示す必要があるんじゃないかなと、私思っているんですね。道路の維持管理の重要性を村民に対して説明責任、それから透明性を持って訴えながら、必要な公共事業を着実に実施する英断を図る合意形成も図られる必要があるんだと思うんですが、国は、先ほど言ったいろんな警察、土木事務所、国・県・村、そんな管理者がやっている中で、いろんな施設の老朽化対策に関しては、メンテナンスサイクルの本格導入に向けた、道路管理者の維持管理に関する義務の明確化などの方向性が明示されております。

具体的には、法令を制定してそれに基づいた厳格な基準で、橋梁だとかトンネル、それらも含めて道路構造物の全数を点検すること。それから、点検診断、措置結果の確実な記録、その活用が検討されております。さらに、メンテナンスサイクルを回す仕組みとして、道路管理者の維持管理する予算の確保とか、地方公共団体の維持管理を含む工事発注業務支援、それから民間企業との協働の在り方、メンテナンス分野での人材確保、それから資格なども広く支援する内容となっているわけですね。後で下りてくるか、現在、どういう、国から下りてくるか分からないんですけども、本村でもこれらに準じた対策を行う必要があります。道路施設やメンテナンス管理対策について、管理しておくというのは大事だと思うんです、

どこでどういうことをやったのかという部分で確認しておくというのは必要だと思うんです。やはり道路といっても細かいものについては、そういうメンテナンスしてきたサイクルというのが記録残っているかどうかと、ほとんど多分残っていないんだと思うんですよ。そのときやったことは覚えているけれども、いや昔やったなというくらいの話で。そういう部分をきちんと今度は記録として残しながら、順次そういうメンテナンスに努力するということがあります。

その辺でもう一度、国も、今後道路管理も含めた道路施設の標識なども含めたやつを、きちんと法令化するということをきちんと進めますということを言っています。村でそれに準じて行くべきであります。村長の考えをもう一度伺います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 本村の180路線の村管理下の村道であります。また230キロに及ぶ大変な長い距離の村道を、管理をしなくてはならないというところでもあります。

まず、今度の18日に各集落で、18日でしたか、日曜日ですね、一斉清掃の案内を申し上げました。各集落の皆様は中山間の町村も含めまして、各集落の皆様は各地区、地区の道路管理、本来であれば村が管理しなくてはならない除草等も含めて汗を流していただいております。そこには深く、常々村内を警らしながら感謝しているところでもあります。

しかしながら、一昨日も、11日にも数件の要望がございます。集落間でどうしても草刈りができない部分があります。そしてまた、その区間の村道の除草の、村道脇の車が交差できないと、交通事故になってしまうと。そういった草刈りをお願いしたいという路線の要望が複数人の方々から要望もございます。大体お話を聞くと、一発でああ、あそこだなというのが分かりまして、担当課も私も現地を確認をしてみました。

集落の中で、春夏のクリーンアップ作戦もそうですけれども、2回から3回の草刈りで、皆さんで、共助で自助、共助、その範囲内でできる部分、しかしながら、路線によっては抜けてしまう路線が本村にはかなりの距離がございます。そしてまた、今回の議会では、村道の認定の7キロという、289号の7キロという村道を認定をお願いをするところではありますが、県からの移管をされるということで、ますます大型路線が村管理ということになります。

実は今、仮の名前でありますけれども、環境公社の調査をずっと続けて、副村長を筆頭に続けておりますが、秋には、今後全員協議会でその方向性をお示しをさせていただきたいと思っておりますが、村道の実態調査、これを指示いたしました。そういった業者に委託するのか、村が公的なお金を出した公社に委託するのはこれから協議が必要であります。実

際、今の村の村道の路線、ここの路線は集落の方が刈っていただけると。しかしながらこの区間は村が手を入れないと駄目な路線、そういった路線の実態調査をリサーチをかけて、そして難度、例えばここの路線はAとするならば、ここの路線はDだと。しかし緊急性があつてすぐに管理をしなくてはならない路線はここであると。さらには支障木です。支障木の要望も年々増えてきております。道路のかぶった支障木の路線、これには個人の所有権というのがありますから、そこの個人所有の地権者とうまく連絡を取り合わない勝手に切るわけにはいきませんから。そういったところの村道筋の実態調査、これをきちんとして、そして年度別にこの路線は毎年ここはやるとか、ここは3年に1回やるとかという計画を立てていただきたいという指示を今出しているところでもあります。

ですから、毎回、区長様、議員さん、そして地区民の方々から要望をいただいておりますが、そういった要望にも適切にお答えできるような計画を持って、国の指導があると今ご提案ありましたけれども、国からの指導もさることながら、村では独自にこの長い路線の計画性のある道路管理計画をつくりたいと思っております。それと、あと維持補修、道路の補修とかにつきましては、業者がやるべき部分、それから維持管理の村の直営の職員ができる部分をすみ分けして、そして村道にはU字溝の中に大変な土砂がたまっているところが、横断溝もあります。そういったところは、なかなか人間の手では処理できませんので、まとめて業者に発注するしかない。そのすみ分けの判断をしていきたいと思っております。

ご提案いただきました、本村でも来年度以降、そういった形の計画性のあるインフラ整備、できるところから着手をしながら村の公道の環境保全を図ってまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 長い道路路線、施設管理をするというのは大変なお金もかかります。財源も必要であります。ただ、村長が今言われたとおり、道路管理する上でメンテナンスサイクル、そこをきちんと計画的にやる、これをやはり記録してこない、いつやったのか分からないでは困るんだと思うんですね。やはりこれだけの路線を施設も含めて維持管理していくというのは大変なことでありますので、ぜひ今言ったとおり、計画的に財源も含めてメンテナンスをしていくということをやったりやっていただきたいと思っております。担当課、大変だと思うんですが、ぜひ住民の安全、それから鮫川を通る交通安全も含めて、やはりきちんと、鮫川は本当車で行くのと遠いけれども、安心できる、そんな村にしていだければと思っております。

2点目の質問を終わります。

次に、3点目でございます。

3点目、行政施策評価についてであります。

少子高齢化、情報化、それから生活形態の多様化など、行政需要は日々変化しております。行政はその変化に対して柔軟に対応すべきで、いくべきで、そうしなければならないと思っております。村が自らの現状を客観的に把握し、あるべき姿と比較して的確な判断の下で改善に結びつけられているかどうか、また、その判断や改善が適切かどうか、常に検証する体制の充実が求められております。

地方自治法では、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるとの地方公共団体の責務を定めております。本村にとって、福祉の増進に努めるとは、目標実現に向けて施策を着実に遂行することです。この自治法の条文における責務を果たしていくには、施策執行プロセスの効率性と、成果を生み出す有効性を測定して、そして評価するシステムが不可欠であります。プロセスの効率性を測定、評価するシステムには、フルコストに基づく公会計情報の活用が有益であることは言うまでもありません。

一方、その成果を生み出す有効性の評価につきましては、福祉の増進という行政目的が貨幣価値に換算できないため、公会計情報のみで行うことはできません。行政評価は、貨幣価値とは別の客観的なデータを基に、体系的に効率性と有効性の評価検証を行い、改善につなげるというPDCAサイクルのシステムであります。その意味から、公会計とは相互に補完する関係にあります。

評価の体系は、施策評価と事務事業評価の二階層の構成であります。それぞれの成果やコスト、さらには目的の達成状況などから、効率性や有効性について評価され、そして、事務事業は、構成している施策の成果向上への関連性も踏まえて評価や見直しがございます。評価や改善といった機能については、議会もその任を担っております。しかし、職員自らが評価そのものに参画し、村政全体を網羅し、体系立った制度として唯一存在するのが行政評価であります。

行政評価は3つの目的があります。計画の進捗状況、達成度の把握、職員の政策形成能力の向上、すなわち多くの職員が評価と改善の作業プロセスに関わることで、政策形成能力の向上を目指すというものであります。そして、説明責任と村政の透明性の確保であります。事業や施策の目的の妥当性、有効性、効率性、そして人材や財源などの資源の有効活用といったことを目的としておりまして、現在よりも効率性や経済性の向上に重きを置いていたように見受けられます。行政施策評価を実施する目的が変化してきたことを感じております。

新型コロナ感染症の拡大により、人の移動制限や経済活動の停滞、感染症対策を徹底する

ための新たな生活様式への適応などの変化が生じております。医療機関などへの負担の増加にとどまらず、外出自粛や学校の臨時休業、施設の使用制限、多くのイベントの延期や中止など、様々な影響が生じております。一方で、密閉・密集・密接の3密回避をはじめとする、新たな生活様式に適応するため、在宅勤務やウェブを活用した会議、オンライン教育、遠隔でのスポーツ観戦や文化芸術の鑑賞など、多様な働き方、学び方、楽しみ方が広がっております。

また、中央集権的な合理化や画一化によって経済的な豊かさを求めてきた近代の価値観が大きく変わり、極端に人口が密集した都市ではなく、適度に人の密度が分散された地方都市に対する評価が高まっております。

こうした様々な変化に直面する中で、本村が描く姿を目指す行政施策もしなやかに変化しております。これまでを謙虚に省みて、村民一人一人の新しい幸せを追求していく必要があります。自然環境に恵まれた地理的特徴、歴史文化の豊かさなど、本村の強みを生かしながら、これまで進めてきた「人の健康、社会の健康、自然の健康」をさらに高める、そして進めることによって、危機に負けず、全ての人の命が等しく守られる、本当の意味での健康を目指すべきであります。本村が変化に対応しての行政施策評価の在り方への村の所見を、村長の所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の3つ目、行政施策評価についてのご質問にお答えを申し上げます。

行政施策評価は、議員ご指摘のとおり、村が自らの現状を客観的に把握し、あるべき姿と比較して的確な判断の下で改善に結びつけられているかどうか。また、その判断や改善が適切かどうか、常に検証する体制の充実が求められているものであると認識をしております。

本村は現在、平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とする第4次鮫川村振興計画において、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする後期基本計画の真っただ中であり、その後期基本計画に基づき、具体的に実施する事業や財源等を示した実施計画を策定しております。この実施計画は向こう3年間の計画としておりますが、各課等において、毎年、そのときの社会情勢や経済の動向、財政に見通し、事業の効果などを総合的に勘案し、計画の見直しや新規事業の提案などを含めてPDCAによる評価を行っております。

今年度においては、来月初旬から私を筆頭として、各自改革に結びつけるためのヒアリングを行う予定であります。また、村では振興計画を基本として、令和3年度から第2期まち・ひと・しごと総合戦略を策定をしております。この第2期総合戦略は、これまでの第1期の鮫川村人口ビジョン総合戦略が時代に即応していたか、計画どおりに実行されていたかを検証、評価し、計画を策定しております。

この総合戦略では、基本目標に村民の幸福度向上を位置づけております。幸福度の尺度は、おおむね経済状況、健康状況、人間関係、生活環境などが充実していることが、その条件であると考えております。議員ご指摘の、「人の健康、社会の健康、自然の健康」はまさに、村づくりのキーワードであると考えております。この健康とは、単語は豊かさに置き換えることができると思います。人の豊かさ、自然の豊かさは鮫川村そのものであります。もう一つの社会の豊かさの表現につきましては、この第2期総合計画戦略の冒頭に記しました私の挨拶文にも、村づくりは村民全員でやりましょうと。それから、村づくりは自助・共助・公助の精神でありましょうと記しております。また、村づくりの目的は村民の幸せの実現であるともしております。

これからも、村民の幸せの実現のために、事務事業の評価を通して、職員の意識改革を進め、村民が求める質の高い行政サービスを提供していくという意識を醸成し、政策能力の向上に結びつけて時代に合った行政施策の発展に真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げ、3点目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） ありがとうございます。

行政施策評価、村でもいろんな形でやられておりますけれども、やはりコロナの中で当たり前にやられてきた事務事業が縮小、中止されている中で、多分、今度の決算にも出てくるんだと思うんですが、やらないことによる財源が余ることなんなんですが、これをためていて次年度に使えばいいという話じゃなくて、やはり事務事業をきちんと見直すということで、新たな仕組みをつくり上げるいいチャンスだと私は思っているんですね。そういう部分で、単に仕事、事業ができない、事務ができなくて金が余った、それを次は元へ戻すだけではおかしい、おかしいというか違うんだと思うんです。やはり、それらを実行するために本当にこれでいいのか、見直すべきだということが多分出てこない、何か新しい展開が見えないのかなと、私思っているんです。

1つここで、私ちょっと提案したいんですが、行政経営のシステムなんです。経営型の行政運営システム、経営の考え方を取り入れた新しい行政運営であります。行政運営の経営とは何ですかということですが、地方財政の厳しさ、それから村民意識の高まりを受けて、本村が行うべきものは何かをやはり明確にする。それから、行政の説明責任とこれまで以上の効率的な運営が強く求められているんだと思います。

これまでも行財政改革や事務改善を実行してきました。しかしながら、時代背景の中で将来にわたってやはり持続可能な行政組織として発展していくために、村長が先ほど行った各種計画でビジョンが明らかにされております。資源、予算、組織、職員などの持つ効力や能力を効率よく最大限に発揮させることが必須条件であります。これまでの予算決算による数値的な効率性に加え、本村の村民生活の充足とは何かなどの観点から政策を選択し、限られて資源を真に求められるサービスに集中していくような行政運営の仕組みであります。

そして、経営に大切な3つの考え方が、私はあると思っています。

まず、第1が、業績成果志向の考え方です。これまではややもするとサービスの選択や在り方を、行政が行政側の基準で判断を行ってきました。業績成果志向とは、サービスの受け手である村民の満足度を指標として、その業績がどれほどの村民が満足度を満たすことができるかという、業績成果で管理しようとする考え方です。

2つ目は、公共の民間への開放です。単なる外部委託ではなく、地方自治体の公的関与の在り方を明確にしつつ、市場化テストの活用など、可能な限り公共サービス事業を企業や民間団体に委ねることにより、サービスの効率性と継続性を図ろうという考え方です。また、純粋に民間とは言えないNPO、地域団体が担っている要件につきましては、村民と行政の協働事業として推進、そして、行政の役割を物的支援からそうした活動をコーディネートする機能、知恵の出し合い、地域連携に移行しようとするものであります。

第3は、情報提供の促進です。これまでの数値などによる報告に加えて、実施した事務事業に対する評価などを公表して、村民と情報を共有することによって行政と村民が協働してサービスや政策を選択できるようにすることです。

こうした経営型の行政運営システム、経営の考え方を取り入れた新しい行政運営について、村長の考えを再度お伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 人口ビジョン総合戦略の後期の計画の中の一つの表の一番の大きな先ほど答弁をいたしました。村民の幸福度の向上と入れさせていただきました。村民が何を

持って幸福感を味わうのかというのは、村民によって千差万別だと思いますが、私はただ単に、人口減少イコール村の将来の展望がないということばかりではなくて、人口減少は間違いなくどこの自治体でも大きな課題となっておる中で、いる村民がどれだけ村を愛し、そしてこの村を次の世代にどこまでつなぎ合わせるかという意識の醸成、そしてこの生まれ育った鮫川村を美しく、そして昔から伝わる祖先から、そしてまた先人から伝わる知恵、結いの精神、こういったものを次の世代にどうやって受け継ぐか、そして次の世代がそれを感じて鮫川村を愛していただけるという、ふるさと郷土愛といいますか、それが高まらない限りは村民の幸福度の向上はあり得ないと思っておりますし、果たしてそれを何の尺度ではかるのかというのは大変難しいかと思いますが、今年度、昨年度から、中堅若手職員を中心として、10人の人口減少、子育て支援特別プロジェクトが今第10回以上の会議を重ねております。ここ11月には、その成果の答申がされるわけでありますが、その中にも、様々な職員なりの意識改革の中で提案が出されておるし、これは将来の村づくりに大きく役立つものという、そのような理想の村を、今このプロジェクトが大きく研究をしておりますし、それを村民の皆様にも公開、議員の皆様にもお示しする時期が来るかと思いますが、そうやって職員も村民も合わせて、先ほど自助・共助・公助という話をしましたが、まずはできるところはここでやっていただきます。そして、協働でやっていただくことはみんなで支えると。そして、行政が手をかざさなくてはならないようなものもすみ分けをして、それで支え合う村づくりを構築したいなと考えております。

それと、2番目の民間へのただ委託、民間委託をするということではなくて、やっぱり財源には限度があります。限りある財源を有効に使うのには、やはり民間の力をお借りしたほうが費用対効果が高まる、そのような自治体がどんどんと増えておりますが、本村も今年度、起業人の派遣で健康づくりの村づくりに着手をして、昨年度から着手をしているところでもありますし、今後また、鹿角平の運営、それから様々な健康、そしてスポーツの推進を図る上で、民間の巧みな経営能力と、そしてまた技術力を活用しながら、村づくりに、村が全て直営でやるのではなくて、そういったPFI方式といいますか、そういった導入もこれから推進しなくてはならないと思っております。

さらには、3番目の情報提供と、これは当たり前のことではありますが、なかなか村民に伝わりにくい部分があります。様々な情報の仕方ありますが、広報紙、インターネット、配布物といろいろ、様々な配布物がありますが、果たして村民の方々がどこまで関心を持って見られているのか、まずは目を引くような工夫も必要でありますし、今、特別チームが戦略を

練っているのが、見える化であります。1回で見てぱっと分かるような、そのような行政サービスを今構築をしながら、インターネットの作り変えも併せて戦略を練っているところありますので、まずは、本村に関心のある方が村に出向いたときに、そしてまたホームページを見たときに、ぱっと一番最初、求めたいというところに見えるか、そしてまた掲示板もそうですが、そのような見える化、これがまずなかなかうまく上手に使われていないのが現状でありますから、そういったところまで含めて情報の提供、そして情報の提供と行政サービスというのはスピード化を持たないと駄目です。しかしながら、情報を得てすぐ発信したのではないので、内容をよく精査して、そしてこれが果たして住民の公正を保って施策としてできるのかということ、内部協議をした結果、発信していかなくてはならないと思っております。私は民間人ですから、得た情報はすぐに即判断して発信したいんですが、やっぱり、村長ちょっとそれは待ってくんちょいと、もう少し内部で検討させてくださいという例が今まで多々ありました。確かにそうです。財政もお金もかかりますから、即判断していいものと、内部検討しなくてはならないことがあります。

それも踏まえて、今ご提案のあった3つのこれからの経営型の行政の運営ということに心がけながら、皆さんとご相談申し上げながら、今後の振興計画もいよいよ令和6年度で終了です。来年度以降、研究立ち上げて、そしてまた第5次振興計画のスタートという、そのような大事な時期に来年度、再来年度なりますから、そこも踏まえて計画を皆さんと共に構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 行政評価、村もやっておりますけれども、私が先ほど提案した行政経営のシステム、行政運営、経営型の行政運営について、答弁をいただきました。これから限られた資源を本当に真に求められるサービスに集中していくという行政運営というのは大切なことだと思うんですね。そういうことで、村長が私の3つについて答えられましたけれども、やはり今まで行政側が行政側の基準でサービスを判断してきているんですね、ほとんど村長は毎月、村民との対話ということで、いろんな細かいところまで聞いていますけれども、それはほんの全体の中の一部にしかすぎないんであります。じゃ満足度が住民からどれだけ情報を得ているのかということとは、ほとんど受けていないんだと思うんです。そういう部分で、業績志向の中で行政側が判断してきたものを住民側の満足度はどうなっているかというのを把握も大事だろうし、それを把握しながらサービスを展開するというのは必要なんだと

思うんです。

それから、今までいろんな、ここをやってほしい、あそこをやってほしいという部分でいうと、ほとんど財政的な支援が大きかったんだと。やはり財政的支援だけじゃなくて、必要なものは必要だろうけれども、やはりこういう場合はどうなんですという部分でいくと、物的な支援からやはり活動、それとそこの事業をやる上でのコーディネートする機能、やはり知恵を出し合って、こうすればこうなるよということまで、やはりこういうことをやはり職員自身が村自身がやる体制が一番大事かなと思うんです。ここをこうしてほしい、ああしてほしいという部分では、今まで、ほいきた、金があればここやるよ、直すよ、やりますよという話が簡単にいっちゃう。え、これ無理なんじゃないかと思っても、いや、やってほしいと言えば、じゃここやりましょう。簡単に言う話が往々にしてある。そうじゃなくて、こうして改善すればよくなるという部分で、やはり知恵の出し合い、それをコーディネートする役所であってほしいなと私思います。ぜひそうしてほしいと思います。

それから、情報提供です。やはり行政の評価する部分というと、全て住民にペーパーでお知らせしたり、ネットでお知らせしても、そんなに關心あるものじゃないと思うので、なかなか情報が伝わらないんですが、やはりそれでも何回もいろんな角度を通じてその情報を公表していく、評価を公表していくというのは大切だと思うんです。これもなくしちゃならない。やはり村の行政サービスというのは、行政だけじゃなくて村民が協働して政策をつくり、政策を選択する、そういう仕組み、やはりこういう部分では、経営型の行政サービスというのは私は大切だと思うし、そういうふうに変換すべきだと私は思っています。

いろんなことで、後で同僚議員からも、うまいもの祭りとかいろんな部分での行事、事業のやり方などを指摘される、問いただす質問もありますが、やはりコロナの中で疲弊していますよね。地域の祭りが2年中止や延期されただけで相当変わっちゃいます。今まで地域を盛り上げ、村を盛り上げようとしたものが復活できないんです。この努力って時間がかかってつくっても、あっという間にこの2年間に、3年目に入りましたけれども、崩されてしまったと。これからいろんな地域もそうですけれども、村もこれをただ次に政策や施策に戻すだけの話じゃ済まないんだと思うんです。やはりこれから先ほども言ったとおり、知恵を出して、やはり見直して、違う角度からやはり事務事業を進めていくべきだと、私考えています。私もない知恵を機会があればいろんなところで出したいとは思っていますけれども、みんな、やはり行政と地域住民、議会も力を合わせて、この鮫川に住む人たちがやはり豊かになっていくと。人口が少なくなっても生活がしやすい、そんな村に私の力を出していき

と思います。これからも、行政側もしっかりとした、面倒くさいけれども、やってほしい、その努力を期待しながら、今回私からの3つの質問といたします。

ありがとうございました。

◇ 関根浩治君

○議長（星一彌君） 1番、関根浩治君。

〔1番 関根浩治君 登壇〕

○1番（関根浩治君） 1番、関根浩治です。

9月定例会におきまして、私から2つほどの質問をしたいと思います。

まず初めに、農業資材価格高騰対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症とロシアのウクライナ侵攻による影響が長期化し、農業生産資材価格が高騰しております。そのため農業経営に深刻な影響を及ぼしております。

農業者への経営回復・継続を支援、または本村の農業維持と耕作放棄地防止の観点から、対策を早急に実施することを望みますが、その点について村長にお伺いしたいと思います。

○議長（星一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1番、関根浩治議員の1つ目、農業資材価格高騰対策についてのご質問に対してお答えを申し上げます。

議員おただしのとおり、新型コロナウイルス感染症による経済への影響、ロシアによるウクライナ侵攻や急激な円安の影響などにより、農業生産資材の価格高騰が深刻化しております。農林水産省が8月30日に公表した農業物価指数によりますと、今年7月の農業資材、農業生産資材の総合価格指数は、前年同月に比べて10%の上昇、うち肥料は36.5%、飼料は20.3%と大きな上昇を示しております。このような状況の中で、村では農業に限らず、原油価格、物価高騰の影響を受けている村民の家計負担の軽減を図るために、全村民を対象として、1人2万円のみめな暮らし応援商品券を議会の皆様の議決を得て、8月に配布したところでもあります。

農業資材価格高騰対策につきましては、現在、福島県肥料高騰緊急対策事業の助成を県に要望しております。11月に交付決定される見込みとなっております。この事業では、肥料価格高騰の影響を受けている稲作経営体を支援するもので、稲作及び転換作物が対象となって

おります。補助額は主食用、飼料用、WC S、加工用、米粉用の水稻が10アール当たり500円、それ以外の転換作物が10アール当たり1,500円となっており、村では304経営体、水稻と転換作物合わせて339.28ヘクタール、229万1,600円の助成を県に要望しているところでもあります。

一方、米の買取り価格に目を向けてみますと、出荷の際に農家に支払われる令和4年産米のJA概算金は、全国的に前年産の価格から引き上げる動きが出ております。この背景には、主食用米から飼料用米などへの転換が進んだことや、生産費の高騰を踏まえ、農家の手取り確保を図る願いがあるようであります。

次に、飼料の価格高騰に対する対策について申し上げますと、県は輸入粗飼料価格高騰への緊急支援として、県酪農協や全農福島などの畜産団体を通じて、輸入粗飼料への依存度の高い酪農家に対して、1トン当たり5,000円を補助する県独自の対策を打ち出して、9月の県議会に提出する一般会計補正予算案を発表いたしました。村といたしましては、今後、国・県の動向を注視しながら対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、1番、関根浩治議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響で農業の経営が厳しさを増しているのはお気づきのことと思います。原料の輸入依存度が高い肥料、それから家畜と餌となる飼料といった生産資材が値上がりし、一方、米をはじめとした農畜産物の価格は低迷しております。原料を輸入に頼っているという現実がありますが、肥料は先ほど村長がお話ししましたように36%の上昇、餌については、国際穀物相場価格上昇と円安の影響で20%の値上がりです。

その一方で、和牛の子牛価格は5か月連続の下げとなっております。8月の子牛取引価格は全国平均62万9,425円で、福島本宮市場は66万1,626円となり前年比7.4%安でありました。9月の本宮市場子牛平均価格は60万7,518円で、宮崎や長崎、鹿児島、大分等では雌子牛の価格は43万円から七、八万という家畜市場があり、厳しさを増しております。

自治体において、物価高騰対策や肥料価格高騰対策、農業者資材価格高騰対策、農業元気アップ支援金事業などを創設して対策しておりますが、鮫川村ではどのような事業を実施するのか、村長に再度お伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの再質問であります。農業全般的に農業資材の高騰、さらには肥料ですね、肥料、飼料、特に本村の場合には、畜産、和牛の繁殖、それと酪農、特に酪農家の輸入粗飼料、これにつきましては、県も独自の施策を講じておりますけれども、本村の場合にも、県酪農連から要望を、支援の要望を受けているところでもあります。また、9月末に国が閣議決定をという、様々な支援の施策もございます。

まず、肥料とか飼料に対してのその畜産酪農家への支援として、予備費の中から6,000億を充当したいという9月11日付の記事でございます。また、今朝の朝刊には、酪農家1頭につき1万円の支援を政府は閣議決定の素案として、今回の支援策を講じるという報道も今朝の朝刊に出ておりました。しかしながら、その要因とすれば全て粗飼料の受給率を高める農家という要因が、実は要件になっておりますので、こういった国・県の様々な方策、これを勘案しながら本村の農業に、特に畜産、米もそうですけれども、見合った支援はどうかというところも含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

また、米の概算価格も500円から1,500円ということですが、去年は3,000円以上上がって、今回1,500円上がったにしても、当然生産費まで届くのかどうかというところも含めまして、それと肥料の国の補助の要件を勘案しながら、村独自の支援策を今後検討してまいりたいというのは答弁書のとおりでございますので、私たち、今懸命になって情報収集しております。

先般、県の畜産振興協会、私、実は副会長なんです。しかしながら、なかなか分かりづら。その施策が分かりづらくて、副村長、それから担当課長と一緒に県の畜産振興協会専務理事、担当課長、それから県の畜産課長、農林水産部長に足を運んで、今後の県の方針、それとまた、畜産振興協会は、村からの各自治体からの負担金、それから県の助成金で運営している大きな畜産から肥育、それから繁殖までの、全ての方々の支援をするという協会がありますので、そこで情報収集を重ねてまいったところでもあります。

今後、実際あと一つは、今調べていただいているのは、輸入粗飼料そしてまた配合飼料本村でどのぐらいの量を、一つのデータは実はあります。しかしながら、春から、6月からかけてどのぐらいの量を消費をしながら、どのぐらい高騰して、どの程度逼迫しているかという調査を、今、係に指示をしているところであります。ですから、粗飼料それから配合飼料も含めて、本村の価格高騰に対してのその逼迫率、どのぐらい大変な状況になるのかというのは、今指示をしておりますので、各農家等のリサーチをかける、かけながらも実態調査、これを踏まえて、今後、村としての支援策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。

○1 番（関根浩治君） 国では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナにおける原油価格や物価高騰対応分として、地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や学校給食費等の負担軽減等子育て世帯の支援または農林水産業や運輸、交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しし、コロナ禍において、原油価格、物価高騰に直面する生活者や事業者に対して、自治体が発行する事業に幅広く活用することが可能であります。

取組した自治体では、令和3年度の確定申告書や税務申告書等の写しの対応で事業を実施しておりますが、村では、そういった事務の簡素化等についてはお考えあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 物価高騰の様々な農業者ばかりではありませんけれども、様々な状況で、他町村は他町村でありますけれども、村民がどのように大変な思いをされているのかというのは、先ほど答弁したとおりに対応していきたく思っております。

政府が9月末に閣議決定をするという中身には、先ほど6,000億と話しいたしましたが、自治体が独自に物価高騰に対する方策を講じる自治体に交付できるという内容になっております。

ですから、こういった有利な国の、我が村独自にこういうことをやりたいということで、自主財源を充当するのか、また、こういった国の施策に合う有利なお金を活用しながら、足りない部分は実際に投入するしかありませんけれども、そういった国・県の独自の方策が多分今月末には決定され、新聞報道もされると思います。これは全国的な問題でありますので、小さな自治体が予算要求するまでの金額が充当されるかどうかは、これから情報収集しながら、そしてまた、県会議員、また県の担当課、農林事務所も含めて、県とそれと国の状況も勘案しながら推進してまいりたいと考えております。

いずれにしても、先ほど私、挨拶の中で、冒頭の中で、大手畜産業が今、経営破綻寸前だというお話をいたしました。負債額はちょっと想像つかない大変な金額であります。本村の場合、そういった今回の価格高騰、それから様々なコロナの要因で事業を断念するというような事業所、そして農家は増やしたくないと思っております。

ですから、この前、若手農家の担い手の方々にも本当に膝を交えてお話をいたしました。

彼たちも大変不安だと思いますよ。夢はあっても不安だと思います。しかしながら、そこをどうやって皆さんと相談しながら経営を持続化していくのかというのは、私たちの、そしてまた関係団体、私は農協、それから各組織の方々と連携を取らなかったならば、1つの自治体だけでの考え方では、この難境は乗り切れないと思っておりますから、ですから、この後の質問でもお答えをいたしますけれども、畜産関係の支援策についても覚悟を決めて、そして情報収集しながら方策を練りたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 政府は、先ほど村長がお話ししましたとおり、今月になって、地方自治体が地域の実情に応じた物価高騰対策を講じる際の財源として、新たに電力、ガス、食品等、価格高騰対策重点支援地方交付費ということで、予備費の中から6,000億円を措置することを示されました。

また、各自治体に推奨する取組として、高騰する化学肥料から地域資源を活用した肥料への転換を支援する対策などが示されました。当村では堆肥センターがありますので、これらの昨年実施しましたように、今年度実施したように、水稻とか野菜等の作付に助成をしましたが、堆肥センターの堆肥を有効に、地域資源という形で活用したことができると思います。そういったことは可能だと思うんですが、村長にその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ご提案のとおりであります。本村は先駆けて畜産農家と、あと循環型農業の有機質堆肥の生産をして、循環型農業を回すというそのような施策に転じて、もう既に稼働しております。みどりの食料システム戦略、システムがございますが、その中にも、今さらながらであります。国はそういった肥料の軽減、化学肥料の軽減、農薬の軽減、そして有機質でこれから農業を営む、支援をするという方向にシフト変わっておりますので、本村の堆肥をうまく使って、そして畜産農家も支えながら、また有機質堆肥がこれから、村ブランド化、今、米のブランド化をしようという話がこの前の若手経営者の米農家の若い経営者の方々から、そのような話が出てきております。

実際、本村でも特別栽培米を作っている皆様方もおります。また、食味の高い米をテーマとして生産をしている方々もいらっしゃいます。そういった方々と合わせて、この中山間でも、有機質堆肥を活用した食味の高いブランド米、鮫川米をできるという立証をしていきたいと考えて、先日、天栄村の添田村長にお会いしました。天栄村は日本一の食味の米という

ことで、全国に発信をしております。多分皆さんもご承知のとおりだと思いますが、山形県にそういった米農家がいらっしゃるということで、もし鮫川のグループの皆さんが行くということであれば、うちの村の視察もぜひ来ていただきたい。そしてまた、山形県のその農家の方々もご紹介しますという、天栄の村長からそのようなうれしい助言もいただきました。

やはりあそこまでせっかく良質な堆肥を使っておりますので、水稻ばかりではなくて野菜、それから豆、様々な根物、葉物に合わせて活用をこれからして、きちんと鮫川認定のシールを貼って、高くても買っていただけるような農産物の生産を考えていかななくてはならないということで、若手からヒントをいただいたので、次年度以降、皆様にもご相談したいと思えますし、関連の団体、あと農家の方々にはご相談していきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 地域資源ということで、堆肥センターの堆肥を活用して、この肥料高騰対策に対してやはり事業を打ち出して助成金を国のほうから頂くというような、そういったことも今回ぜひ検討して、実現に向けて頑張っていたいただきたいと思えます。

それから、肥料価格高騰による農業経営の影響緩和のために、化学肥料低減に向けた取り組む農業者の肥料費支援事業ということで、支援対象となる肥料は、今年の令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料が対象で、化学肥料低減の取組を実施した上で、前年度から増加した肥料費について7割の支援金交付が受けられる事業でございます。申請に必要な書類は、本年の秋肥料、来年度の春肥料の注文書及び領収書と化学肥料低減に向けた取組を2つ以上取り組むことが条件ですが、この事業の内容と、村での取り組む姿勢があるか伺いたいと思えますが、以前にありました、コロナ交付金事業ということで、事業者に対して一括100万円の交付事業がありましたが、これらの事務揭示、あるいはそういった事業の周知について、各市町村で温度差がかなりありました。近隣では、そういった申請書類等もきちんとホームページで揭示をして農家にお知らせしたんですが、当村ではそのときには何もされておりました。

そういったことで、今回こういった7割の補助が受けられるということでございますので、担当課としても、ぜひそういった仕組みをきちんと理解してホームページ上に揭示して、事務手続をできるように、やはりきちんとやっていただきたいと思えますが、その辺について、村長どのようにお考えしているかお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 政府は化学肥料2割削減した農家を対象にということで、6月以降の

肥料を対象にして、上昇分の7割の補填という打ち出しをしております。当然、これは村としても取り組まなくてはならない大きな要因でありますし、先ほども言いましたように、国の施策がどんどん、いいといたしますか、しかしながらなかなか肥料の前年度比というと、前年度上がっていて今の上昇率というのは全く微々たるもので、焼け石に水だという、そのような実際農家からも声が出ておるのが事実であります。しかしながら、まず制度は活用するように情報収集をしながら、それをまた農家の皆様にはお伝えしていきたいと思っております。

それと、先ほどの有機質堆肥ですが、去年は堆肥の補助制度を入れまして大変好評でした。堆肥が非常に足りなくなる状況も踏まえまして、そういった支援の支援金ばかりではなくて、そういった堆肥の支援策も併せて、今年度内、また今後の農家の支援策はどうあるべきかということを検討していきたいと思っておりますし、係も私も情報収集は手を緩めることなく国の施策に対しての、この前、国会議員の先生方にお邪魔をいたしまして、様々な支援策、今後の見通しにつきましても情報提供いただいております。特に、今回農業者、特に畜産関係の方々を救えない国ではないと私も思っておりますし、まして本村は基幹産業でありますから、力入れをしながら今後、対応してまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 価格高騰対策については、各自治体により、様々な事業内容があり、作付品目、面積への交付金、あるいは飼育家畜頭数での交付金など、水稻の栽培面積、野菜の栽培面積、乳牛の飼養頭数1頭に対し、あるいは和牛繁殖飼育頭数1頭に、あるいは養豚1頭の5トンに対して幾らというような交付金の内容で、それぞれ令和3年度の確定申告書や税務申告書等により確認して、できるだけ簡素化した書類審査等で実施しておりますが、事業実施に当たって村ではそういったことについては実現可能なことなのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 国の補助金要綱の中には、やはり先ほど言いましたように、自給飼料とか、そういった自給率を高めることが条件となっているし、この後の質問にもお答え関連しますけれども、例えば和牛の生産緊急対策事業の要因として、今おっしゃられる経営分析をする人とか、例えば子牛の病気を防止に努力をしている、飼料の効率の改善を努力しているのかというところが、七つ、八つの項目の中で、ここだけは満たしてもらわないと要件になりませんという、そのような要件も突きつけております。要するに、構わんでおいても補助金もらわれっぺというのでは駄目だという、そういうことなんだね。自給率を高める努力

をしている農家、畜産農家には支援しますよという条件が突きつけられておりますので、あと青色申告とか認定農業者とありますが、係のほうでも条件要綱を満たさないときには、やはり青色申告への指導、それと数値、農業経営の数値の指導は担当課のほうでもお手伝いはできると思いますから、できるだけ要件を満たして有効な手だてのある補助金制度をうまく利用させていただくためにも、担当課の指導は、これから指導してまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） まだ質問は途中なんですが、このまま継続でも……

○議長（星 一彌君） 続けてください。

○1番（関根浩治君） 一応、いろんな交付金と助成金がありますが、言い換えればやっぱり助成対策ですね。限りある財源で有効な効果の実現に向けて、やはり当村の農業経営のあるべき姿の実現に向けた施策提示と必要性をリードする、やっぱり村長のトップとしての意向が重要だと思います。次の質問と関連はいたしますが、実現に向けたやはり強い意気込みを持ってやっぱり当たらずにはならないと思いますが、その辺についてどう思うかお伺いいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先ほど答弁にも入れましたとおり、どの作業が大切であって大切でないということはありません。本村の産業の振興というのは村の命でありますし、村の経済の軸であります。その中でも、第一次産業の農業というのは、本村のこの景観を守ったり、そしてまた、担い手雇用創出をしたり、さらには大きく経済に貢献もされているところでもありますから、農業の振興なくしては本村の持続的な振興はないと思っております。

今後とも、議員ご指摘のように強い覚悟を持って農業振興に図られるように、そのためには何が必要かという、人材育成ですから、人材育成。若い人たちがこれからやろうという機運が立たなければなりません。ですから、そこにはきちんと私たちもやる気のある、そして今、大学生でこの前も2回来庁されました。将来畜産を経営をしたいと。そして、経営学を学んで総合的な農業を私は確立したいと。鮫川村でやりたいという強い意思を持っている大学生もおります。農業短大にもインターンシップで繁殖農家に体験をしている青年もおります。こういった方々が生まれてくるし、この後を、また担って次の世代が農業に魅力を感じて、そして農業振興を図っていききたいというような産業に従事する、そういった人を増やしていかない限りは、本当に俺の代で農業は終わりだという方々の中にはいらっしゃいますけれども、この後で、次の質問でアンケートの結果もお答えをさせていただきますが、そう

いった次の世代を担う人たちも併せて醸成しながら育てていく努力をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。

○1 番（関根浩治君） 時間になりましたんで、午前中、この辺で終わりたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 1 問の質問はこれでよろしいですか。

○1 番（関根浩治君） ええ、第 1 問については、以上で質問を閉じたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（星 一彌君） それでは、13時15分まで休憩にいたします。

（午後 零時 0 3 分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 1 5 分）

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

1 番、関根浩治君。

○1 番（関根浩治君） それでは、午前中に引き続き、第 2 点目の質問をしたいと思います。畜産事業への提言の進捗状況についてでございます。

本村の重要な産業である畜産について、畜産事業振興への様々な提言をしてきたところがあります。畜産クラスター事業の現状、村有牛の貸付額増額と貸付事業の周知状況、畜産ヘルパー事業、担い手対策等、村長就任 1 期目も残すところ 1 年を切り、重要課題だと私は思いますが、村長の所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1 番、関根浩治議員の 2 つ目、畜産事業への提言の進捗状況についてのご質問に対しお答えをいたします。

畜産事業につきましては、関根浩治議員からこれまで様々なご提言をいただいております。村としましても本村の重要な産業であると認識をしております。昨年度は畜産クラスター計画

をはじめとする今後の畜産振興に向けた基礎資料とするために、村内の畜産農家を対象にアンケート調査を実施し、52の農家から回答いただいております。

また、農林商工課の若手職員2人と一緒に、畜産農家を含む村内の若手担い手農業者のお宅を訪問し、経営の状況や課題についてヒアリングを実施してまいりました。さらに、今年度は、さきの担い手農業者ヒアリングの結果を踏まえて、去る8月29日に地域の担い手農業者懇談会を初めて開催し、畜産、園芸、水稻の3部門に分かれて意見交換を行いました。

畜産部門では、ヘルパー制度や経営上の課題について意見交換をし、参加者間で情報を共有したところでもあります。担い手農業者懇談会は今後も継続的に開催する予定であり、その中で、畜産クラスター計画をはじめとする各種制度についての勉強会なども行い、制度への理解を深めてまいりたいと考えております。

また、このような勉強会には、和牛繁殖部会の役員さん方にもご参加をいただき、今後の方向性を探っていきたいと考えております。

なお、優良肉用繁殖雌牛導入事業につきましては、貸付限度額を引き上げる方向で検討しておりますので、ご理解をお願いいたします。

今後も引き続き畜産クラスター計画、畜産ヘルパー制度、担い手対策など、議員ご提言の畜産振興について、関係機関や畜産農家の皆さんと協議しながら、総合的に調査、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、関根浩治議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 私はこれまで12回の定例会の中で、畜産関連質問を5回ほど実施してきましたが、畜産クラスター事業については、村民の対話の日でも繁殖部会長と要望したところですが、一向に進捗いたしません。当村の現状を鑑み、やはり畜産が最適と思います。畜産事業の地産地消対策を全国に先駆けて実施することが先決と思いますが、いかがでしょうか、優良素牛や飼料自給対策、水田でのWCSや飼料米生産、有機堆肥の構築連携による農業経営の実現などにより、燃料費の削減、ノンカーボン、雇用対策や耕作放棄地解消など、様々な点で有利であります。鮫川の里山景観保全対策にも大いに効果があると私は信じております。

そういったことで、再度村長にお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 関根浩治議員につきましては、再度のクラスター計画の提案をいただ

いております。午前中の答弁にも重複いたしますが、クラスター計画の中で、まずアンケート調査をして、ご承知のとおり、クラスター計画は増頭、それから経営規模の拡大を前提にして、それで農協、JAと行政、さらには畜産農家と協議をして協議会の設立ということがあります。県内には27の協議会が、増えたかもしれませんが、昨年度は27の協議会がございます。

まず、畜産クラスターは、ご承知のとおり繁殖和牛ばかりではなくて、養豚、それから養鶏、酪農、和牛肥育、そしてまた和牛の繁殖と、幅広い畜産の振興を図るために国・県の出すクラスター計画であります。まず、実態を把握した上で、クラスター計画の中の、まず補助金ありきの計画ではならないと思っております。経営をいかに持続的に経営ができるか、そしてまた、その中で発展的に、今、懇談会を開いて、今年の暮れにももう一度11月開こうとしておりますが、若い人たちがやはり共同経営をしたいとか、廃業する、これからの畜産を辞めたいという方々の施設と機械のシェアとか、そういったものを含めて、共同経営とかそのような経営意欲、これに高まらないと幾ら計画を立てても該当にはならないし、さらには先般、先ほど話しました県の畜産課部長、農林水産部長、それから畜産課長ともお話をいたしました。このクラスター計画で本村の担い手の、経営者のアンケート調査を取ると、経営を維持したいという方が3割なんです。これから発展的に規模拡大したいという方の割合が非常に少ないんですよ。

しかしながら、このままの経営を維持していきたいという方にはこのクラスター計画は該当にならないのかという議論になりまして、我々もその質問をいたしました。課長も奥歯に物が挟まった言い方で、それは計画の立て方ですよという言い方はしました。

ですから、決して増棟とか増築とか機械を拡大したいだけの計画だけではなくて、今の経営を何とか維持したいという方にも該当になるのかなということで、私も副村長も課長も認識をして帰ってはきました。

先ほど答弁いたしましたように、このクラスター計画につきましては、当然、まず県、それから農協、それから生産者、あと繁殖の役員の方々とか、また養豚経営されている方もいらっしゃいます。酪農の経営されている方もいらっしゃいます。そういった方々を交えながら勉強会を開いて、そしてこのクラスター計画の有利な計画にのっけてできるものかということ、今後、後半にかけて勉強会を開いて推進していきたいなと考えておりますので、また関根浩治議員においては繁殖部会の役員さんもやられておりますから、ぜひご出席の上、ご意見をいただきたいなと思っております。

さらに、農業の振興は、先ほども話しましたとおり、総合的に里山の保全、議員提案のように、農業振興を図ることによって村の景観が守られるという大きなつながりといえますか、生活環境の大きな関連性を持っております。また堆肥の活用もそうですから、そういったものも総合的に勘案しながら推進しないと、村の振興にはつながらないと思っておりますので、その点も含めて、今後また、先ほども言うように若い方々のご意見と、あと経験をされた先輩方のご意見もいただきながら、本村の基幹産業である畜産も振興に力入れをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 以前の質問では、3年度に取組を開始したいというようなお話もありましたが、ぜひ、やはり一年でも早く取り組んでいただきたいと思います。

それから、優良牛の貸付事業の事業拡大と周知についてお伺いしたいと思います。どのような現況になっているのかお尋ねしたいと思います。やはり子牛価格が安くなりましたので、最高100万円の事業費を組んでいただければ、本当に優良な素牛が導入できますので、そういったことをご検討いただきたいと思います。

鳥取市場等につきましても、かなり子牛価格が安くなってきておりまして、先月、鮫川でも140万台の牛が導入されております。100万の予算規模があれば、いいもの、200、300はしますが、100万以上出せばそういった優良なものが導入できますので、ぜひ早急に検討願いたいと思います。

なお、今年度実現できるように、条例等の改正もあると思うんですが、担当課のほうでも作業のほうをよろしく急いで実施したいと思いますが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 繁殖牛の経営者をヒアリング、昨年度いたしました中で、多頭数飼育している経営者であります。私はこれ以上頭数は増やす気はありませんと言いました。その裏づけというのは、頭数を家族経営で増やすことよりも、質の高いお競りで高い評価を得られるような子牛の生産をこれから望むんだというお話です。

ですから、今、関根浩治議員からご提案あった貸付事業50万限度という、今そのような要項でつくっておりますけれども、これは共進会の塙の会場でも、そしてまた生産者の若手担い手からも増額していただきたいという要望を受けておりますので、条例ではなくて要項で

すので100万円にアップして、そして、今大変な時期にやっぱりいい素牛を購入して、そして高く取引される子牛を生産すると、このような生産者の要望にお答えしたいと思っておりますので、これは早急に要項の制定をいたします。要項の制定は議会の同意がなくてもいいとされておりますので、これはおあげするお金でありませんで、貸し付けるお金ですから、当然いい牛を生産していただいて、それで計画的に返済していただくというような村の独自の畜産振興の施策でありますので、早急に要項の改正をしていきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういうことで、ぜひ早急に手がけていただきたいと思えます。

それから、畜産ヘルパー事業の開始について、今年度予算を確保しているようでございますが、担い手対策と併せてやっていくような状況にあると思えますが、やはり望まれるのは、畜産クラスター事業をいち早く取り組むべきだと思えます。できれば、公設民営化で繁殖施設の計画をして、雇用の確保、そして後継者の育成、若者の村外からの移住者の確保で人口の増加を図る。先ほど村長がお話ししましたように、大学あるいは大学校あたりでそういった若い青年がいるということでございますので、これからやはり村が公設民営で大規模の施設を造って、そこで雇用して、クラスター事業、それから人・農地プラン等も鑑み、ぜひそういったことで、やはり畜産の村おこしで何とか生き延びていく方法が私は最善の施策かなと思えます。

先人からこの家畜関係については馬の馬産地でございましたし、現状は繁殖地帯でございます。そういったことで、ぜひそういった計画を組み込んでいただきたいと思うんですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） お答えする前に、先ほどの答弁でちょっと誤りがありました。貸付事業の限度額は条例だそうでありますので、これは議会の議決も必要であります。条例を制定しまして、次期の議会でご承認をいただいた上で、その制度を活用していきたいと思っております。

再質問の畜産の振興に向けて村が畜産の村だということアピールできるような力入れをお願いしたいということでもあります。

畜産ヘルパー制度に関しても先般、畜産振興協会で県内の幾つもの団体に補助金を出しております。そして、その団体というのは一体どういう団体なのかということでもあります、JA単位にヘルパー制度を、和牛繁殖のヘルパー制度を導入している団体だと言われており

ます。農協の協力なしにはこのヘルパー制度の確立はできないのかなということで認識をして帰ってまいりました。

郡内の他町村よりも本村の場合には繁殖牛の農家が非常に多いわけですが、先導的にこの制度を団体として取り入れて、そしてまた農協とこれから相談しなくてはなりません。それに対しての振興協会からの補助金制度をうまく活用しながら、若手の、アンケートを取ると、ヘルパー制度を使う目的は何かとアンケートにあると、やはり若い人は特に、冠婚葬祭だけではなくて旅行とか、そして自分の好きな趣味、そういったところで、家業に縛られるだけではなくて楽しみたいと。先般の担い手会議の中にはそういう意見がありました。

ですから、やっぱり楽しい仕事を継続するためにはある一定の、その仕事から離れて余暇、それから観光、そういった趣味、そういったものまでやっぱり手を差し伸べることができるような制度に切り替えないと、若い担い手は継続して家業といたしますか、従事していけないのかなという感じもいたしましたので、今後また農協、JAですね、生産者、私たちのこの自治体、それから関係団体の役員さんの皆様と協議をしながら協力的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） ちょっと質問に戻りたいと思うんですが、先ほど優良貸付牛の件で、条例でありますので、やはり議会に諮らなければ実施できませんので。

私が質問したのは、令和3年の6月の定例議会で行いました。その時点で増額してほしいということで要望したわけですが、それから1年3か月ほど過ぎているんですが、担当課としてはどういったことでそのまま置いておいたのか、前課長もおりますが、そういったことで、やはり何回も言われて内部で十分検討して、こういうことでできないのか、やる気があるのか、その辺、担当課も交えて村長、ご答弁願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 貸付金の引上げにつきましては、担当課でも協議をした報告は受けております。その内容は、過去に事故に遭って、その償還がなかなか難しいという例があったということで、金額を大きくすると、万が一その貸付けした親牛が事故で亡くなってしまった場合に償還できないのではないかという、そういう懸念があったという報告は受けておりますが、前課長もおりますし現課長もおります。その辺の内部の検討、今回はもう、現課長は前々からの指示で上げるということで答弁書書いておりますけれども、前課長もおります

ので、私の今説明した内容とそう相違はないと思いますが、お答えをさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、舟木正博君。

○農林商工課長（舟木正博君） 農林商工課長です。

関根浩治議員からも以前からご提言をいただいている優良肉用繁殖雌牛の導入事業の貸付限度額の増額ということですが、以前から農林商工課内で協議はしてきたところであり、先ほど村長が答弁申し上げましたとおり、ある程度のリスクがあるということも念頭に置きながら、いろいろ検討してきた経緯があると聞いております。

今回、先ほどの村長の答弁で貸付限度額を引上げの方向で検討しておりますと答弁したとおり、ただいまいろいろ調査をしながら引上げに向けて検討しているところでございます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。

○1 番（関根浩治君） 基金の残高も、私ちょっと今、手持ちに資料がないんですが、恐らく300万ほどの積立額あると思うんですね。そういったことで、やはり少しでも畜産を振興をしたいというような気持ちがあるんだったら、そういったことを早急にやっぱり検討して、実施するべきだと思います。

なお、50万の貸付け規定で、あれから周知、一度もされておりません。私も組長をやっておりますが、周知されるのかなと思って心待ちに回覧文書を見ていたんですが、いまだかつてないです。そういうことで、本当に事業としてやる気が担当課、担当者、あるのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 今、現課長から答弁ありましたとおり、私の指示の中で今回引上げということでありまして。前課長にもこの件は1年以上前から話をしておりまして。先ほど答弁しましたように、事故の問題とか償還が大変だったらどうするという、そのような事務方の心配があつて条例化するというところが、私はちょっと間違つた認識をしておりまして、要項だと思つて、これ議会を通さなくても要項でできるのかなと思つてはおりましてけれども、条例だということでもありますので、当然、条例の改正は議会の議決ということでもありますから、その議決を経た上で引き上げる提案書をつくりたいと思つて、その引き上げるということに対しては、当初の答弁の中にうたつてあるとおりでありますので、担当課も様々な角度から調査をして、私の指示どおりこの答弁書も書いておりますので、それは信頼はしていただきたいと思つております。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。

○1 番（関根浩治君） そういうことで、ぜひこの優良貸付牛については、周知徹底して事業を取り組んでいただきたいと思います。基金として、ただ残高として積んでおいたでは何の効果もありませんので、やはり畜産を振興するというような観点から、十分そういった資金を活用して、農家の一助にしてほしいと思います。

畜産クラスター事業については、再三お話し申し上げてきたんですが、やはり畜産の村にするというような壮大な計画をやっぱり立てて、村おこしをぜひやっていただきたいと思います。このような計画を実現することによって、村への視察者や交流人口の拡大、そしてあるいは就職、物販等の販売などにより地域経済が活性化が見込めると思います。

そういったことで、再度鮫川村の取組をそういったことで計画してほしいと思いますが、村長、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 事業を起こすときには、まず計画、立案・計画、さらにはその次、計画書、あとは長期プラン、さらには一番大切なのは誰がやるかなんですよ、誰がやるか。村直営ではなかなか難しいと思います。生産組合をつくるのか、埜町に大きな組合があるとお聞きしております。これもクラスター計画の適用を受けたと思います。補助金充当であります。まず、その誰がやるかのところですが、畜産は皆さんもご承知のとおり、地域づくり協力隊とか若手が即来月からやるという、できるものではない業種だと私は思いますよ。

ですから、経験をされた方々とか、あと中堅の担い手とか、そういった方々が立案をして、そこに行政がお手伝いをするということで、この制度をうまく使うところで初めて畜産団地の形成やそういった大きな壮大な計画に着手できるものと思っております。

関根浩治議員も繁殖の役員さんですから、どうぞ先導的になって、そして一緒に共同経営する若手の育成とか、そういった横のつながりを強く持っていただいて、自己経営からまたもう一步先に行って、集落営農、そしてまた埜の前例があるような多頭数を飼育できるような、そのような共同経営、さらには組合組織、そこに尽力をいただきたいなと思っております。

今後、村にも過去に大変、青生野地区の南部開発という壮大的な構想がありまして、補助金を導入して肥育を、試みましたが、なかなかうまくいかなかったという経過もございますので、やっぱり夢と希望を実現させるためには、やはり中心となる方がいて、そしてその方の意気込みに集まる方がいて、あと行政と組織、行政の支援、県・国の支援、さらに

は今度は販路、子牛生産をした販路のJA等の全農、こういった連携が必要だと思っておりますので、どうぞ今後とも議員におかれましては、この畜産の村づくりのためにご尽力賜りますようお願いしたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 国はやる気のある自治体に助成などを対応しているのが現実だと思います。ほかの自治体の先駆者となってやはり取り組むことが私は必要だと思います。成功の秘訣はそこにあると思います。全国の市町村を見ると、やはり成功の裏には膨大な苦労と汗の結晶が隠された部分が相当あります。今有名になっているが、取り組んだ当初は、とにかく誰も目も鼻も向かなかったくらいのひどいさんざんな中で始まったけれども、今こうやっで見れば成功しているというのが現実だと思います。

そういったことで、ぜひ鮫川ではやはり、ある資源で村おこし、あるものでやっぱり事業を起こさなくてはならないと思います。ないものを幾ら探して、ほかから持ってきてやったとしても、それは絶対成功になりません。ですから、あるもので何とかそれを起爆剤にして、村おこしをしていただきたいというのは私の切なる願いでございます。

そういったことで、再度その辺について、重要な計画、立案、それをやっぱりトップマネジメントとして、きちんとやっぱり部下に指示してやるということが大事だと思いますので、村長、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 一番冒頭に話しましたように、産業の振興は村の命でありますから、これには変わりはありません。そして、畜産だけではなくて、村の水稻、それから野菜、一般的な一次産業とされる農業の振興は当然村の基幹産業でありますから、振興しなくてはなりません。畜産を核とした村づくり、過去にも様々な成功の事例も自治体もございます。逆に失敗した自治体もございます。議会から否決された自治体も県内にはございます。これは膨大な復興支援のお金を、多額のお金を投じようとした例もございますけれども、ぜひとも議員、そういった先進地があれば、その畜産関係者の皆様とか、こういうところをぜひ見に行きませんかという立案をしてください。村ではそういった視察研修に行くための補助金制度の要項をつくってありますから。ですから、ぜひとも先進地視察をしながら、失敗をしないように堅実に、なおかつ人を育てて担い手育にもつながるような、そのような業界の中での指導力の波及をご期待申し上げたいと思います。

私はそういった自発的にこの事業をこう起こしたいという方々への支援は、村としても惜

しみなく今後支援を続けてまいりたいと思いますので、最後にもう一度言います。産業の振興は村の命でありますから、村としても決して抑制はいたしませんし、それが反映できるように、これからも支援をしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういったことで、今、村でもやろうとしている振興公社、そういった事業の雇用の場にも農作業の受委託関係でなる面も生まれてくると思います。そういったことで、ぜひやはりこの畜産クラスターを取り組んで、全国先駆けてそういったことを私は、計画・立案するのも長期計画の中にやはり盛り込んで早急を実現するよう、特に畜産については価格が安いときに生まれれば絶対もうかるんです。100万の時代でやって、あるいは農作物で高いときに標準を合わせて事業を起こすと大体は失敗します。

そういったことで、このコロナ、経済、価格高騰の中で、本当に今後二、三年は畜産はひどい状態になると思われれます。そういった中で、この計画されたほうが成功の秘訣の中でございますので、そういったことを十分参酌いただいて、早急に計画・立案・実施に向けて、村長に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で、私の質問、終わりたいと思っております。ご協力ありがとうございました。

◇ 森 隆 之 君

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

〔2番 森 隆之君 登壇〕

○2番（森 隆之君） 2番、森でございます。

私のほうから村長に1点、教育長に1点、計2点の質問をさせていただきます。

まず、村長にお伺ひいたします。

村のイベント「うまいもの祭り」についてでございます。

コロナ感染状況が終息しない状況下において、村の様々なイベントが規模縮小や中止になっております。その中でも3年連続で「鮫川うまいもの祭り」が今年も中止となりました。こういった状況を踏まえて、うまいもの祭りを今後、従来どおりの規模や内容で開催すべきなのか。時代に即した形で内容をリニューアルすべきか。または、この機会を機に新しいイベントを考えるべきなのか、今後の村の方針をお伺ひいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 2番、森隆之議員の村のイベント「うまいもの祭り」についてのご質問に対しお答えをいたします。

高原の鮫川うまいもの祭りは、食・文化・ふれあいをテーマに、昭和63年から商工会、JA、村が一体となって取り組んでいる本村の一大イベントで、青空の下でのバーベキューをメインに、様々なステージイベントや特産品の直売などが行われてきました。

森議員おただしのとおり、新型コロナウイルスの流行によって、うまいもの祭りは令和元年度の第32回目の開催を最後に令和2年度から3年連続で中止の決定を余儀なくされております。今年度は6月15日に商工会、JA、村の3者で協議をし、規模を縮小、感染防止対策を講じた上で開催する方針で合意しておりましたが、7月に入ってから全国的な感染の急拡大、また村内においても連日のように陽性者が確認されるなど、感染状況は悪化に転じてまいりました。このような状況の中で、事前周知用のチラシや入場券の準備など、今後のスケジュールを考慮し、8月10日に関係者が協議し、中止を決定したところであります。

さて、ご質問のうまいもの祭りの今後の開催方針につきましてお答えをいたします。

いまだ終息が見えないコロナ禍において、イベント開催の在り方についても見直す機会があると捉えております。開催の目的、必要性、費用対効果など、今こそ原点に立ち返って検証する必要があると考えております。

また、私は常に、地域づくりは人づくり、イベントは人づくりの一つの手段と考えております。イベントを通して村の将来を担う人材が育つことを願っております。これらを踏まえた上で、商工会、JA、村の3者でうまいもの祭りの成果を再度検証して、継続か否かを含めて、早い段階で今後の方向性を協議したいと考えております。

以上、2番、森隆之議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） ありがとうございます。

今の状況下を考えると、うまいもの祭りのイベント内容を検証してみますと、あの広い草原の中で、決められた場所に鉄板1つに数人の人たちが向かい合って、集まってお酒を飲んでバーベキューをして楽しく過ごすということは、今後ちょっと、今の時点から考えてもちょっと無理なのかなと。もう時代に合わないのかなというふうな考えで私はおります。プラス、関連団体、JAさん、商工会さん、あと村なんですけれども、JAに関して言いますと、

もう店舗統廃合が進みまして、鮫川支店で昔いた鮫川出身の職員さんが現在ほぼおられません。JAの本店なんかも見ましても、前々から声は上がっておりました。鮫川支店ばかり何でうまいもの祭りに協力しなきゃいけないんだと。プラス、組合員からは、ほかにJAまつりをやってくれということで、別に農協はJAまつりを独自にしております。なので、なかなかこれからはJAのほうも人材不足になるんで、村のほうのお手伝いというのはちょっとできないんじゃないか。

商工会さんのほうもちょっとお話を聞きましたところ、今現在、新しく若い方が商工会に入るというのはやっぱり少ないということで、昔、30年前にこのうまいもの祭りを率先してやったメンバーが大分ご高齢になっているということで、女性部に関しても、野菜切りなんかは大変なんだよと。こういうことをやらないで、例えば今現在、昔は出してもらったもの、炭を起こしてもらって肉を焼いてもらって、お酒を振る舞ってもらって、そのまま何もせず帰ったのがよかったかもしれないですけども、現在はキャンプブームですから、自分で何かをして作って、みんなで力を合わせて作って、楽しくイベントをやって帰ってもらう。そっこのほうがいいんじゃないかというような話を聞きます。

なので、ちょっと今後の、村長が言いました商工会、JA、村と話し合っただけで継続か否かという話合いはするのはいいんですけども、ほぼほぼ今の時点で今の形でやるというのはちょっと難しいんじゃないかと思われまます。

なら、どうしたらいいのかと、今後はどうしたらいいのかということなんですけれども、ちょうど今、村長も力を入れております若者の未来塾、何度かありますよね。その中で、やっぱりこのことを題材にさせていただいて、ちょうどあと1年間、時間ありますので、1年をかけてプロジェクトを立ち上げて、今後どういったイベントをしていくのか、そういう意見を聞きながらやっていけばいいのかなと。

挨拶でもありました村の活性化の戦略を考える期間だということで村長がおっしゃっておりました。なので、ちょうどこの機会に、うまいもの祭りというイベント自体を白紙に戻して、ここで一区切りをつけて違うイベントをやりたいと、若者に力を借りて村総出でやりたいという形でいいのかなと私は思っております。

先週なんですけれども、たまたま私は行けなかったんですけども、白河市のしらさかの森公園でイベントがありました。風とロック芋煮会、郡山市出身のプロデューサーの箭内道彦さんが先導して、グリーンスタジアムでロックバンドを呼んで大規模なイベント、もうこれ何年にもなるんですけども、やっております。

そういったイベントも鮫川の高原でやることもできるんだと思います。そういったイベント、村の力だけでできない部分を外部の人にちょっとオブザーバーとして入っていただいて、いろんな協賛を得てやるのも一つの手だと思います。

プラス、今は私もバーベキューとかやる方向で、鮫川の鹿角平をメインとした方向でいいのかなとは思っておりますが、私のそういった、その鹿角平でロックバンドとかを呼んでフリースタイルとかもやって、食べ物は自由でいろんなブースを出して、その思い思いに楽しんでもらうというイベントもいいのかなという考えもありますけれども、ただ、私も年ですので、こういうことを言っていると、もっと若い世代からおじさんの意見ですよねと言われることがあります。今、最先端のイベントはどういうことかということ、若者に聞いてみると、バーチャル空間でのイベント、メタバースというバーチャル空間があるんですよ。VRというゴーグルをして、そこに鹿角平という仮想のイベント会場にどんどん全国から来てもらって、そこでアバターといいますか自分のキャラクター、分身のキャラクターをそこに行っている人とやって、音楽を聴いたりお食事をしたりして、いろんな売店、出店からお金、仮想空間の仮想通貨なんですよけれども、そこでお金を払って売上げを村のほうで頂くという形が多分最先端なんですよ。

こういったいろんな形がある中で、村長、先ほどももう一回うまいもの祭りを継続するかどうか、まずそれから考えるということなんですよけれども、今の意見を聞いて、うまいもの祭りの、うまいもの祭りを継続していく考えなのかどうかお伺いしたいんですよけれども、よろしくをお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 32回続いたうまいもの祭りでありますけれども、私も第1回目から関わっておりました。一時、券が売れなかった時代があります。ちょうど中間地点ですね。FMXの参加によって復活したという経過があるし、あとイベントでこういったイベントを開催したらいいのかということで、企画委員会を立ち上げてアイデアを出していただいて、商工会、JAとあと村と3者で協議をして32回まで来ております。

森議員の見つめ直すいい機会なのかなと思って。正直言って、私は今年は開催したかったんですよ。本村の700名のファンクラブの方々が、私もおはがきを直接、じかに書くものですからご連絡もいただきます。鮫川村のうまいもの祭りをぜひお友達、家族を連れて参加したいという、そのようなお返事いっぱい頂いておりましたけれども、こういった関係人口を村に紹介する絶好の機会だなと思って開催したかったんですよけれども、コロナの中でやむを

得ずの断念ということでもあります。

冒頭の挨拶にも書いたとおり、中止になっている間にやはり熟成させるもの、なくてはならないものってあります。今までの運営の仕方が本当にこれでいいのか、議員ご承知のとおり、質問する上で調査をしていただいたとおりであります。農協さんの参画がなかなか難しくなっていて、参加は難しいということも支店長からも言われているし、支店長の決裁ではうまくいきませんと言われました。組織的にそういう時代になっているなということで、3者の協議というのはなかなか難しくなるなということではあります。

あと、中心となっている商工会の母体でもありますけれども、商工会青年部の減少、さらには女性部はある一定の人数はいるんですが、高齢化しているということもあって、今後このうまいもの祭りをどうするかというのは、私は正直言って継続はしたいのでありますが、当然、主体となる運営実行委員の皆様の思いと、あと今ご提案あった若者未来塾の彼たちのご意見ですよ。私、深く感銘しました。数名の中から、村の一大的な事業を私たちも手伝いたいと言ったんですよ、彼たちは。僕たちにも汗を流させてくださいと言っているんですね。へえ、なるほどなと思いました。

長い32回の中に提案させていただいたのは、一般村民のボランティア参加を募ったときがあります。そのときには、来ていただいた商工会の関係者でもない一般の村民の若手に手伝っていただいたことがあります。

あともう一つ、人づくりという観点から、ずっと中学生にスタッフでお願いしていました。学校に行きました。5年、6年ぐらいは中学校の3年生の生徒、2、3年生かな、スタッフとして手伝っていただきました。32回でそれは終わりましたけれども。

ですから、内容をどうするかということよりも、やっぱり村をどうやって、PRも必要ですけども、自分たちが楽しめるイベントに切り替えるべきだなと私は思っております。ですから、若い人たちの当然ご意見とか、自発的な、このようなイベントはどうですかねというものもどんどんと出していただいて、商工会だけに先導的にお願いすることではなくて、そういった協議の場をしなくてはなりません。

ただ、今のところ、ふるさと振興協議会というのがあって、商工会と村と、それから農協さんだね、3つの団体で協議して決めてきたものですから、来年度は、今年はやらないということで決定しましたがけれども、これ次年度また本村で170万の予算つけるか否かということで、新年度も協議しなくてはなりませんので、今年中のうちにそのような立案をもみまして、来年度はどういうスタイルがいいのかということ、最終決定できないかもしれません。

けれども、協議をしていくべきだなと思っております。

どうぞ、議員の皆様方もそういった立案、それから提案もしていただきながら、その計画の中に参画していただきながら、村の事業ってこうあるべきなのかなというのは立案していただきながら、ご提言をいただきたいと思っております。

メタバースと言ったっけ、さっき。何だっけ。実はこの言葉、分からなくて、私も毎日の日誌の中に書いておきました。分からないとスマホで探すんですよ。今どんどんとうこういう横文字が出てきて、我々にはちょっと分からない横文字が出てくるものですから、仮想空間ということで、確かにその場に行ったような、そういったイベントがあるというのは私も知っておりましたけれども、なかなか仕掛けづくりにどのようなお金がかかって、どうなのかというのはちょっと分かりませんが、そういった若い人たちの感覚を取り入れるというのも今後の若者力のアップのためにも一つ必要なかなと思っております。

まずは、村づくりに、参画できる、参画したいという人を増やすことが一番の人づくりの手法だと思いますし、そういった方々の立案もきちんと慎重に受け止めながらも、実行に結びつけるというのも今後、私たちがしなくてはならない作業だし、やっぱり次の世代の人を育てる、ここに力を注ぎたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） そうしますと、今後、会議で結論は出るということなんですけれども、村長の意向としましては一区切りここでつけたいと、うまいもの祭りは一区切りつけて、次世代の若い人やそのほかの意見を聞きながら、新たな仕掛けづくりをやっていきたいと、1年かけてつくりたいということによろしいでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 自主的な村民のご意見、そしてまた、村を大事に思う心的手段は様々でありますから、一堂に会して焼肉をやらなくてはならないという規定もございません。

私は第1回から参加している中で、勘違いしていたんですよ、実は。あのバーベキュー祭りで、最初、うまいもの祭りではなくてバーベキュー祭りだったんですよ。飯舘村を視察に行きました、商工会青年部、若いとき。飯舘村は既に牛肉祭りをやっていたから、そこに、当時いた商工会の指導員たちと一緒に行って視察をして、これならうちの村でもできると持ち帰ったんですね。それでうちの村の牛肉だということをアピールすっぺと思って、うまいもの祭りのために出荷した牛の写真なんかを撮って、そして表示しながら、この牛は誰

さんの和牛ですよということを表示しながら、おいしい肉を食べてもらおうとずっと勘違いしておりました。途中まで来ました。JAの組合長に言いました。まだ肥育している家ありましたよ。「関根君、うちの村は繁殖の村だからな」と、「子を取ることなんだぞ」と。だから肉の質を高めようという、そのようなことは、うちの村ではJAとしても取り組んでいなかったということを知って、はっとしました。

ですから、そのときからうまいもの祭りに変えて、これは牛肉ばかりではないなということでもありますけれども、それからずっとJAさんから肉を入れたり、商工会の関連の肉屋さんから肉を入れたり、交互交互やっていたけれども、ずっと今度は、鹿角平に納品している肉屋さんから1点を福島牛の肉質を入れてバーベキューということになりました。鹿角平イコールバーベキューという、そういった定着がされたのもうまいもの祭りのおかげだなと思っておりますが、今後、キャンプがはやっているということもあるし、そういったことまで含めて、新たにスクラップ・アンド・ビルド、一回ゼロにした段階で皆さんの立案を聞きながら考えていきたいなと思っております。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） ということで、今回はいい機会だということで、次回から1年かけて村民の意見、若者の意見を聞きながら、うまいもの祭り一段落つけて、次のイベントに村民みんなで協力して、成功できるようなイベントを開催してほしいと思います。

以上でございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ふくしま駅伝についてでございます。

昨年のふくしま駅伝は、残念ながら急遽、参加を取りやめということになりました。今年は参加の予定であると聞いておりますが、そもそもこのふくしま駅伝に参加する意義があるのか。村としてのこの参加する目的や方針というのは何なのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長、武藤誠君。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 2番、森隆之議員の2つ目、ふくしま駅伝についてのご質問にお答えいたします。

ふくしま駅伝は、県内のスポーツの振興、市町村のふるさとおこしを目的に、平成元年に福島陸上競技協会などの主催により始まった事業で、今年で34回を数える大会となりました。

また、平成7年に開催されたふくしま国体に向けて、中・長距離選手の育成・強化の狙いもあり、この大会を通じて日本や世界での大会においても活躍する選手が輩出されております。

議員おただしの村としての目的や基本方針は何かとの件ですが、平成元年当時は、青少年の健全育成や陸上競技力向上のため村が選手団を募集し参加しており、長距離選手の育成にも寄与してきたところであります。

平成20年頃からは、村の体育協会、現在の村スポーツ協会になりますが、そこで実行委員会を組織し、鮫川チームの編成から選手の強化などを目的として大会に参加しております。昨年度は登録した選手の故障によって、大会直前に本村の実行委員会でやむなく棄権との判断に至りました。

こうした経験を踏まえながらも、小さな村でも大きな夢と故郷への思いをたすきでつなぐことによって、世代間の交流も生まれ、青少年の健全な育成、駅伝競技参加機会の提供、村民の郷土愛の醸成などに大きな役目を果たすものと考えております。

以上を申し上げ、2番、森隆之議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） ありがとうございます。

歴史も、私もちょうど中学校ぐらいのときですか、ちょうど鮫川の中学校が駅伝速くて、私の2つ上に溝井武治君というすばらしい全国で3位になった選手がおりまして、そこから鮫川の駅伝の歴史が始まったのかなと思います。そのときにたまたま中学校にいい先生がいたり、みんなが駅伝に一生懸命になって、駅伝の村にしようと、鮫川は駅伝王国だということやってきて、今日に至っているのかなと思います。

ただ、今の教育長の答弁を聞きまして、何かこう目的がもやっとして、これといって明確な目的が、このためにやるんだというような目的がちょっと見えてこないというのが、私はちょっと残念だったんですけども。例えば、目的というのは、青少年育成だったら青少年に成功体験を味あわせたいと。走れなかった人が一生懸命1年間練習して、最後ふくしま駅伝に出て、ほかの大きい市町村と対等に渡り合って記録を伸ばして、村のために一生懸命汗を流して走る、その姿を村民に見ていただいて、おじいちゃん、おばあちゃんが応援してくれる、そういったものであれば、私はいいんだと思います。

ただ、昔はそういう意味で、これは本当に名誉なこと、ふくしま駅伝を走るといっ

村としてみんな応援するのはもちろん、走る選手は名誉だったはずなんですよね。特に中学生なんかは、一生懸命このふくしま駅伝のために、私、練習して選手に選ばれたい、選手に選ばれたらみんなの代表として一生懸命走る、そういったプライドというか誇りがあつたはずです。

ただ、最近、人口減少もありますし、なかなか中学校とか高校のほうの協力というんですかね、村の思い描く協力体制は取っていただけないというのがございます。出てきたのが、例えばRun・らんクラブという民間のクラブチームなんでしょうけれども、そのRun・らんクラブに村長が替わる前、前大楽村長のときは7万円ずつ補助金を出していたわけです。それはなぜかというと、ふくしま駅伝の選手を育成してくださいというものもあって出ていたはずなんですけれども、そこでの育成がうまくいってれば今につながったんでしょうけれども、なかなかそううまくはいかなかったと。

この費用の面でいいますと、ふくしま駅伝の実行委員会というのは予算で145万、報償費というのは26万、合計で昨年度の予算なんですけれども171万、予算を取っております。ただ、残念ながら出られなかったということで、実際に使ったお金が117万4,675円。ただ、この117万4,000円というのが、こう言っては悪いですが、出なかったことによって水の泡となったというか、日の目を見ることがなかったと。ただ経費だけ使って終わったという。これが今年につながるのかどうかというのはまだ分からないんですけれども、残念なことに、ほかのスポーツと比べると、野球なんかは、参加負担金と参加奨励金で2万円の12万4,000円で14万4,000円で野球はやっているわけです、村の代表として。ソフトなんかは参加費1万円、参加報奨費12万4,000円、13万4,000円で、特段ソフトなんかは去年は1回戦、磐梯町に勝ちまして、2回戦、浪江町に勝ちまして、3回戦、いわき市に惜しくも負けているわけなんです。

そうすると、この予算だけを見ると、ソフトとか野球、人数的には20人、監督、コーチ含めて20人ぐらいだと思うんですけれども、ふくしま駅伝の予算と比べるとほぼほぼ10分の1、単純に10分の1になって、これだけの成績を収めている。ふくしま駅伝がそれなりにというか、村の部で毎回トップ争いをしていると、鮫川はすごいな、駅伝速いなというようなイメージであって、毎年毎年いろんな人たちから応援を受けていればいいんですけれども、やっぱり去年みたいにちょっと出られない、出られなくなったと。あと、選手がいない、そういう状況を聞くと、なかなかここまで経費をかけてやる意味があるのかなと。また、村民の皆さんはこれだけ経費がかかっている一大イベントだよということを理解しているのかどうか。

そこもちょっと疑わしいところなんですけれども、教育長としてのお考えはどうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 様々なご意見をいただきました。ありがとうございます。

まず最初に、目的があまり見えなかったということで、私の先ほどの回答は適切ではなかったのかなというふうに反省をしているところなんです。出場することによって、先ほど言いましたようにスポーツの振興とふるさとおこし、そして中距離選手の育成と強化という大きな目的があるわけですが、実際、出場した選手たちにとっては、やはり陸上競技の興味・関心が向上されますし、向上心やチームとしての団結力とか粘り強さとか達成感とか、あるいはやり遂げたという充実感など、たくさん心が醸成されてきているのは間違いないと私は感じています。そして、人生の中でもいい経験を積んで、きっとやがては生涯スポーツにつながっていくものだなというふうに感じています。そこがやはり大きな意義があるのかなというふうに感じておりますし、村民にとっても村の活躍を誇りに思いますし、テレビで一生懸命走っている姿を見ればやはり応援したくなりますし、鮫川頑張れという郷土愛の醸成もされるのかなというふうに私は思っていますので、そういった中では目的というものは十分あるのかなというふうに感じているところです。

続いて、117万円、昨年度使用したということで、例えばソフトボールとか野球に比べてどうなんだというふうなご指摘がありました。実際、陸上競技になりますと、ユニホームは毎年同じものを使っておりますが、長い期間練習を、もう今年は7月から練習が始まっておりますので、ほぼ3か月から4か月間にわたって練習を積み重ねます。その間にやはり気候の変動もありますので、ウインドブレーカーとか、そういったものにやはり一人一人、参加するということが贈与しているわけですが、そういった意味で、必要な経費はやはり高いのも事実です。練習自体も現地へ行って試走もしますし、そういった意味でも経費は非常に高い部分もありますので、117万円かかる、やむを得ないかなというふうに私は思っているところです。

ただ、やはりこれも村民の税金で賄っている部分もございますので、大切なお金でございますので、今後、費用負担がかからないような方向をしっかりと考えていく必要もあるのかなというふうに私も思っております。

昨年度、棄権になった経緯については、昨年度、全員協議会の中でご説明申し上げたかとは思いますが、登録選手の確保がなかなか、昨年、コロナの影響でできなかったということで、16区間の中で18名の選手の登録で臨んでしまったということがございますので、そ

の中で、ぎりぎりのところで選手がけがをしてしまって、人数が足りなくて欠場になったという経緯がございます。

選手の確保という、そういった意味で先ほどRun・らんクラブのお話でしたが、やはり小・中学生の段階からしっかりと選手を育成していく必要があるのかなというふうに思います。昔は本当に鮫川は駅伝王国と言われるぐらい大変強かったところですが、今はなかなかそうしている時代でもございません。少子高齢化もありますし、児童・生徒数も減ってきておりますので、そういった中でやはり選手を計画的に育成していくという意味で、Run・らんクラブのほうにはそうした意味合いを込めて補助金が出ているのかなというふうに私も思っております。

これについては、あとは中学校との連携もございますが、選手を育てるという意味ではやはり必要のところでもございますので、支援に当たっていきいたいというふうには思っております。

とにかく、ふくしま駅伝は県にとっても大きな大会でもありますし、村民の皆さん期待しているところではあると思います。今後とも選手の育成を図っていきながら、そういう村民の皆さんに期待に応えられるような大会支援にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 私も大変歴史のある大会なので、ここで鮫川が出ないとか出さないでくれということではないんですけども、もうちょっと見直しませんかという意見で、ただ、こういうことばかり、非難的なことばかり言っても仕方ないんで、建設的な意見として、やっぱり基本的に村の代表であれば、スポーツごとというのは、やっぱりうまい人、速い人、できる人が出なきゃいけないと思うんです、代表は。オリンピックもしかりで、各国の代表、村の代表であれば、1番の人を出さないと相手に対しても失礼。やっぱり村としても応援できない。そういうことであるんで、例えば、去年も話は聞きましたけれども、中学生が走る人いない、高校生が走る人いない、なぜですかと。中学校で体力テストやりますよね、1,500メートル走やるんですよ。そこでトップのタイム5人は間違いなくふくしま駅伝に協力してください、それでみんなバックアップしますからということで、昔はそういうことやっていたね。もう、走りたくても走れないと。速い人5人の中に入れない。走りたいのに何か選手に入れないと悔しい思いをした人がたくさんいたんですけども、今、単純にそうやってしまえば村としての誇り、本人たちも誇りも持ちますし、中学校全体が応援してく

れる、村民が応援してくれる。それでいいと思うんですよね。だから一般の人も、走りたい人じゃなくて、1回、高原のマラソン大会やるんで、それで上位の人をふくしま駅伝に出てくださいよと。それでメンバーを集めれば簡単なことだと思うんで、今までどおり知り合いに声をかけて出てもらえないとか、やっぱりお願いベースではなかなか、こういう代表に選ばれたという責任感もありますし、簡単にははいとは言えないと思うんですよ。ただ、もう結果的なものがあるって、あなたはこれだけの記録出しますよ、速いんですよと。村でこのトップなんですよ、2番目ですよ。やっぱり村として出る権利はあるんじゃないですか、お願いします。そういう数値に表してやれば本人も納得しますし、メンバー集めなんかもすぐできると思うんですよ。そういったところで、なぜ私、単純にそういうことできないのかなというの疑問ですね。

あとはRun・らんクラブも、聞いたら、結局ふくしま駅伝というのはチームつくって秋になって大会終わったら解散しちゃう。それは確かに予算で、春に予算が出て予算執行が終わって、次年度まで予算の計画が立たないから、それは解散するのは当たり前だと。

ただ、泉崎村とかほかの強い西郷村とかを見ていると、1年を通して継続的にふくしま駅伝のために練習しているんですよね。それは費用の問題じゃなくて、会計上、春にお金が出て予算は下りてきますけれども、その間の練習の費用なんていうのは、補助金も出していますし遠征とかにも行かないんで、自分たちで、最悪自分たちの会費でもいいですから出し合って、1年間ではできるはずなんですよ。それをそこで区切った、はい、さようなら。また次の年、メンバー集めます。また、はい予算は終わりました、試合終わりました、さようならでは、それは選手は育たないですよ。

やっぱり継続的にやっていかないといけない。あとやっぱり、記録は早い人、セレクション内申、そういうのもやっていかなきゃいけない。そういう仕掛けづくりをしていってやるのであれば、私はいいと思いますし、村民も納得するし、みんなも応援もすると思うんです。

そういった点で、教育長、そういった仕掛けづくりはできないんでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 森議員、ありがとうございます。

まず、選手の選び方ですよ。それについては、例えばロードレース大会で上位に入った子に全て参加するというようなことでお願い、それで参加させるというような方向も一つの方法だということでご意見をいただきました。

現在、選手は一応公募という形で行っております。ですから、そういった大会のロードレ

ースの組み方もあるかとは思いますが、選手選考の仕方については、今後やはり検討していかなくちゃいけないかなというふうに思いましたので、今のご意見も参考にしながら、選手選考、選手集めに努力していきたいなというふうに思います。

あとは、泉崎村のように、1年間じゃなくてもずっと年間を通して、チームを編成して関わっていくというようなことですが、やはりそれも大切なことだと思います。どうしても1年区切りですと、また新たにスタートということになりますので、そういったことにならないように、年間あるいは数年後を見通した計画で、チームの編成や練習計画を立てていけるように、実行委員会のほうに私のほうから声をかけていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） そうですね、特に中学生なんかは自分の意志でなかなか決められない状況なので、あなたはこれ、記録が速いので村のために走ってくださいよと言うと素直に聞きますから、中学生は。根はその気になります、やっぱり村のために走るというの。ただ、電話で走ってくれないなんて、ふくしま駅伝やってくれないなんて言うと、ええ、どうしようかな、嫌だなというので、やらないと断っているというのはほとんどだと思います。

なので、やっぱり速ければ、それだけほかの人と違う特殊な能力ですから、それを村のために使ってもらおうというのはいいこと、それで村民が応援してもらえるというのは、後々の社会に出てからの成功体験にもなりますので、そういった面はプラス、教育の上で本当にプラスだと思うんで、郷土愛の精神、郷土愛を育むという面でも、鮫川の代表として私はやるんだというような気持ちにもなりますし、そういうのが本当に教育だと思うんで、ただ単にこれだけ予算かけてやるのではなくて、もう一回、本当、さっきのうまいもの祭りじゃないですけども、根本的に見直して、もんでいただいてやっていければ、これだけ費用を使っても村民は納得いくんじゃないかなと思いますので、ぜひともその点はしっかり会議の中でもんでいただいて、体制というか、今までのやり方をちょっと変えていただいて、取り組んでほしいなと思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

〔3番 遠藤貴人君 登壇〕

○3番（遠藤貴人君） まず初めに、質問台ではマスクを取らせてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（星 一彌君） はい。

○3番（遠藤貴人君） ありがとうございます。

幼少期、「はだかのおうさま」の絵本が大好きで、何度も読み返した思い出があります。子供ながらにお話の中身が非常に愉快で気に入っていたなというような思い出があります。私、生活の中で飲食店やスーパーなどの商業施設を利用する際、また公園などの公共施設を利用する際、その全てでマスクをしておりません。現在の日本社会で、この選択は非常に摩擦を生みます。ですから、お勧めしません。身をもって私が経験していますので間違いありません。本音を言えば、私も摩擦は生みたくありません。しかし、私は基礎自治体の議会人です。社会は多様な価値観で構成されています。不思議だな、おかしいなという私の素直な感性が、みんながしているからしたほうがいいぞいといった圧力に屈してしまうことは、民主主義の崩壊だというふうに私は感じています。年齢を重ね、立場も重ねてくると、「おうさまははだかだ」と叫んだ子供のように、自らが素直な感性を主張することが難しくなってきましたが、議会人である以上、感性に基づいたアンチテーゼを示せる議会人でありたいと留意をする心構えです。

しかしながら、ルールを示されれば、そのルールに従う寛容さも持ち合わせておりますので、併せてご理解をいただければと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

小中一貫校についてです。

令和3年3月議会で連携教育について質問させていただきました。その際、目指す子ども像を共有することで、長いスパンでカリキュラムを編成するのが一貫教育の特徴であり、併せた目的の一つは、中1ギャップの解消だと伺いました。

そんなことあるのかなと思って、知人の教師に尋ねたところ、環境の変化にストレスを抱える生徒は少なくなく、心理面や勉強面でうまく順応できず、不登校になってしまうということは実際、現実には起きているというような話を伺いました。

また、最近では少子化による学校の統廃合が進み、これらの問題を解決するため各自自治体が小・中学校の教育を一貫させようと取り組むようになったものが、それぞれの地域で大きな成果を上げたため、2016年度に文部科学省が正式な制度として掲げたいきさつもあるようです。

これらを受け、本村の小中一貫校について、次の質問をさせていただきます。

小中一貫校に向けた基金の積立には行われていますか。行われている場合は、現在の基金残高をお尋ねいたします。

令和3年度は計4回の学校教育検討委員会が行われました。令和4年度の委員会はどのような計画になっているのかをお尋ねいたします。

鮫川村公共施設等総合管理計画では、鉄筋コンクリート構造の建築物は耐用年数が60年と定められているようですが、こどもセンター、鮫川小学校、中学校の築年数はどのようにになっているのかをお尋ねいたします。

新校舎建築の候補地は選定されているのかもお尋ねいたします。

以上、4点、よろしく願いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長、武藤誠君。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 私はマスクをしたまま、返答させていただきます。

3番、遠藤貴人議員の小中一貫校についてのご質問にお答えいたします。

令和3年3月の議会では、遠藤議員より小中一貫校にどのように取り組んでいくのかというご質問をいただき、私のほうから、小中一貫教育導入による効果や課題、早い時期に併設型小・中学校として一貫教育を導入し、校舎の建て替え時には義務教育学校設置を目指すこと、そして小中一貫教育導入に向け、学校教育検討委員会を設置して検討していくことにお答えいたしました。

今回のご質問は、小中一貫校の導入に向けての進捗状況をおただしするものと思いますので、その点を踏まえて4つの質問にお答えしたいと思います。

まず、小中一貫校に向けた基金の積立についてですが、現時点で建て替えを目的とした積立には行っておりません。しかし、改修や修繕等に活用するための教育施設整備基金が令和3年度末現在、5億7,000万円ほど積み立てております。

次に、学校教育検討委員会についてですが、令和3年度は4回実施いたしました。委員会では、園長、校長から、こどもセンターや小・中学校の現状、そして課題をお聞きして、今後の鮫川村の学校教育の在り方について委員会で協議を行いました。

そして、協議で出されたご意見をまとめて、最終的に小・中学校だけでなく、こどもセンターや図書館、公民館、文化センターなどの機能をまとめた複合施設を造って、特色ある

教育を実現していこうというイメージ図をつくり上げたところです。

それを踏まえて、今年度は5回の委員会を開催する予定です。小中一貫校について、さらに議論を深めるとともに、先進校を視察したりして小中一貫校のイメージを具体化し、最終的には提言として取りまとめたいと考えております。

また、中学校部活動の地域部活動への移行とか、コミュニティ・スクールに向けた学校運営協議会の設置など、喫緊の教育課題についても話し合われたようです。

学校教育検討委員会は、学校関係者や保護者、地域の方や有識者の方など様々な方が委員となっておって、貴重なご意見をたくさんいただいております。今年はコロナの影響で開催が遅れてしまいましたが、今後、鮫川村の教育について話し合いを深めていきたいなというふうに考えております。

次に、各施設の築年数についてのご質問ですが、こどもセンターについては、平成17年度にこどもセンター施設として大規模改修を行っていますが、以前、西野小学校でしたので、西野小学校として建築されたのは平成7年3月であって、築27年というふうになります。そして、鮫川小学校は昭和56年2月に建築されておりますので、築41年になります。また、鮫川中学校は昭和46年1月に建築されておまして、築51年ということになり、あと9年で建て替えの時期の目安である60年を迎えることになります。

最後に、校舎を建築する候補地についてですが、現時点ではまだ決まっておりません。しかし、学校教育検討委員会の中では、村の中心部とか、修明鮫川校跡地などの意見が出ておりました。

以上を申し上げ、3番、遠藤貴人議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 農業者トレーニングセンター、それから併設のプール、公民館、ひだまり荘、歴史民俗資料館などの全ての施設が老朽化しているなというふうに感じています。正直に本音をここで言わせていただければ、義務教育学校、それからこどもセンター、これらを中心としながら、文化センター、体育施設、公民館、図書館、高齢者施設などを合わせた複合施設をぜひ建築したいというような思いではあります。今の教育長の答弁を聞いていますと、似たような施設名が出てきていましたので、これらを網羅した複合施設を建てていくようなことも含めながら、文字どおり複合施設を複合的に考えていく、検討していくというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） やはり、これから少子高齢化、ますます進んでいきます。児童・生徒数ももちろん減少していきます。そういった中で、学校教育検討委員会でもやはりそういった意見が出まして、やはりこれからは様々、人口が少ない中でも小さいコミュニティー、たくさんの人と関わるのが大事じゃないか、いろんなことができるような施設が必要じゃないかということで、魅力的な施設ということで複合施設が上がってまいりました。

村では、本当に学校を含めてたくさんの公共施設がございます。先ほどからご指摘がありました、今後、やはり公共施設整備計画を立案しながら、村当局と議論を重ねながら、また村民の皆さんに広く意見を求めながら、複合施設の建築に向けて進んでいきたいというふうに私は思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 先ほど来から学校教育検討委員会のことも出ていますけれども、その検討委員会でやっぱり、なかなか非常に重い案件ということもあって、要するに中身を知らないままに議論をしてくださと言われても、なかなか議論できない現状もあるのかなというふうに感じています。

私自身も、できる限りいろいろお話聞いたりとか、調べられる範囲で調べていますけれども、まだまだ僕自身もそういった知識が足りないというふうに感じていますので、これから議会全体を通してはもちろん、私個人としてもこの小中一貫教育、それから義務教育学校ということに対して理解を深めていかなければいけないなというふうに感じているんですけれども、ぜひそういった検討委員会でも、質問の通告文にも記載させていただきましたけれども、もともと各自治体が小・中学校の教育を一貫させようというふうに取り組んだものが大きな成果を上げて、そしてこの文科省をつき動かして正式な制度になったというようにいきさつもあるようですので、大きな成果を上げている先進地と言われるようなところが県内にもあるかと思えますし、もちろん県外にもあると思えますので、遠い、近いということにかかわらず、検討委員会でぜひそういった視察も兼ねて、十分そういった理解を深めていただければ、また議論も深まってくるのかなというふうに感じているんですけれども、そういった先進地視察などの勉強会も含めて、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 先進校、全国に義務教育学校は設置されているところではありますが、県内でも既に、申し訳ございません、正確ではありませんが、5校程度の義務教育学校

が設置されております。近くですと、川内もたしか近年なったかと思えますし、飯舘もそうですし、あと郡山の西田学園なんかはもう早々から義務教育学校としてスタートしておりますので、そういったところを見てくることによって、やはり委員の方々も義務教育に対する理解も深まると思えますので、しっかりと今年度、委員会の中で先進校視察を実施していきたいなというふうに思っております。

また、なかなか大きな問題でもありますので、また難しい話もございますので、今年度の学校教育検討委員会の方々には、できる限り、昨年度話し合い、委員としてお務めいただいた方々に今回もお願いしておりますので、一層意見が深まるのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 鮫川村も少子化ということで、村内6つの小学校、まず2つにして、それから1つになったいきさつがありますけれども、その当時は、やはり逆に先進地ということでほかの自治体から教育関係者が視察にいらしていたというようなお話も聞いていますので、ぜひ教育の先進地として、またその義務教育学校などの、県でも他町村とか、また他県から視察に来ていただけるような、そういった施設ができればいいなというふうにも考えています。

建築物の再利用のお話も答弁の中にありました。建築物の再利用、大切なこと、非常にこれも理解しています。西山小は介護施設になりました。西野小学校は今おっしゃったように改修をしてこどもセンターになりました。富田小学校、それから青生野小学校などはこれからそういった目的が決まってくるんだろうなと思えますけれども、恐らくこれは長い年月かかるだろうなというふうに予想してします。

なぜなら、建築物というものは、やはり目的に沿って建築されるものでありますので、当初の計画以外に使用することは様々な問題点が生まれるんだろうなというふうに感じています。その点からいうと、西山小学校、西野小学校というのはすばらしい成功事例だなというふうに私は感じているんですけれども、ただ、今挙げたそういった問題点を生まないためには、やはりゼロからその目的に沿ったものを造るということだと思えるんですけれども、先ほど挙げた体育施設や図書館やということで、それらの複合施設全てこれ造るとなると、恐らく10億や20億では済まない金額になってくるんだろうなというふうに感じています。

ただ、この金額に何十億かかっても、この金額だけ見てびびってしまっちはちょっともっ

たくないなという気がしてしまっていて、なぜなら、この金額はやっぱり未来への投資であるというふうに私は考えています。教育に投資できなかつたらどこに投資するんですかというのが私の持論なんですけれども、人口減少はこれは非常に大きな問題であることに変わりはないというふうに感じています。ただ、この人口減少を憂いていても全く何も解決はしません。人口が減っても、私は教育が減らなければ、教育さえ死ななければこの地域は持続していくというふうに感じております。

生活利便性を考えたら、鮫川村というのはとっても不利なんだと思います。生活していてもものすごく不便を感じます。ただ、ここで子育てをするというような覚悟を決めた人たちがいらっしゃいます。私もその中の一人ですけれども、そういった覚悟を決めた人に対して、村がそういった施設を整備していくというのは、これは僕は自治体の使命なんじゃないかなというふうに感じています。私も年を取れば、恐らく介護老人になって、もしかすると村の介護施設にお世話になるかもしれないですし、私の子供が、結婚してここで子育てをしていくとまた腹をくくったときに、また私の息子も孫と一緒にその教育施設にお世話になると。

先ほど耐用年数の話、60年という話がありましたけれども、60年という月日は恐らく息子だけではなくて、孫の世代までそうやって網羅してくれるような年月だと思いますので、ぜひ、せつかくのこれはチャンス、機会、本当にチャンスと捉えて、小ぢんまりとしたものを造るのではなくて、ぜひ大きなものを今後の村の本当の核となるような施設、ああ、鮫川は変わったな、こんないい施設ができたんだなというふうに、視覚的にもう変化を捉えられるような、そんな施設にしたいという思いがあります。

村長、どうですかということで、ここで本当は村長に答弁を振るつもりだったんですけれども、この通告書を見ると答弁を求めているという、これ非常に初歩的な議会人としてのミスをして、村長には答弁求められないわけですが、ただ、今言ったことが恐らく村長も同じ思いであるというふうに信じて、私の今回の一般質問はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 議長、私もマスクかけていると眼鏡曇っちゃって、ちょっと読みづら

いんで、外させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（星 一彌君） はい、了解しました。

○9番（前田武久君） 今回の9月定例会、決算議会であります。それに対して一般質問を1点について述べさせていただきたいと思いますので、村長、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

公共施設の貸与について。

約1億円を投じ、民間宿泊施設の旅館を買収。改修後、公設民営である屋号「結び」の温泉旅館。貸与契約5年間の経営実績を注目しております。貸与開始から2年弱となるが、村が村民の期待に沿うべく運営を引き継ぐ協議を開始されているものと思われるので、施設管理責任者としての今後の運営方針をお伺いいたします。

なお、お願いした資料、提出いただきましてありがとうございます。

よろしくお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の公共施設の貸与につきましてのご質問に対してお答えをいたします。

議員おただしの温泉旅館は、令和3年3月17日付で村と民間事業者との間で貸付期間を令和8年3月31日までとする公有財産無償貸付契約を取り交わしております。同年4月14日に営業を開始しました。開業当初は食堂のみの経営でしたが、令和3年6月7日に旅館業の営業許可を取得し、宿泊営業を開始しております。貸付契約の内容としましては、土地、建物、物品を無償で事業者へ貸付けするものとし、事業者は管理者として貸付物件の維持保全に努めることとすると貸付物件の保全義務を明記しております。

ご質問の今後の運営方針についてであります。運営または経営の方針は、経営者が自ら決定するものであり、村としては立ち入ることはしておりませんが、ただし、経営者募集の際の募集要項には、交流人口の増加及び内需拡大を目指していること、旅館を生かした地域活性化を図ることを目的としていることを明記しており、事業者はそれに基づき経営に当たっております。

経営状況につきましては、開業当初から新型コロナウイルスが猛威を振るっており、各種会合や宴会の利用者は極めて少ないのが現状のようであります。

一方、宿泊につきましては、工事関係者やビジネスでの利用、首都圏などからの長期、短期宿泊の利用も徐々に増えてきており、特に今年のお盆期間中には、東京鮫川会の会員をはじめ、多くの宿泊者を受け入れ、連日満室だったと聞いております。

また、エゴマ、みそ、豆腐や野菜などの地場産品を利用した料理を提供することで、地産地消にも積極的に取り組んでいるほか、従業員に村民を雇用するなど、地域活性化にご協力をいただいているものと理解をしております。

村としましては、適宜、経営者と懇談する機会を設けて、経営状況をお聞きするとともに、地場産品のさらなる活用や、村主催の事業への協力などを求めてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、積極的にどうかこの「結び」をご利用いただきますようよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、9番、前田武久議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今、村長答弁のとおり、コロナ禍にちょうど出くわして、かなり経営内容とも厳しい中、努力されて運営されておるといような報告であります。それで、今、村内の雇用状況ですか、それから今後の経営内容等を今後協議していくといような答弁であります。今までは、内部干渉はあまりできないかと思うんですけども、それらについてある程度、村でもって村の施設を貸与されている中で、今後の方針等も考えることから、ある程度はもうこの2年弱のうちに何回かの協議は進めたかというふうに考えられるんですが、今の答弁では、今後、協議等を重ねて運営内容を精査していくといような答弁であります。全然そういうふうな、立ち入った状態になるかと思うんですが、当然管理者としての責任と、それから村民の期待感からしてもやるべき仕事かなといような考えられるんですが、答弁のとおり、全く経営者との話合いとか運営内容等についての話合いは全然されていないということなんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 経営者との協議ですね、食事、また先般も経営者の方のお考えと、経営状況はお聞かせをいただいておりますが、あと経営の内容、その数字的なもの、決算関係、それにつきましては、私はまだ正直目を通しておりませんが、担当課のほうからもういった経営の相談受けたり、今後どうしたらいいのかなということをお話を聞いたかどうかは、担当課長から答弁をさせたいと思います。

まずは、オープン当時のコロナの襲来ということもあって、宿泊が長い期間できなかった

ということもあったり、食堂からオープンされて、大変な思いをされておりました。宿泊客が全くないという状態の中で、しかしコロナも2年過ぎたところで、今年の夏はお客様がどんどん戻られてきているというか、増えているということで、特に平日はまだ空きがあるようですけども、週末等には宿泊客がどんどん増えているようであります。

しかしながら、宴会といいますか、我々が通常、例えば、今まで何かの節目で議員さんとともに懇親会を深めるとか、職員の歓送迎会とか、あと先生方の歓迎会とかと、普通通常の季節季節にそのような使用を囲みましてきたわけですが、そういったものが全く団体客がないということで、経営も大変だとはお聞きしておりますが、非常に東京鮫川会の方々とか、あとファンクラブの方々がインターネット、そしてこちらから発信する情報を基に家族単位の方々が増えているようでありますので、今後ともまた協議を重ねて、経営者の方と村としてどのように広報できるのかということも含めて、お客様が増えるようにしていきたいなと思っております。

そうですね、あと一つは、副村長のお計らいがあって、令和4年9月から県教育委員会の教職員の互助会の宿泊先として登録をさせていただいております。

それとまた、チラシの配布も併せてファンクラブの方々の問合せが私のところにも来ておりますので、その都度ご紹介をさせていただいております、少しずつお客様が増えてきているということでもありますし、またラーメン、最近ラーメンの図鑑に掲載されたということで、そういった広報の中で来ているお客様が増えているようであります。

あと、経営の内容とかそういう相談を受けて、担当課が行って協議をしたかということにつきましては、担当課長のほうから答弁を申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、舟木正博君。

○農林商工課長（舟木正博君） 農林商工課長です。

相談を受けたかというご質問ですが、特に経営者のほうから村へのそういった相談は今のところ受けてはおりません。

ただ、私どももいろんな事業にご協力をいただいている関係で、その機会あるごとに、今の経営の状況をざくばらんにお話しする機会はある程度つくるようにはしております。先ほど村長も申し上げましたとおりに、開業当初からこのコロナ禍ということもあって、やはり宴会、各種いろんな団体の会合とか、地域の集まりでの利用とかがほとんどないというのが現状のようで、その辺ではやっぱり会合、宴会というものが売上げに大きく関わってくると思うんですが、その辺でやはり厳しい面もあるようです。できるだけ村としましてもい

ろんな事業にご協力をいただいて、首都圏のお客様などを結びさんに宿泊してもらうような方向で、いろんな取組はしております。

結びさんの経営の内容までは、やはり経営の内容というのは、経営者が決定するものであるということで、私どもは理解しております。村としていろんな事業の提案までは、そこまで踏み込んだ話はしておりませんが、村としてはできるだけ売上げに貢献できるように、いろんな事業の展開を今後も考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 私は経営の内容、これは当然外部から見てもかなり容易じゃないというふうに察されますし、それを村が行って調査するという事は決して望んではおりませんけれども、先ほど村長が言われたように、村内の雇用促進とか内需拡大とか、それから地産の普及とかというようなことで、幾らでも村民に貢献できるような経営方針を取ってほしいと。

一番私はこれから危惧するのは、5年契約ですね、令和8年までの貸与契約ですけども、その後の、もし今の経営者が村に返還するということになった場合の村の経営方針、これはやっぱり、今の経営状況を全部勘案して参考にしなくちゃならないと思うんですよね。それで、5年なんかあつという間ですからね。それをその備えを村当局でやるべきだと思うんですよね。それらの考え、持っておられるのかおらないのか、村長、今の答弁では、全く村で受け継ぐ気はないというふうな感じ、任せておくんだからいいというようなことでは、やはり我々委託しておく議員として、これはそれでは承知できないと思うんですよね。だから、ちゃんとした返還後の村の運営方針、これを村長の考え、きちんとした考えを答弁いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、事業は継続することに意義があります。1年ぽっきりの経営とか2年だけの経営とかは、5年契約でやりますけれども、契約の期限は5年で8月31日までとなっておりますが、そこで経営を断念するということであれば、新たな経営者を見つけなくてはならないということでもあります。ですから、坂本さんという経営者の方ですね、この方が継続して事業を経営されるためには、今ご指摘のように、経営の内容、この契約書の中にもうたっております。村が必要とする書類の提出は提出することと。当然、決算書、さらには営業日報とか、損益計算書並びに財務諸表まで、法人ではない個人経営ですかね、でも

決算書は年度年度で作られておりますから、その内容も今後見させていただきながら、公設民営はあくまでも、あれだけの1億円かけた以上の施設を無償貸与しているわけですから、我々にも大きな責任がありますので、内容を見せていただきながら、その都度の指導といえますか、我々行政にできること、またこのようにしたほうがもう少し売上げ伸びるんじゃないかというアドバイスもしていきたいと思っております。

それと、経営者の方と懇談、対談する中で印象に残っているのは、経営者の方はもともと八幡屋の料理長をされておりました。それで、料理には中華料理も得意であるということであって、料理も非常に好評でありますけれども、経営者の中から、今後どこの店に行っても、例えば手・まめ・館、おしゃべりキッチン、結び、早女川食堂とか、そば屋さんとかとありますけれども、どこのお店に行っても村の特産品で共通できるような、そのようなメニュー開発したいんですという話をされて、ああ、なるほどなと思いました。本村の農産物、数ある中で、そういった統一メニューを図りながら、誘客、観光者の増大につなげることでできませんかというお話をいただきました。ああ、なるほどなと。経営者の方はこのようにお考えであれば、早急に飲食店の経営者の方々と、それから生産者を結びつけるような、そのような機会をこれから設けながら、こういう素材をこのくらいで提供できますからという生産者の提供、それからメニューとして扱う料理をする方々のそういった連携が必要だなと思って、感心して帰ってはまいりましたので、そういった経営者の思いが繋がって、そして売上げアップにつながるような、そのような経営に指導できるような、そのような機会を重ねていきたいなと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 無償貸与物件の中で、資料の中で93品目があるわけですね。それらのほとんどは貸与年数は5年くらいでもう償却期限が切れるというようなものが数多くあると思うんですよね。そういった中で、5年後というか、もうあと3年後ですけども、ほとんどそれらの物品の買換え等も必要となると。そういった中で、もし村が今の経営者が引き継がないということになって、村がそれを運営するというふうになれば、当然それは買換え、また建物も老朽化するし、それらの改築費用等もやっぱり予算化しなくちゃならないというような状況になると思うんですよね。

そういうこともね、やっぱりこれは目に見えているんですよ。もう5年後にはね。8年ですけれども、8年の末にはそれらのことを当然考えて計画を立てなくちゃならない。それがやっぱり執行者の責任であるし、もうその備えはしておかなくちゃならないということで、

私は質問しているわけでありませう。

それと、無償貸与施設、公共施設で現在のような類似される物件が、村長、数件あると思うんですが、それらの施設名を挙げてください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 公設民営の施設であると、この前、新年度、貸与、無償貸与のご決議をいただいたほっとはうす、それからさめがわ歯科医院、ここ2か所ですか、公設民営だとあと結びの3か所になっていると思いますね。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 公設民営ということで質問、それには限らず公共施設に無償貸与されている物件がありますね。例えばすまいる。すまいるは施設料取っているんですか、あれ。取っていないんでしょう。それと、手・まめ・館も大体同じですね。それと堆肥センター、これは社会福祉協議会のほうに、村長、会長ですね、そのほうに委託されておるということで、それらも含まれるんじゃないかと思うんですけれども、どうなんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 当然、すまいるですね、公設民営、建物は村でありますので、貸与しております。それとひだまり荘も社会福祉協議会の会長は私ですけれども、村のほうで運営をお願いしていると。社会福祉協議会の中で今度はさぎり荘も併せて運営をお願いしていると。手・まめ・館も指定管理をいたしながら堆肥センターの運営までしていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） ざっと7件くらいの物件があるわけですね。それらの物件、ほとんど無償貸与ですね。その上に助成金まで出しているということで、本村財政事情、村長よくご存じのとおり、自主財源は1割弱というような中での厳しい財政運営ですね。今後、これらの無償貸与施設をこれからずっと継続されていくのか。これは見直すべき時期に来ているんじゃないかと、見直しを図るべき協議をすべきじゃないかというふうに考えるわけですが、それらについてどうお考えか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） これは長年の施策の中で公設民営を、目的に沿って施設を運営、指定

管理、全くの補助金充当でやってきた施設でありますので、今後見直すか、その施設の廃止といたしますか、そういったものも含めて法人化として切り離すのか、そういったものは今後また検討していかなくてはならないと思いますが、1つ言えることは、その施設が住民サービスに大きく貢献しているということが、農業関係者、さらには高齢者の買物弱者とか、村民の福祉の向上、医療福祉、高齢者対策といった中で、あと医療ですね、医療関係、それからまた、ただいまの結びもそうですけれども、来村者の宿泊の受皿づくりと。あと、ほっとはうすは当然、観光者の素泊まりというような形でオープンしていますから、そういった対内外の多くの方々への福祉の向上やサービスの提供という観点から、今運用しているわけでありまして、今後またその在り方については検討する余地があるかと思いますが、大きく当該一、二年で見直すということは今のところ考えてはおりません。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 先ほどの同僚議員の答弁に、村民の幸福度の検証をするというような答弁されましたね。これは当然、今言った手・まめ・館、すまいる、これはやはり農産物の生産者とか村民の弱者、買物弱者の支援策、それからさざり荘においてもこれは村民の健康保持、それから保養、そういうものでかなり貢献はされていると思うんですよ。

ただ、そのほかに、この無償貸与でどれだけ貢献度があるかということも、やはりこれから検証していかなくちゃならないと思うんですが、これは結びも含めて、その時点に達してからでは遅過ぎると思うんですよ、間に合わない。村長、もう残すところは1期もないというような状態の中で、これは当然、関根村長としても残すべきものは残すというような、そういう長としての、執行者としてのやはり考えをこの議会に示すべきだと思うんですよ。ただ、時が来れば何とかするというような問題ではないと思うんですよ。村民の財産を預けておくんですから、それも無償でね。だから、いかに村民が納得するような施策、それから運営方針、これを示すべきだと思うんですよ。

だから、通告した内容には具体的な通告文書は入っていませんけれども、当然それらのことを踏まえて答弁されるものと考えておりますが、もう少し具体的な運営方針、各施設の運営方針をきちんと答弁していただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） このたびの通告は、結びの運営方針ということでありまして、先ほどお話ししましたように、公設民営の施設はどのくらいあるのかということをお答えしました。

また、契約は5年ですからね。ですから、5年近づいて来年1年で終わりますよということであってはならないと思いますし、先ほど答弁もしましたとおり、それはやっぱり経営者の方と心をつないでお話をしながら経営状況の相談にも乗り、また、答弁しました、実際的にオープンにして決算書の中身も見せていただいたり、また相談して売上げアップにつながるものはどうなのかということも含めて、今後、相談に乗っていきたいと思いますし、これは皆様の議会の議決をいただいて、村の中の中心部の宿泊施設が必要だということで建物を購入して、さらには工事に着手をして約1億円の予算があそこに投じられているわけですから、ですから、5年たって閉館だというわけにはちょっといきませんので、それは経営者の方々とも心を合わせて、つないで、重ねていながら、経営を持続できるように指導してまいりたいと思いますし、皆様のご利用もひとつお願いして、売上げアップにつなげていただきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） 結びについて、我々議会が議決してあれしておりますけれども、私、通告文は、公共施設の対応についてと通告してあるんですよね。ただ、その一環として結びが入っているだけであって、今、私が7件の、村長が答弁された7つの施設については公共施設ですね。それに対して私は具体的な答弁を求めているものであって、結びの通告だから結びだけの答弁をすればいいというような、そういう答弁では納得できないんで、その今挙げられた7つの公共施設のこれからの運営方針等についても、やはり含まれているんで、その答弁をいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 結び以外の各施設ですね、当然、決算内容も見せていただいている施設もございます。それから、その中身についての売上げアップへの指導も目を通させていただいておりますし、各課とも担当する課が違いますけれども、皆さんからご決議をいただいて、毎年指定管理の予算を拠出して、さらには運営を精査していただくということも鑑んで、各施設におきましては今後継続していただけるように、皆さんと協議して支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） 再度申し上げますけれども、この無償貸与について、今後どう検討されていくのか、それを協議すべき、そういう考えがあるのかどうかも併せて答弁願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 今後、協議を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 前田君。

○9番（前田武久君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

ここで、15時35分まで休憩します。

（午後 3時21分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時35分）

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第5、報告第5号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本件について報告内容の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、報告第5号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも各健全化基準を下回る良好な比率であり、健全な財政状況にあることを示しております。

以上で報告第5号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） ここで、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、森洋君。

〔代表監査委員 森 洋君 登壇〕

○代表監査委員（森 洋君） それでは、議案書2ページ、令和3年度健全化判断比率審査

意見書と、3ページの令和3年度資金不足比率審査意見書について、監査委員を代表してご説明申し上げます。

最初に、2ページの令和3年度健全化判断比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

2の審査の結果であります。

(1)は総合意見であります。この内容は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

表の①実質赤字比率欄と②の連結実質赤字比率欄は、いずれも黒字決算のため算出されませんでしたので、ハイフンで表しております。

③の実質公債費比率は6.4%と算出されております。令和2年度との比較では0.2ポイントほど下回りました。早期健全化基準の25%を大きく下回り、健全財政であることを示しております。

④の将来負担比率につきましては、比率が算定されていないため、ハイフンで表しております。

(2)の個別意見は、表の説明であります。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、3ページの令和3年度資金不足比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

対象となる特別会計は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計であります。

2の審査の結果であります。 (1)の総合意見では、審査に付された公営企業における実質収支の状況で、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2)の個別意見であります。簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計のいずれの会計も資金不足額が生じておらず、経営健全化基準の20%を下回り、良好な状態を示しておりますので、表ではハイフンで表しております。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告といたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の報告を終わります。

◎議案第53号～議案第54号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から日程第7、議案第54号 鮫川村奨学基金貸与条例の一部を改正する条例までの2議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第53号及び議案第54号の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

初めに、議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に関して、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、育児休業の取得回数の制限の緩和及び非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和のために条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

議案第54号 鮫川村奨学基金貸与条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、村奨学金の貸与に関する手続に関して、規則に委任すること及び文言の整理を行うために条例の一部を改正するものであります。

以上で、議案第53号及び議案第54号の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎議案第55号～議案第63号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第8、議案第55号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）から日程第16、議案第63号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第55号から議案第63号までの9議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、令和3年度各種事業費の確定に伴う国・県等への償還金の補正及び令和3年度決算に伴う前年度繰越金の確定のほか、所要の経費を計上しております。

また、前年度からの繰越金につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承お願いいたします。

各会計の補正予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、鈴木副村長からご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

○副村長（鈴木大介君） 初めに、議案第55号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額30億704万5,000円に対し、今回2億6,950万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を32億7,655万3,000円とするものであります。

以下、事項別明細書にてご説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

1款村税、1項村民税、2項固定資産税、3項軽自動車税の各税の2節、滞納繰越分は、未納となった税について計上するものであります。

10款地方交付税、1項1目1節地方交付税5,000万円の増額につきましては、令和4年度

普通交付税の交付額の決定によるものであります。

4ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金356万3,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、個人番号カード交付事務費及びデジタル基盤改革支援事業費を受け入れるものであります。

同じく3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金25万円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費を受け入れるものであります。

5ページをご覧ください。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、2目1節介護保険特別会計繰入金612万8,000円の増額につきましては、令和3年度分介護給付費等村負担金精算によるものでございます。

同じく2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金650万円の減額につきましては、鹿角平観光施設整備事業費について、辺地対策事業債への振替によるものでございます。

同じく10目1節森林環境譲与税基金繰入金945万7,000円の増額につきましては、森林環境整備事業に充当するため繰り入れるものでございます。

6ページをお開きください。

21款村債、1項村債、1目1節辺地対策事業債650万円の増額につきましては、鹿角平観光施設整備事業費について、財政調整基金から辺地対策事業債への振替によるものでございます。

3目1節臨時財政対策債910万円の減額につきましては、今年度の発行可能額の決定によるものでございます。

5目1節緊急自然災害防止対策事業債610万円の増額につきましては、村管理河川2か所の護岸整備工事のために借り入れるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、24節積立金1億8,751万2,000円の増額につきましては、地方財政法の規定に基づき、決算余剰金の2分の1の額を財政調整基金に積み立てるもの及び公有施設整備基金、教育施設整備基金に積み立てるものでございます。

同じく6目企画費、12節委託料730万2,000円の増額につきましては、行政手続のオンライン化に伴う環境整備などに要する経費であります。

同じく7目地方振興費、18節負担金、補助及び交付金12万4,000円の増額につきましては、

真坂地区公民館の改修に対し、集会施設改修事業費補助金を交付するものでございます。

8ページをお開き願います。

2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料100万円の増額につきましては、マイナンバーカードの普及促進のため、出張申請受付業務等に要する経費でございます。

同じく4項選挙費、4目福島県知事選挙費、17節備品購入費60万6,000円の増額につきましては、青生野投票所、青生野村民体育館の入り口の段差を解消するためのスロープの購入のほか、投票所の環境を整備するための経費でございます。

次に、10ページをお開き願います。

4款衛生費、表の真ん中ほどの、真ん中の表になります、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、10節需用費7万4,000円、11節役務費17万7,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種対象者拡大及びオミクロン株対応ワクチン接種希望者調査に係る経費でございます。

同じく22節償還金利子及び割引料864万5,000円の増額につきましては、令和3年度に実施いたしました緊急風しん抗体検査等事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業など、4つの事業の事業費確定に伴い国庫へ返還するに要する経費でございます。

次に、11ページをご覧ください。

6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、12節委託料895万7,000円の増額につきましては、森林環境譲与税基金を活用して森林の地図、地形図等の作成や森林整備などに要する経費でございます。

同じく15節原材料費50万円の増額につきましては、同じく森林環境譲与税基金を活用しまして、朝日山登山道の整備用の資材を購入するための経費であります。

12ページをお開き願います。

2つ目の表になりますが、8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、14節工事請負費1,000万円の増額につきましては、村道官代・内ヶ竜線ほか9路線の維持補修工事に要する経費であります。

同じく2目道路新設改良費、12節委託料220万円の増額につきましては、菅ノ目地内の河川護岸工事の設計に要する経費であります。その下、14節工事請負費384万円の増額につきましては、戸草地内の河川護岸工事の設計変更により増額補正を行うものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、17節備品購入費30万8,000円の増額につきましては、一時的な避難所として役場を利用する際の環境整備するためにテレビ、簡易

ベッド、備蓄品を収納するロッカーを購入するための経費でございます。

13ページをご覧ください。

表の一番下になります。10款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、14節工事請負費135万1,000円の増額につきましては、公民館2階のトイレ、男女それぞれ1か所を洋式化する工事に要する経費でございます。

14ページをお開きください。

表の右2つ目の表になりますが、同じく6項保健体育費、2目体育施設費、12節委託料95万6,000円の増額につきましては、トレーニングセンタープールの換気扇の修繕に要する経費を指定管理料として増額補正するものでございます。

続いて、各特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第56号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の13ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の19ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4億2,192万円に対し、今回298万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億2,490万8,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の20ページをお開き願います。

上の表になりますが、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、4節医療給付費分滞納繰越分から6節介護納付金分滞納繰越分までの合計216万円の増額につきましては、令和3年度までの滞納繰越分を計上したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

21ページをご覧ください。

6款1項基金積立金、1目国保基金積立金、24節積立金82万8,000円の増額につきましては、国民健康保険事業支払準備基金に積み立てるものでございます。

次に、議案第57号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の15ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の22ページをお開きください。

補正前の歳入歳出予算総額5,772万円に対し、今回450万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を6,222万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の23ページをご覧ください。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金300万円の減額につきましては、繰入金の確定により一般会計からの繰出しを減額するものでございます。

6款県支出金、1項県補助金、1目衛生費県補助金、1節診療所費補助金104万5,000円の増額につきましては、感染症検査機関等設備整備事業費補助金の交付額の決定によるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

24ページをご覧ください。

中ほどの表になりますが、2款1項医業費、2目医療用消耗器材費、10節108万円の増額につきましては、注射器、注射針、新型コロナウイルス感染症検査用試薬などの購入に要する経費であります。

同じく4目検査費、12節委託料54万円の増額につきましては、血液検査、微生物検査などの特殊検査業務に係る経費であります。

次に、議案第58号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の17ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の25ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額9,358万8,000円に対し、今回569万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を9,927万8,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の26ページをご覧ください。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、3節水道使用料過年度分35万3,000円の増額につきましては、令和3年度分までの滞納繰越分を計上したものであります。

その下ですが、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目施設整備費国庫補助金、1節簡易水道事業費補助金60万円の増額につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金事業費を受け入れるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の27ページをご覧ください。

2款施設費、2項1目施設整備費、14節工事請負費150万円の増額につきましては、林道寅卯平・蕨平線舗装本復旧工事費の増額によるものでございます。

次に、議案第59号 令和4年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）につつま

してご説明申し上げます。

議案書の19ページ、事項別明細書の28ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額970万2,000円に対し、今回55万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1,025万2,000円とするものでありますが、前年度、繰越金の予備費に組み入れるのみの補正となっております。

次に、議案第60号 令和4年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の21ページ、事項別明細書の30ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4,517万2,000円に対し、今回162万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,679万3,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の31ページをご覧ください。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、3節滞納繰越分27万2,000円の増額につきましては、令和3年度分までの滞納繰越分を計上したものであります。

次に、議案第61号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の23ページ、事項別明細書の32ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4億7,897万8,000円に対し、今回6,036万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億3,934万1,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の33ページをご覧ください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、3節滞納繰越分普通徴収保険料22万1,000円の増額につきましては、令和3年度分までの滞納繰越分を計上したものでございます。

その下、2款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金、1節介護予防事業費83万7,000円の増額及び4款県支出金、3項県補助金、1目地域支援事業交付金、1節介護予防事業費52万7,000円の増額及び6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節地域支援事業繰入金11万6,000円の増額につきましては、いずれも令和3年度の事業費の精算による追加交付分であります。

同じく6款1項1目5節低所得者保険料軽減繰入金50万5,000円の増額につきましては、

低所得者の保険料を軽減するため一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

35ページをご覧ください。

表の2つ目になります。2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、5目介護予防住宅改修費、18節負担金、補助及び交付金11万1,000円の増額につきましては、要支援認定者に対する住宅改修費に係る負担金を増額するものであります。

その下、3款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金500万円の増額につきましては、介護給付費財源の余剰分を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

その下、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金利子及び割引料4,228万2,000円の増額につきましては、令和3年度の介護給付費負担金等について、国・県に返還するものであります。

同じく2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金612万9,000円の増額につきましては、令和3年度の介護給付費村負担金等の精算によるものでございます。

次に、議案第62号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の25ページ、事項別明細書の37ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額9,392万5,000円に対し、今回176万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を9,569万2,000円とするものであります。前年度繰越金の予備費に組み入れるのみの補正となっております。

次に、議案第63号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の27ページ、事項別明細書39ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4,010万9,000円に対し、今回7万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,018万4,000円とするものであります。前年度繰越金のうち事務費の不用額分3万9,000円を一般会計に繰出しするとともに、繰越金の残額を予備費に組み入れる補正となっております。

以上、議案第55号から第63号までの9議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。各議案の説明を終わらせていただきます。

◎議案第64号の上程、説明

- 議長（星 一彌君） 日程第17、議案第64号 村道路線の認定についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

- 村長（関根政雄君） それでは、議案第64号の提案理由のご説明を申し上げます。
議案書の29ページをご覧ください。

本案は、国道289号のバイパス工事により、福島県の管理から外れる約7キロメートルの区間の移管を受け、村道として認定しようとするものであります。路線名、起点、終点は議案書に記載のとおりであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◎会議時間の延長

- 議長（星 一彌君） ここで、会議時間の延長についてお諮りします。

会議規則第9条に規定されております会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の議事日程について時間内で終了が見込まれないかもしれないため、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の議事日程が全部終了するまで、会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程が全部終了するまで、会議を延長することに決定いたしました。

◎認定第1号～認定第9号の上程、説明

- 議長（星 一彌君） 日程第18、認定第1号 令和3年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第26、認定第9号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、認定第1号から認定第9号までの9件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和3年度における一般会計のほか、各特別会計の歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を受けるものであります。

決算の事業費の内容等につきましては、別冊の令和3年度一般会計特別会計歳入歳出決算書及び令和3年度主要施策の成果及び予算執行の実績をご覧いただきたいと思っております。

これらを用いた各会計の決算内容などにつきましては、鈴木副村長からご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

○副村長（鈴木大介君） 初めに、認定第1号 令和3年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

以下、令和3年度一般会計歳入歳出決算書でご説明いたします。

6ページをお開き願います。

令和3年度の歳入歳出決算額ですが、歳入総額は収入済額欄に記載のとおり39億7,867万1,658円、歳出総額は支出済額欄に記載のとおり37億4,910万6,055円、差引残額は2億2,956万5,603円となっております。ここから令和4年度へ繰り越すべき財源1,480万4,000円を差し引き、実質収支額は令和4年度一般会計へ繰越しする額欄に記載のとおり2億1,476万1,603円となります。

歳入決算の主なものについてご説明いたします。

決算書の7ページをご覧願います。

以下、表頭の収入済額の欄をご覧願います。

一番上の列になりますが、1款村税2億6,878万495円につきましては、前年度比559万6,286円の減少となっておりますが、これは、法人村民税、固定資産税の減収などによるものであります。

9ページをご覧願います。

表の一番下のほう、下から2行目になります。10款地方交付税19億3,818万6,000円につきましては、前年度比1億2,412万6,000円の増となっております。

10ページをご覧ください。

備考欄、上から2段目になりますが、震災復興特別交付税につきましては前年度から減額

となっておりますが、普通交付税が前年度比1億6,623万9,000円の増額、特別交付税が1,900万7,000円の増額になったことにより、全体として増額となったものであります。

12款分担金及び負担金234万7,000円につきましては、前年度比298万800円の減となっておりますが、これは農地等災害復旧事業受益者負担分担金が減少したのものによるものでございます。

続きまして、13款使用料及び手数料2,649万5,565円につきましては、前年度比158万5,847円の減となっておりますが、これはこどもセンターの3号認定保育料、これは子供の年齢がゼロ歳から3歳児未満の保育料になりますが、これが減少したものによるものでございます。

12ページをお開き願います。

14款国庫支出金3億8,791万4,583円につきましては、前年度比5億8,452万6,418円の減となっております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の増額はあるものの、主に公共土木施設災害復旧事業費負担金の減や、特別定額給付金給付事業費の減、小・中学校GIGAスクール関連事業費の減などによるものでございます。

14ページをお開き願います。

15款県支出金3億4,685万4,361円につきましては、前年度比1億909万6,550円の減となっております。これは主に農地等災害復旧事業費の減額、令和2年度事業分のふくしま森林再生事業の補助金分の減額によるものであります。

17ページをご覧願います。

16款財産収入1,491万469円につきましては、前年度比675万1,981円の増額となっております。これは主に青生野地区の太陽光発電事業に係る村有地の貸付料2年分、旧移住定住促進住宅の売払いによるものでございます。

17款寄附金939万6,033円につきましては、前年度比598万1,033円の増額になっております。これは主にふるさと納税の増額によるものでございます。

なお、令和3年度におけるふるさと納税は507件、692万5,000円となっており、これは令和2年度と比べまして約2倍というふうになってございます。

18ページをお開きください。

18款繰入金2億2,349万4,476円につきましては、前年度比2億926万3,180円の減額となっております。これは、主に令和2年度においては宿泊施設改修事業や青少年広場改修事業費など単年度限りの事業への繰入金が多かったため、令和3年度においてはその反動により減額となったものであります。

続いて、19ページをご覧ください。

20款諸収入7,425万1,508円につきましては、前年度比9,537万1,126円の減であります、これは令和2年度において実施した青少年広場改修工事の財源であったスポーツ振興くじ助成金分の減額によるものでございます。

21ページをご覧ください。

表の下のほうになりますが、21款村債1億7,620万円につきましては、前年度比4,092万1,000円の増額であり、過疎対策事業債につきましては、過疎地域自立促進特別事業の増、臨時財政対策債の増、防災減災国土強靱化緊急対策事業の令和2年度からの繰越し等によるものでございます。

続きまして、歳出決算の主なものについてご説明いたします。

23ページをご覧ください。

以下、表頭の支出済額の欄をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、25ページに飛びまして、5目財産管理費、次、26ページをご覧くださいまして、表の上のほうです、3段目になりますが、24節積立金8億944万1,037円につきましては、財政調整基金、教育施設整備基金、公有施設整備基金などに積み立てたものでございます。

同じく6目企画費、12節委託料1,431万1,420円につきましては、備考欄に記載のとおり、村ホームページの移住シミュレーターの作成業務、村の魅力を発信するための広報紙の作成業務や光ファイバー網など情報機器の保守業務などに委託したものでございます。

28ページをご覧ください。

9目臨時特別給付金給付事業費、3節職員手当等から18節負担金、補助及び交付金までの総額2,183万5,151円につきましては、住民税非課税世帯等特別給付金給付事業に係る事務経費と給付金であります。

32ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節委託料1,689万8,800円うち、村民保養施設指定管理業務1,573万6,000円につきましては、さざり荘の指定管理料であります。

33ページをご覧ください。

27節繰出金4,006万7,791円につきましては、国民健康保険特別会計（事業勘定）への繰出金になります。

34ページをご覧ください。

同じく 3 目後期高齢者医療事務費、18 節負担金、補助及び交付金 4,389 万 6,800 円につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合への負担金などとなっております。

また、その下の 27 節繰出金 1,071 万 6,514 円につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

同じく 4 目介護保険事務費、27 節繰出金 8,153 万 8,185 円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。

同じく 5 目障害者福祉費、35 ページに移りまして、19 節扶助費 1 億 1,790 万 8,481 円につきましては、障害者自立支援給付費などであります。

次に、2 項児童福祉費、2 目児童措置費、36 ページ、19 節扶助費 3,656 万 5,000 円につきましては、支給対象世帯に対して児童手当を支出したものであります。

続きまして、38 ページ。

表の中ほどになりますが、同じく 8 目子育て世帯臨時特別給付事業費、3 節職員手当等から 22 節償還金利子及び割引料までの総額 4,096 万 9,880 円につきましては、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る事務費と給付金などであります。

次に、39 ページをご覧ください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、19 節扶助費 641 万 756 円につきましては、乳幼児をはじめとした子供や妊産婦などの医療費でございます。

次に、2 目予防費、40 ページ、表の中ほどになりますが、12 節委託料 2,442 万 4,077 円につきましては、小児肺炎球菌ワクチンや高齢者へのインフルエンザなどの定期予防接種のほか、新型コロナウイルスワクチン接種に関する各種業務に供した経費でございます。

41 ページをご覧ください。

同じく 4 目環境衛生費、表の一番下になります、18 節負担金、補助及び交付金 7,811 万 6,000 円につきましては、東白衛生組合、東白斎苑の運営費負担金のほか、合併処理浄化槽設置事業、飲料水確保対策事業の実施者等に対する補助金であります。

また、42 ページ、27 節繰出金 9,081 万円につきましては、簡易水道事業特別会計、集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

同じく 6 目保健センター費、12 節委託料、表の一番下の欄になります、12 節委託料 1,640 万 8,393 円につきましては、後期高齢者健康診断やがん検診など例年実施している住民健康検査費などに要する経費であります。

43 ページをご覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、44ページをご覧くださいまして、2目農業総務費、12節委託料、表の中ほどになります、2,603万5,200円につきましては、農産物加工直売所の施設運営に対する施設管理業務などに要した経費であります。

同じく3目農業振興費、7節報償費1,039万536円、表の一番下になります、につきましては、大豆生産奨励事業などに要する経費であります。

45ページをご覧ください。

表の中ほど、18節負担金、補助及び交付金3,116万5,276円につきましては、稲作農家元気回復支援事業費、水稻次期作支援及び耕作放棄地防止事業費、農地等小規模災害復旧支援事業費として交付した補助金などであります。また、農業次世代人材投資資金といたしまして、令和3年度新規就農者に対して150万円、平成29年度新規就農者の夫婦に対しまして225万円を交付したものでございます。

47ページをご覧ください。

8目多面的機能維持支援費、18節負担金、補助及び交付金1億382万5,795円につきましては、農用地保全活動や多面的機能を維持するための活動を実施した集落に対しまして、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金などを交付したものでございます。

48ページをご覧ください。

2項林業費、1目林業総務費、12節委託料9,698万3,371円につきましては、松くい虫防除事業、ふくしま森林再生事業における年度別計画作成、森林整備などに要した経費、また広葉樹林再生事業における森林整備、放射性物質濃度測定業務に要した経費であります。24節積立金1,545万6,768円につきましては、主に間伐や人材育成、木材利用の促進などのための活動費として交付された森林環境譲与税を森林環境譲与税基金に積み立てたものであります。

次に、49ページをご覧ください。

表の中ほどになりますが、7款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、12節委託料3,573万500円につきましては、主に新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、村民1人当たり1万円の商品券を交付する地域げんき商品券を発行する業務を商工会に委託した経費などであります。また、その下の18節負担金、補助及び交付金1,856万1,660円につきましては、商工会指導職員設置に要する経費などを村商工会などに対して補助したものでございます。

同じく3目観光費、50ページをご覧ください。

表の中ほどになりますが、12節委託料1,731万1,280円につきましては、村を知ってもらう、

村に来てもらうきっかけをつくり、関係人口の増加と地域経済の活性化につなげるためのファンクラブの運営や、里山景観の維持、地域資源を生かした観光振興、観光PR映像制作業務などに要した経費であります。

51ページをご覧ください。

4目鹿角平観光牧場費、12節委託料999万7,200円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で様々なイベントが中止になっている中、感染リスクの少ないドライブインシアターを開催した経費、また鹿角平観光牧場を核とした稼ぐ村づくりの具現化を図るため、必要な調査業務に委託した経費でございます。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、52ページになりますが、12節委託料1,483万711円につきましては、国・県道、村管理道路の雑草刈り払いの経費及び国有林野の貸付測量に要した経費でございます。また、14節工事請負費3,918万2,000円につきましては、村道富田・山田線舗装補修工事、道路河川の維持補修工事などに要した経費でございます。

同じく2目道路新設改良費、今度53ページになりまして、12節委託料1,164万3,500円につきましては、村道に架かる橋梁について5年ごとの点検が必要になることから、36の橋の点検に要した経費でございます。

次に、14節工事請負費6,462万600円につきましては、村道戸草・関口線ほか2路線の舗装補修工事などに要した経費であります。

次に、3項住宅費、54ページになります。2目定住対策費、18節負担金、補助及び交付金130万円につきましては、宅地分譲地販売促進に係る補助金であります。

次に、9款1項消防費、2目消防施設費、14節工事請負費、表の一番下になります、1,030万9,200円につきましては、酒垂消防車庫の新築工事及び旧酒垂消防車庫、旧水口消防車庫の解体工事に要した経費でございます。

55ページをご覧ください。

同じく4目災害対策費、18節負担金、補助及び交付金409万円につきましては、令和元年度から繰り越した住宅背後地等対策事業に補助金を交付したものでございます。

その下の10款教育費、1項教育総務費、次56ページになりますが、2目事務局費、12節委託料、表の中ほどよりちょっと下になります、12節の委託料1,421万6,633円につきましては、スクールバス運転業務のほか、教職員の健康診断などに要した経費でございます。また、表の一番下、18節負担金、補助及び交付金2,534万1,036円につきましては、主に高校生通学支

援金、修明高校鮫川校に通う村外生徒の通学支援金などの補助金でございます。

64ページをご覧ください。

6項保健体育費、65ページに飛びまして、表の中ほどより下ですが、3目学校給食費、27節繰出金3,013万2,154円につきましては、学校給食センター特別会計への繰出金でございます。

次に、11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、66ページをご覧くださいまして、2目過年度土木施設災害復旧費の14節工事請負費3,750万3,300円につきましては、令和2年度からの繰越分に係る災害復旧工事に要した経費でございます。

次に、2項農林水産業施設災害復旧費、1目現年度農業施設災害復旧費、14節工事請負費1,736万3,500円につきましては、令和元年度からの繰越分、2目の過年度農業施設災害復旧費の14節工事請負費5,128万5,200円につきましては、令和2年度からの繰越分に係る農地等災害復旧工事に要した経費でございます。

次に、財産につきまして、主なものについてご説明いたします。

72ページをご覧ください。

基金についてご説明いたします。

左側の表になりますが、(1)の財政調整基金の表中、備考欄をご覧ください。

繰り出し処分として、こどもセンター運営事業費のほか6事業に対して1億8,950万円を繰り出しし、積立金といたしましては、地方財政法の規定に基づく積立てなど2億8,206万5,067円を積み立てた結果、決算年度末現在高は6億7,604万6,994円となっております。

次に、表の右側の上になりますが、(2)の教育施設整備基金につきましては、繰り出し処分はありませんでした。積立金といたしまして2億4,428万7,154円を積み立てた結果、決算年度末の現在高は5億7,878万3,375円となっております。

74ページをご覧ください。

表の右側の真ん中になります。(14)の公有施設整備基金につきましては、繰り出し処分といたしまして庁舎空調設備更新事業費などに350万円を繰り出しし、積立金として財産貸付収入など1億9,627万4,667円を積み立てた結果、決算年度末現在高は8億9,386万3,568円となっております。

次に、認定第2号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

以下、令和3年度特別会計歳入歳出決算書でご説明いたします。

80ページをご覧ください。

表の欄外になりますが、歳入決算額は収入済額欄のとおり4億1,278万3,564円、歳出決算額は支出済額欄のとおり4億1,195万4,168円、差引残額82万9,396円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

81ページをご覧ください。

表頭の収入済額の欄をご覧ください。

一番上の列になりますが、1款国民健康保険税7,567万8,180円につきましては、前年度比357万1,620円の減であり、国民健康保険の年間平均加入者の減少や、減収に伴う軽減世帯の増加によるものでございます。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

85ページをご覧ください。

表頭の支出済額の欄をご覧ください。

2款保険給付費2億6,071万832円につきましては、前年度比2,319万5,923円の増となっております。

なお、本村の昨年度の医療費の動向といたしましては、国民健康保険加入者1人当たりは前年度比11.7%の増、1世帯当たりも前年度比11.7%の増となっております。

次に、認定第3号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の92ページをご覧ください。

こちら表の欄外、枠外になりますが、歳入決算額につきましては、収入済額欄のとおり5,981万6,780円、歳出決算額は支出済額欄のとおり5,275万5,522円、差引残額は706万1,258円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

93ページをご覧ください。

表頭の収入済額の欄をご覧ください。

1行目の1列目になりますが、1款の診療収入3,133万7,509円につきましては、前年度比652万8,341円の減となっております。これは、診療件数が前年度と比較しまして306件減少したことなどによるものでございます。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

95ページをご覧ください。

表頭の支出済額の欄をご覧ください。

一番上になりますが、1款総務費3,765万5,515円につきましては、前年度比1,173万4,262円の減となっております。これは、職員であった医師の退職により人件費が減額になったことによるものでございます。

次に、認定第4号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の100ページをご覧ください。

これも表の欄外となりますが、歳入決算額につきましては、収入済額欄のとおり1億5,797万5,372円、歳出決算額は支出済額欄のとおり1億5,263万7,607円、差引残額は533万7,765円となっております。

102ページをご覧ください。

歳入合計、表の一番下になりますが、1億5,797万5,372円につきましては、前年度比1,566万3,216円の増となっております。これは、給水施設設備工事の財源として国庫補助金及び村債の増額によるものでございます。

歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

103ページから104ページをご覧ください。

表頭の支出済額の欄をご覧ください。

2款施設費、104ページになりまして、2項施設整備費、1目施設整備費、14節工事請負費6,650万7,100円につきましては、寅卯平地区給水施設舗装本復旧工事、寅卯平地区給水施設整備工事に要した経費でございます。

次に、認定第5号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の110ページをご覧ください。

こちらも表の枠外になりますが、歳入決算額につきましては、収入済額欄のとおり1,113万3,750円、歳出決算額につきましては、支出済額欄をご覧くださいのとおり1,058万1,879円、差引残額55万1,871円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明申し上げます。

111ページをご覧ください。

表頭の収入済額の欄をご覧ください。

表の一番上になりますが、1款使用料手数料208万4,220円につきましては、前年度比185

万7,720円の減となっており、これは年間の利用延べ人数が前年度比4,300人ほど減少したことなどによるものでございます。

歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

112ページをご覧ください。

支出済額の欄になりますが、1款総務費、1項1目村営バス事業費、表の上から3番目になります、711万3,165円につきましては、前年度比96万9,294円の減となっております。これはバス修繕費、修繕料の減などによるものでございます。

次に、認定第6号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

118ページをご覧ください。

こちら表の欄外となりますが、歳入決算額につきましては、収入済額欄のとおり3,608万7,144円、歳出決算額につきましては、支出済額欄のとおり3,463万7,931円、差引残額144万9,213円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

119ページ、表頭の収入済額欄をご覧ください。

2款使用料及び手数料958万2,548円につきましては、前年度比21万9,050円の減となっております。

4款の繰越金134万3,457円につきましては、前年度比80万7,714円の減となっております。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

121ページをご覧ください。

表頭の支出済額の欄をご覧ください。

1款施設費、1項1目施設管理費、12節委託料318万232円のうち、備考欄を見ていただきたいと思いますが、103万4,000円につきましては、地方公営企業法適用基本計画策定業務に要した経費でございます。

以上が認定6号でございまして、次に、認定第7号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

128ページをご覧ください。

これも表の欄外となりますけれども、歳入決算額につきましては、収入済額欄のとおり5億2,319万3,211円、歳出決算額につきましては、支出済額欄のとおり4億6,512万2,968円、差引残額5,807万243円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

129ページをご覧ください。

表頭の収入済額の欄をご覧ください。

一番上のところになりますが、1款保険料8,309万1,500円につきましては、前年度比445万320円の増となっております。これは被保険者の増加によるものでございます。

次に、2款の国庫支出金1億4,942万9,758円につきましては、前年度比2,318万6,256円の増となっております。

次に、130ページ、3款支払基金交付金の1億2,049万6,065円につきましては、前年度比616万9,078円の減となっております。次に、4款県支出金8,100万4,874円につきましては、前年度比1,450万341円の増となっております。これらは、いずれも国・県・村及び社会保険診療報酬支払基金がそれぞれの負担割合に応じて負担する介護給付費の財源となるもので、令和4年度に精算することになります。

次に、131ページをご覧ください。

6款繰入金8,153万8,185円につきましては、前年度比1,005万8,078円の減となっております。これは介護給付費に対する村の負担金と事務に係る繰入金でございます。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

134ページをご覧ください。

表頭の支出済額欄のところをご覧ください。

2款保険給付費4億1,466万1,853円につきましては、前年度比2,115万1,517円の減となっております。これは、施設入所者の減に伴い介護給付費が減少したことが主な要因でございます。

なお、令和3年度の介護給付費につきましては、要介護・要支援の認定者1人当たりに換算いたしますと194万6,796円となっており、前年度比3万5,307円の増となっております。

以上が認定第7号でございます。

次に、認定第8号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

142ページをご覧ください。

表の欄外となりますけれども、歳入決算額につきましては、収入済額欄のとおり9,565万1,573円、歳出決算額につきましては、支出済額欄のとおり9,388万2,986円、差引残額176万8,587円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

143ページ、表頭の支出済額欄をご覧ください。

一番上になりますが、1款分担金及び負担金5,617万4,656円につきましては、古殿町から負担していただいているものであり、前年度比670万3,530円の減となっております。

次に、2款繰入金3,013万2,154円及び4款、ちょっと下のほうにいらっしゃいますが、4款諸収入、1項納付金、1目給食費納付金841万1,209円との合計3,854万3,363円につきましては、本村の運営費の負担額となりますが、これで比較いたしますと、本村と古殿町との負担割合につきましては、本村が40.7%、古殿町が59.3%となっております。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

145ページをお開き願います。

表頭の支出済額欄のところでございますけれども、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5,532万8,543円につきましては、前年度比900万3,288円の減となっております、これは、主に施設の工事請負費及び備品購入費の減によるものでございます。

以上が認定8号でございます。

次に、認定第9号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

150ページをご覧ください。

表の欄外となりますが、歳入決算額につきましては、収入済額欄のとおり3,758万2,584円、歳出決算額につきましては、支出済額に記載のとおり3,750万6,426円、差引残額7万6,158円となっております。歳入決算額、歳出決算額とも前年度を下回っておりますが、これは被保険者の減による後期高齢者医療保険料の減、後期高齢者医療広域連合への納付金の減によるものでございます。

以上で、認定第1号から認定第9号までの9件について、各会計の決算認定に係る詳細を説明させていただきました。

◎監査報告

○議長（星 一彌君） ここで、令和3年度鮫川村一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算について、決算審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、森洋君。

〔代表監査委員 森 洋君 登壇〕

○代表監査委員（森 洋君） それでは、令和3年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、監査委員を代表しご説明を申し上げます。

議案書の31ページから35ページであります。

第1の審査の実施根拠であります。地方自治法第233条第2項の規定による決算審査であります。

第2の審査の概要であります。1の審査の対象は、（1）の令和3年度鮫川村一般会計歳入歳出決算から、（2）から（9）までの令和3年度特別会計歳入歳出決算並びに（10）の令和3年度各基金の運用状況を審査の対象といたしました。

2の審査期間であります。令和4年8月4日から10日までの5日間実施いたしました。

3の審査の手続であります。この決算審査に当たりましては、村長から提出された各会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各種基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか、また財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼を置き、関係緒帳簿及び証拠書類を点検・照合するとともに関係各課等の説明を聴取し、審査手続を実施したものであります。

第3の決算の概要であります。第1の各会計の総括では、令和3年度歳入歳出決算の総額は、一般会計と8つの特別会計を合わせますと、歳入総額が53億1,289万5,636円で、歳出総額は50億818万5,542円であり、歳入歳出差引額は3億471万94円となり、翌年度に繰り越すべき財源1,510万4,000円を差し引いた2億8,960万6,094円が次年度への繰越しとなる額であります。

厳しい財政状況の中、住民主体の村づくりに向けて財政運営の効率化を図り、実質収支額が黒字決算になったことに対して敬意を表するところであります。

一般会計の主な事業として財産台帳整備業務、公共施設等総合管理計画改定業務、青生野渡瀬テレビ共同受信施設組合ケーブル移転工事、高齢者総合福祉センター内装抗菌対策工事、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施分析業務、子育て応援祝金、ワクチン接種記録システムとの連携機能改修業務、マイナンバー情報連携に係るシステム改修業務、自走式大豆脱粒機導入事業、物産販売促進用ポップ作成業務、ふくしま森林再生事業、湯の田水源涵養林整備業務、四季の風景づくり事業、不法投棄物回収作業業務、道路及び河川維持補修工事、村道戸草・関口線舗装補修工事、鍛木田第3水源ポンプ設置工事、鮫川小学校・鮫川中学校

校舎等修繕工事、鮫川小学校・鮫川中学校G I G Aスクール関連事業、児童クラブエアコン設置工事、こどもセンターの6連ブランコ設置工事並びにこどもセンターの高圧機器取替工事など国及び県の補助金、交付金を積極的に活用し、新型コロナウイルスの感染防止対策と併せ、住みやすい村づくりの実現に努められました。

徴収関係では、村税、固定資産税について滞納繰越分を含め172万4,493円の収入未済額となりました。また、不納欠損額は61万367円でありました。

納税は村民全てが負う義務であり、収入未済額の解消に向け、引き続き納税に対する啓発を行い、税収の確保に努めていただきたいと思います。

以下、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

33ページの中ほど、3、国民健康保険特別会計から34ページの10、後期高齢者医療特別会計につきましても、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

11の基金会計では、一般会計に属する文化文芸振興基金が残額全額を事業に充当したため、令和3年度末をもって廃止となりました。

35ページの第4、審査の結果であります。

審査に付されました一般会計及び8つの特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算係数は関係緒帳簿及び証拠書類と符号しており、誤りがないものと認めました。

また、各種の基金運用状況を示す書類の計数につきましても、関係緒帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認めました。

全会計とも黒字で翌年度へ引き継いだことは喜ばしいことであり、今後も引き続き効率的な財政運営を図り、村民生活向上のため、各種事業の推進に努めていただきたいと思います。

以上により、令和3年度鮫川村一般会計及び各特別会計の決算は正当であると認めるものであります。

以上をもちまして、令和3年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これで代表監査委員の報告は終わりました。

◎議員派遣の件

○議長（星 一彌君） 日程第27、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件は、鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、町村議会議員研修会に議員の派遣

を決定しようとするものです。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合は議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

15日、16日は午前9時から常任委員会で議案調査を行います。

20日は午前9時から現地調査を予定しております。

なお、17日から19日までは休会といたします。21日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時09分）

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和4年第6回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年9月21日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第54号 鮫川村奨学基金貸与条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第55号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算(第3号)
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第56号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算
(第2号)
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第57号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算
(第3号)
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第58号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第59号 令和4年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第60号 令和4年度鮫川村集体落排水事業特別会計補正予算(第2号)
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第61号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第2号)
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第62号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第2号)
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第63号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決

- 日程第12 議案第64号 村道路線の認定について
質疑・討論・採決
- 日程第13 認定第1号 令和3年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第14 認定第2号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第15 認定第3号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第16 認定第4号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第17 認定第5号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第18 認定第6号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第19 認定第7号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第20 認定第8号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第21 認定第9号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第22 発議第2号 衆議院議員小選挙区における地域の実情を踏まえた区割りの改定を求める意見書の提出について
趣旨説明・質疑・討論・採決

日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで議事日程に同じ

追加日程第1 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第2 同意第3号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	鈴木大介君
教育長	武藤誠君	総務課長	渡邊敬君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	舟木正博君
地域整備課長	齋藤利己君	教育課長	星徹君
代監査委員	森洋君	会計兼出納室長	鈴木千鶴子君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） 改めて、おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、お手元に配付しました発議第2号 衆議院議員小選挙区における地域の実情を踏まえた区割りの改定を求める意見書の提出についてが提出されました。

また、お手元に配付しました閉会中の継続調査申出が提出されましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎議案第53号～議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から日程第2、議案第54号 鮫川村奨学基金貸与条例の一部を改正する条例までの2議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第54号 鮫川村奨学基金貸与条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号～議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第3、議案第55号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）

から日程第11、議案第63号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第56号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号 令和4年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号 令和4年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第12、議案第64号 村道路線の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号 村道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第13、認定第1号 令和3年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第21、認定第9号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 令和3年度一般会計歳入歳出決算書の財政調整基金等に関する質問をしたいと思います。

令和3年度一般会計決算、決算書の72ページ左上になりますけれども、財政調整基金の決算年度中増減高は現金で9,256万5,067円増となり、過去最高でありました平成26年度の最高増額以来、令和元年度まで5年間減額が続いておりましたが、令和2年度に1億100万円余り、そして、今回の令和3年度も9,200万円余りと2年連続の約1億円前後の増に転じております。

積立金内訳として、地方財政法による積立てなど4つがあります。しかし、繰出处分7事業全てが、総額で1億8,950万円減額となっています。この主な原因は何なのか。予算見積りが過大であったのか、事務事業の中止や廃止、縮小による影響なのか、国の臨時特別交付金や地方交付税、国・県の補助金などの増額によるものなのか、さらには、経費節減に努力された結果なのか、いまいち根拠や理由が不透明に思えます。

全体の決算規模は、決算書と主要施策の成果、議案調査で担当課から一定の説明がなされ、単年度収支で黒字となっております。しかし、本村の実際の予算決算規模は、毎年、標準財政規模の倍前後の金額で推移しております。村監査委員からの決算審査等報告で、計数上や諸帳簿上では誤りがないと報告され、財政調整基金を運用、活用した決算は、決算剰余金を

出し黒字とされております。

しかし、決算は次年度以降につながることであり、つなげるべきことであります。持続や継続がなされることが前提であります。これらの主な要因は何であったのか、大まかな概要をお聞かせいただきます。

私は、コロナ禍などでの影響、さらには昨今の円安によるものなど、本来、実施すべき事務事業の行政施策が中止や延期、縮小などが余儀なくされたことは認識もできますし、あり得ることだと思います。しかし、こうした事象があったとしても、何もない通常の行政施策に単に戻すこと、戻ることだけではなく、これらを見直しや工夫をする知恵の出どころであり、それらをチャンスとすべき機会であると思います。次年度の予算編成が間もなく始まります。ぜひ、この機会を生かしていただきたいと望むものであります。

また、今後の複数年度を見通すと、さらに厳しい財源不足や取崩しが生じる。財政調整基金が枯渇し、まさに財政そのものが調整できなくなる状況も懸念されます。昨年も同様のことを指摘もしております。

行財政改革や行政施策の再点検と検証を怠ることなく、経営健全化や財政規律の強化に努め、安定的な財政運営を確保すべきと考えます。限られた財源を効果的、効率的に活用することを引き続き努力することが求められます。これらに関する説明と考えを、お伺いしたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の質疑にお答えをいたします。

令和3年度の決算書に全ての23基金、総額で27億400万円ということで、昨年度の残高より約6億円以上、6億2,000万、積立てが増しております。そのような決算書はお手元にあるとおりでございます。ただいまの質疑の中にも、財政調整基金、いわゆる財調の残高、それとまた、年度当初1億8,950万円という減額になった要因は何なのかという質疑がありました。

年度当初、こどもセンターの運営費、さらには農産物加工所の運営費等々で資金が不足になった分、毎年年度当初に財調を崩しながらも充当して運営費に充てるということを、長年繰り返しておるわけでございますけれども、この点の財調の扱い方につきましては、担当課長のほうから詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

ご承知のとおり、目的のある基金、教育設備基金、さらには公共施設整備基金、併せて将

来的にお金が必要になってくるという基金は、計画的に積まなくてはなりません。教育基金に関しても、昨年より2億5,000万を積み増しをしまして、今、約5億8,000万というところでございます。公営公共、こういう施設の整備基金、これらにつきましても、約2億円積みまして、現在、8億9,300万円ということでございます。

当初の一般質問にもお答えしましたとおり、本村のこれからの公共施設の整備、さらにはもう既に50年、学校関係は60年と過ぎるカウントダウンが始まっている状況にもございます。また、公共施設の中でも、公民館、さらには村の直営で経営しております手・まめ・館、これも昭和55年の建物ですから、全て更新をしなくてはならないという時期にはなっておりますが、いざ国・県の有利な補助金、さらには有利な起債を起こしても、自己財源として支出しなくてはならないお金が生じてきます。こういった目的のある基金は計画的に今後、積んでいきたいと、係のほうでも意識的に積み増しをしているところであります。

さらには、財政調整基金は緊急性がある、そしてまた、年度年度の事業でどこから財源を見込むのかというところ、見込めない場合に取崩しをするわけではありますが、財調にとってもこれは目的にある基金とはまた別ですので、これは一定の保有をしていない限りは、財調の資金の枯渇ということになりかねないということで、これらの基金も併せて定額的にも積んでいかななくてはならないと思っております。

それと、もう一つ力入れしているのは、ふるさと納税の基金、給付金の基金でございます。現在、3,000万以上積まれておりますが、議員からも過去に何度も一般質問で、ふるさと納税を工夫して高めることできないかということで、様々な民間のサイトを使いながらも、一昨年度よりも昨年度の決算は2倍になりました。約700万近い納税をいただいておりますが、今、1,000万を目標に今年度やっております。

他町村には、ふるさと納税で20億円以上も集める自治体もあります。また、近隣町村では最大で5億円、磐梯町で5億円のふるさと納税を集めます。ここには仕掛けがあるんですね。やはり、地元で誘致企業の返礼品が非常に大きな鍵を握っております。棚倉町と言えばユニ・チャーム、磐梯町で言えばシグマというレンズのメーカー、ここには皆さんたちが高額な寄附をするという仕掛けづくりになっておりますが、本村の場合には農産物、それと加工品では限度がございます。

昨年度から今年度にかけて取組が始まったのは、本村で酪農をされている牛乳を出荷し、牛乳として製品になっております。この牛乳も新たに組み入れました。棚倉町では、既にこの牛乳をふるさと納税の返礼品に入れておりますけれども、JAと協議をして、今、商品に

入っております。

さらには、結びさん、また、宿泊券。それから、さざり荘の優待券も併せて、既に今、組立てを始まっておりますが、今後、さらに可能性があるのは体験型の返礼品であります。鹿角平観光牧場も併せて、村のキャンプ場の体験、さらには森林、山、雑木林を自由に使える、そういった体験型の返礼品も併せないと、本村の農産物だけでは限度がありますから、工夫を凝らして何とか、当面1,000万を目標にしておりますが、今年度は何とか到達させたいなと思って、ファンクラブの皆様にもまた広報を重ねているところでございます。

基金は当然、積みばいいという問題ではありません。議員ご指摘のように、やはり事業にきちんと使えるように、メインとなるここだという事業にはきちんと使っていかななくてはならないと思います。

そして、また今後、自主財源がどんどんと、人口がこれだけ減ってきていますと、自主財源も減っておりますので、それらに対応する基金の考え方と、税収、ふるさと納税も含めて、これからこの財政をどうやって財源を確保するかに努めていきたいと思っております。

詳細につきまして、総務課長のほうから答弁を申し上げたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 総務課長、渡邊敬君。

○総務課長（渡邊 敬君） それでは、私のほうから、数値的な事柄につきましてご説明を申し上げます。村長の答弁と重複するところがあるかと思っておりますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

令和3年度におけます財政調整基金の繰出処分の総額が、7つの事業で1億8,950万円となっている件について、最初にお答えを申し上げます。

決算書の72ページに基金を充当した事業を掲載しておりますけれども、これらは財源不足を補うために財政調整基金を取り崩して繰り入れたものでございます。当初予算におきましては、8の事業で1億9,510万円を繰り入れて予算編成をしたところでありまして、決算におきましては、国保診療所の運営事業費分560万円を減額をいたしまして、7つの事業に1億8,950万円を繰り出したものであります。議員ご指摘の、事業の中止や廃止などに伴うものではないということでございます。

次に、令和3年度に繰越しをいたしました3億6,000万円の決算剰余金についてご説明を申し上げます。3億6,000万円のうち、現年度決算分の剰余金が2億7,300万円。繰越事業費繰越金が8,700万円となっておりますが、この中には、令和元年度におきまして財政調整基金から約1億円を繰り入れた災害復旧事業に係る事業費を含んでおります。

災害復旧等に係る事業費は、令和元年度から2年度に繰り越しておりますけれども、これが5億6,000万円程度ございました。そのうち、約1億2,200万円、これを不用額としております。その分は、全額を決算剰余金として翌年度に繰り越しておりますので、決算剰余金の額としましては例年よりも増額となっているということでもあります。

次に、歳出に着目をしましてご説明を申し上げます。令和2年度との決算と大まかに比較をしてみます。

最初に、4款の衛生費でありますけれども、ここで5,400万円の減。次に、6款の農林水産業費におきましては、約5,000万円の減額。7款の商工費におきましても、1億2,000万円の減。9款消防費におきましては、4,000万円の減額。10款の教育費では、2億2,000万円の減額。11款の災害復旧費では、公共土木施設災害、農地災害を合わせて約2億3,000万円の減額となっております。歳出総額で見ますと7億1,000万円ほど前年度から減額となっているということになっております。

これらにつきましては、コロナ禍による事業縮小や中止が原因というものではなく、主に単年度事業の終了によるというものであるというふうに解釈をしております。

先ほど、村長からお話がありましたとおり、財調ですけれども、積極的な事業展開をこれは止めるわけにはいきません。ですので、積極的な事業の組立てを念頭に置きながらも、効果的で効率的な財政運営ということで、これからも取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、村長、総務課長からご答弁いただきました。

今の行政を執行する上での大変さという部分では、コロナ禍の影響はないような話も聞こえたのですが、やはり個別のいろんな事務事業の中では、影響も私はあると思っています。やはり、だからといって、それを私の質問の後半に述べただけけれども、それは、また同じく行政であってもただ復活すればいい、元に戻せばいいという話では私はないと思うんですね。

そこは、やはりこれから次年度の予算も立てます。そうした中で、単年度ではこういうふうに決算も黒字に出たということでもありますけれども、やはり、これいい機会なんですね。逆に言ったらば。そういう、本来、行政が施策を執行する、事業執行するということがやるべきことをやれないということがあるわけですね。だから、それを元に戻せばいいだろう

という話じゃなくて、やはり一つ一つの事務事業、これをもう一回工夫して、新たな、そして行政が新たな展開ができるように、やはり工夫する必要があるんだろうと。

それが、このチャンスを与えられているようなこの機会に、全体的に見ると行政はこういう数字上はそういうことをやってきたと思うんですが、村民の側からすれば、いや、今まであったことがなくなったとか、やれなかったとかっていうことで相当、全体的に縮こまっている。ただ縮こまっていることをただ復活すればいいというものじゃなくて、やはり村民が期待するのは、見直したり工夫して、そういうチャンスも行政側も生かしてほしい。新しい施策をつくり上げてほしいというのが、大きな声なんだと私は思うんです。

そういうことを、チャンスを機会を、これから次年度予算編成に向けてやっぱり生かしていただきたい。そして、やはりこのチャンスを逃さず、職員力も含めて知恵も含めて、やはりこの次年度予算編成に努力していただきたいと思います。後半に述べた行財政のことの検証、経営健全化とか財政規模の強化とかという話もありますけれども、そういうことも当然大事ですけれども、やはりそういう今のある現状をもう一回確認して、職員、村長以下、行政執行者側も、もう一度工夫や知恵を出す。村民に対して発信していただきたい、そう思います。

もう一度、村長に答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 再質疑にお答えをいたします。

まさに、14日に一般質問にもありました一つの例を取れば、森議員から質問を受けましたけれども、うまいもの祭り、2年、3年休むと、冒頭の私の挨拶も入れましたとおおり、このコロナ禍を、やっぱり今後の村づくりの戦略、これを組み立てるために、議員ご指摘のように、開催できないという下を向いてばかりではなくて、作戦を練る。

1つの商店、鮫川村商店とすれば、これからどうやって売上げを伸ばしていくのか。お客様に来ていただけるのか。そして、雇用している商店の従業員をどうやって守っていくのか。さらには、お客様から喜んでいただいて、そして再度買物に来ていただけるのかという、これは鮫川商店を経営に置き換えて戦略を立てるいいチャンスだと私も思っております。

今回ご指摘がありました、まずは現事業、検証すべき。10月初旬から各事業のヒアリングを、各事業1つずつ各課から持ち寄った事業に対しての進捗状況、達成度はどうなんだと、評価はどうだというヒアリングを重ねます。その前に、私の新年度に対する予算の編成の考え方、さらにはここにこう力を入れていただきたいというものをお示した上で、ヒアリン

グに臨む覚悟であります。

また、ヒアリングの検証、そして職員の意識改革はさらに今度の第5次振興計画に結びつくものでありますし、総合戦略も後期で見直しました。この総合戦略に、果たして準じて事業が遂行しているか、本当に村民の幸福度がアップしているのかということも含めて検証しながら、この次の第5次振興計画のたたき台、令和5年度、そして6年度の間で、7年度以降の10か年の振興計画のたたき台にしたいと思います。

そのためには、やはり行政だけの思案ではなくて、議員各位の皆様方からのご意見、さらには広く各団体、村民の方々からの意見もいただきながら、将来の10年間、さらには20年後にこの村はどうありたいのかという長期計画も含めて策定をしていきたいと思っておりますので、今後また様々なご指摘をいただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 令和3年度の決算関係についてお尋ねしたいと思います。

まず、ページ数で81ページなんですが、委託料の関係の中で鹿角平観光牧場事業の委託料9,900万ほどの委託料の内訳の中で、鹿角平観光牧場活用調査業務ということで440万2,200円支出されております。この中身については、報告書が鹿角平観光牧場総合整備基本計画ということで、人と人とが集う稼ぐ村の拠点づくりということで、令和4年の1月に報告書が出されております。

そういった基本計画の調査がなされたと思うのですが、その事業の内訳と、それからこういった整備計画がせつかく400万もかけて整備されたわけなんですが、今回、令和4年度の補正等がありまして、いろいろ事業が思わしくないような形で執行されているような形で私は見ておりますが、そういうことがきちんとこの整備計画書を取りまとめて、担当課あるいは担当職員が手元に置いて、きちんとそれらが活用されているのかどうか、そういったことがやはり400万もお金をかけて、ないがしろにしながら場当たりの行政運営では、ちょっとまずいというような形に感じられます。

そういったことのないような形で、行政の執行に当たっていただきたいのですが、その辺について、内容と村長の業務の運営のほうについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 昨年度の鹿角平観光牧場の計画の策定費であります、400万以上の委

託料を投じながら策定計画書が納品され、議員にも配付したところでもあります。

鹿角平観光牧場においては、本村の一大の観光資源であります。過去に、スポーツエリア構想という、あそこに壮大な全天候型のグラウンドを造りながらという構想の策定時、国の予算を使いましたけれども、それには1,200万くらいかかったんですね、あの当時。いや巨額だなと思いましたが、それはコンサルにお支払いした金額であります、しかしながら、時期尚早、その計画は全くされなかったということではありますが、今回、再度、鹿角平の施設、さらには今、キャンプが非常にブームで、チャンスだと捉えながらも基本計画を策定したところでもあります。

この基本計画そのもの全て、計画的にこれからどうする、どうして、どこまでやっていくのかというのは協議をしていかななくてはなりません。今回、昨日、現地調査を見ていただいた排水路の改修工事は、まず緊急性のあるものであって、大雨の対応、それからキャンパーの安全確保ということも加味しながら、イベントに対応する整備計画の一番最優先として事業計画に載せて、今、竣工に向けているというところでもあります。

今後、また鹿角平の開発をどのようにこう推進していくのかというのは、運営している有限会社鹿角平観光センターの法人との協議も重ねなくてはなりません。現在、地域おこし協力隊1名が、鹿角平の事業を推進するために汗を流しておりますが、今後、観光資源を有効に活用する、さらにはキャンプ場を拡大するのか否かということに関しては、私ども行政等だけの力ではなかなか難しいと思います。

ですから、民間の力も借り入れるのであれば、民間の力も借りながら、ただ単にキャンプの対応ではなくて健康づくりのゾーンとして、そして私はいつももったいないなと思うのはクロスカントリーコースなんですね。あそこに何万人おいでになってもゼロ円なんです。あれはもう2億円以上かけて、2つのルートを買収をしながら造ったクロカンコースでありますけれども、現在、きれいに管理はされておりますけれども、ああいったクロカンコースにおいでいただく人も、まだそんなに多くありません。

しかし、健康づくりとかスポーツという観点からいいますと、活用の価値は非常にあります。今後、また民間の専門的な知恵もお借りもしながら、少ない予算で少ない投資で効果が得られるように、今後検討していきたいなと思いますし、昨年度から本村に健康づくりの民間企業人を職員として迎えておりますが、彼もいろいろ活躍をしております、本村のスポーツ関係者の指導も最近当たっているようで。そういった観点から、まず1つは宿泊していただいたりキャンパーにお金を落とさせていただく仕掛け。

さらには、クロカンコースを利用してさらに村に、来場者にどうやってそこに、村にお金を落としていただくかという仕掛けづくりが大切だと思いますので、今後また基本計画に準じて計画的にどこまでできるかというのは、計画を進めていきたいと思っております。せっかく400万かけてつくった長期的な計画でありますし、できるところとできないところはあるかもしれませんが、これはやっぱり予算をかけて計画したたたき台でありますから、順次計画をして推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 今の関連なんですけど、440万の費用の内訳、どのような内容になっているのか、再度お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） その事業費の内容につきましては、担当課長から説明を申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、舟木正博君。

○農林商工課長（舟木正博君） 農林商工課長です。ただいまのご質疑の440万円の内訳ですが、ちょっと手元に資料を持ってきておりませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

最後の質問になりますから、よろしくお願いします。

○1番（関根浩治君） 分かりました。

こういったことで、いろんな事業は村で取り組んでおりますが、やはりコンサル会社にそれぞれいろんな分野で事業の調査、計画の立案というような形で依頼されると思うんですが、そういった費用も少しの公費ではありません。莫大な費用をかけて、いろんな立派な計画書をいただいたり、報告書を出していただいたりするんですが、それがきちんとやっぱり資料、あるいは村の財産として活用されて、それが事業に効果的に結びつくように、今後いろんな部署でそれぞれコンサルに委託して調査をすると思うんですが、そういうことで十分に活用できるような形で運営していただきたいと思います。そういった要望をしながら質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 3年度の一般会計歳入の件ですが、関根村長になってから税の徴収仕組み、これが変わったということで、3年度当初から予想されておったんですけども、滞納が2年間にわたって続いておると。それで、今年度決算の報告においては180万弱の、2年度からですね、この繰越滞納が総額で滞っておるといふ状況でございます。

納税義務、納税者にすれば十分これは承知され、理解されておることと思いますが、我が村は70年間にわたって納税完納をされてきた。それが徴収仕組みの変更によりまして、これは当初から懸念されておったんですが、その額が示されております。

そういった徴収方法、さきの事業調査においても担当職員等に説明は受けておりますが、なかなか滞納者が納税義務を果たされるのには容易でないような状況を伺っております。村長にすれば、徴収方法についての指導等は当然されておると思いますが、村長もそれを決断される時点から、それらのことに対しては十分考えがあつてのことであつたというふうに察しておりますが、その納税方法、これは聞くところによると困窮極まっただけの未納じゃないというふうに感じております。

これから、どのような指導をされていくか。恐らく4年度に入っても納期内の未納がかなりあるかと思いますが、それらも含めて、報告というか村長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 議案調査の中で、滞納者への対応ということで議案調査をされた報告は受けております。まさしく、私が就任して以降、区長様の軽減、様々な要因から、税収、税の勧奨は職員がやるということになりまして、職員も懸命に滞納者への勧奨に足を運んでいる姿を見ております。

非常に足を運べば、少しずつ計画的に税金を遅れても払っていただけるという報告も受けておりますが、やっぱり滞納される方は困窮者ばかりではなくて、特定の方であるという報告も受けておりますが、引き続き諦めることなく、やっぱり村民の納税というのは義務でありますから、それは職員の、議員各位からのご提案で、特別チームをつくって歩いたらどうだという意見もあつたようではありますが、季節的には納税期限が近くなればそれも一つの方法かなと思つて、なるほどと理解はしたところでございます。

さらに、金額が滞納している方は本村ばかりに住んでいる方ではありません。他県においでになる方もおります。また、滞納金額が重なった場合に、広域圏には滞納のための特別チ

ームがありまして、そこに委託をして税金を回収したという例もございます。これは、我々行政を預かる者にとっては、滞納者を増やすことなく、さらにはやっぱり根強く通知をしながらも、そして最終的には法的な手段もあり得るかもしれません。こういったことも含めて、回収率の高い村に転じていきたいなと思っております。

70年以上も納税が完納していたという村民には、そのような皆さんもそうだと思いますが、誇りがあると思います。これには仕掛けがあるというのは、皆さんもご承知だと思います。完納、何で俺が払っていないのに完納なんだと開き直す納税者がいるそうでありますから、そういったことであってはならない。やっぱり、税を払って村民として主張するという、そういった村民の教育もしなくてはなりませんし、今まで70年というか、これは完納してきたという全国的にも珍しい村だと表彰はされましたけれども、それには裏表があったということをご承知だと思います。

今後、また今、ご指摘のとおり、滞納される方はそんなに多く、決まった方であるということも傾向がありますから、諦めずに勧奨には足を運んでいって、納税率の高い村であるように努力を続けていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 一番困るのは、そういう開き直すそういう方、これはやっぱり行政に不満があるのか、納税義務というその法的なことに対する不満感、これはちょっと定かではないんでありますが、そういう方たちが、これから連鎖反応を起こすようなことでは困るんですよね。

それで、村長も我々の事業調査のアドバイス等については聞いておるということですが、やはり小さな村ですからね。そういう話というのは、おおよそ察しがつくような状態になると。そういう方に対して、村長にすれば法に沿った取立て、組替えをされたわけですが、十分それは承知のことでやったことなんですから、もう徴収される職員の方々に、よりよい指導、それからやはり皆、知り尽くした村民からの納税をさせるわけですから、やはりこう人間関係もあまり悪くしないように。

そして、強く、どうしてもこれは義務として納めざるを得ないものであるということを理解させるような、そういう指導をこれからさせて、やはり今までの鮫川村の納税意識、これをあまり阻害しないような方法で進めてもらいたいというふうに考えております。もう一度、村長の考えをお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 議員ご提案のとおり、私、行政は取立て屋ではないんですね。ですから、きちんとお話をして諦めずに、相手の方は村民でありますから、税の仕組み、そしてまた低姿勢もありますし強制執行もあるかと思いますが、お話をして、先ほども答弁しましたように諦めずに足を運びながら、無理のない納税計画もそのような措置もごございますから、金額がたまると一度に払えない。払える方だったらとっくに払っているわけですが、払えない方については計画的な納税計画というのも措置があるわけでありますから、今後また納税期間が迫ってもお話をしながら、職員の教育も含めて指導してまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） 私からは、令和3年度介護保険特別会計決算の内容についてご質問をいたします。

令和3年度介護保険特別会計の決算額は、5,807万243円の大幅な黒字となっております。これは、令和2年度の決算額763万914円と比べてみますと、大変な黒字額であります。黒字要因の一つに、令和3年度に引き上げられた介護保険料の増額があります。

引上げについては、当初、村が提案した改定額は標準保険料、これは第5段階であります。月額5,400円を6,300円に、900円引き上げるものでありましたが、この議案は否決され、300円の引上げに減額修正して議決されたものであります。月額300円の引上げにより、令和3年度の保険収入額は令和2年度より445万320円増額しております。また、当初予算では未計上でありましたが、低所得者保険料軽減負担金が結果として335万5,020円の収入があったことも要因の一つではないかと考えられます。

一方、歳出の中核を占める介護保険給付費であります。前年度と比較して2,115万1,517円、率にして4.86%も減少しています。本特別会計決算から見てきたものは、介護給付費が当初予算見積額より大幅な減額となった一方、介護保険料などの収入が増額となった結果、大幅な黒字となったものであります。

この黒字の活用策として、議案第61号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）案、先ほど承認いたしました。その介護給付費準備基金積立金として500万円、予備費に675万円、計上されております。介護保険料300円の値上げで、介護給付費準備基金が500万を超えることは本当に結構なことだと思っております。

そこで、村長に2点ほど質問をしたいと思います。介護給付費の減額要因をどのように分析されているのか、2点目に介護保険料改定額ですが、改定額は適正であったと考えている

のかどうか、この2点についてご説明をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） ただいまの質疑ではありますが、介護保険の決算状況、黒字だった要因はどのように認識しているのかということでございます。

1つは、介護の認定を厳しくして介護者の間口を減らしているわけではございません。ですから、介護保険を受ける高齢者の方が少なくなった。それは、まさしく本村の福祉政策の中での住民健診の福島県ナンバーワンでありますから、全国7番目くらいであります。住民健診から始まって、介護の認定を受けないための高齢者対策を準じてきた結果であると認識しております。

また、筋力教室とか、現在は地区地区のサロンで高齢者の方々と地域のボランティアの方々が手を取って、介護の認定を受ける高齢者を少なくなる運動を地道に重ねていった結果だと思っております。

さらに、今回の昨年度の当初予算で否決をいただきました900円アップの介護保険料の基準額、これを否決ということで計画を練り直しました。300円アップで現在、5,700円の基準額ということで推移をしておりますが、この設定もなかなか厳しいという状況の中で、皆様からも可決をいただいた基準額であります。

この設定の内容につきましては、私も現職員と、職員は本当に担当職員も、かなりの時間を費やしながらこの300円のアップが無理なのかどうかということ、かなり議論、議論というか内部的にも課内でも議論した結果、このアップということで可決をいただいたわけですから、この金額の設定は間違っただけではなかったなと思っておりますが、今後また議員ご指摘のように、介護の認定者がどんどんと増えてしまうと、またこのような決算結果になりません。

ですから、改めて今も民間の企業人の派遣も昨年度11月からいただいて、高齢者の支援、さらには筋力教室も含めて、介護のお世話にならない。そして、社会で一番介護の認定を受けなくて済む方は、社会で当てにされている方だそうです。高齢者で社会で一つの仕事を持っている方、それから家族から頼られている高齢者は介護の認定を受けないとよく言われておりますが、埼玉県鳩山町、まさに介護保険の基準額3,000円台ですね、日本一です。

ですから、町が変わって環境が変わりますけれども、同じまねはできないかもしれませんが、そういった基準額が下がるまでの努力を、やっぱり行政としても高齢者福祉に関しては、

我々もいずれお世話になってしまうかもしれませんが、そういった我々、今、元気である団塊の世代の方たち、60代、70代、80代の方々が元気に介護の保険を使わなくて済むような政策に転じていきながら、福祉政策にも全力で投球していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） 今、村長から答弁いただきましたが、私も介護給付費の減少は、やっぱり村長が言われたとおり、住民健診とか住民健診の事後指導、生活習慣病検診の保健指導、介護予防事業の成果が徐々に現れてきたんだと、そういうことで昨年の認定者の割合は15.94%で、前年度と比較してみますと1.36%減少しております。

これは、やっぱり今の鮫川村の保健指導や、これを続けていくことによって急激に増えることはないとも思っていますし、また去年、介護保険料900円の値上げ。やっぱりそういうことの見通しがこの成果ですか、今まで努力してきた成果が見積もれなかったのかなど、このように思っております。今回の介護給付費の減少を一過性のものとしないように、今後とも一層力を入れて、住民健診、保健指導、介護予防事業に取り組んでいただきたいなと思っております。

そこでもう1点、質問したいと思います。鮫川村の介護保険の保険料の割合ですが、これ9段階になっております。その中で鮫川村だけが8段階、9段階目の所得ですか、所得割、これが近隣市町村、または全国と若干違う。この2段階の人が、どちらかという増税になっております。

介護保険からいいますと、8段階目の所得ですか、これは220万以上320万まで、9段階目が320万以上の方なんです。この20万円がある一定の納税者の増税になっていると思うんですが、今年これだけ大幅な黒字が出たので、これは鮫川村独自で決めていることだと思いますので、令和4年度は今から改定しろと言っても無理だと思いますが、令和5年当初から、このことを改定していただきたいと、このように思いますが村長のお考えを示してください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 9段階の中での所得の範囲の制定、こちらにつきましては私、ちょっと手元に資料がございません。

なお、これだけの黒字決算になっているのであれば、もっと緩和したほうがいいのではないかと議案調査の中で、議員質問をされたことは私は手元に資料がございますから、この設定の仕方には村独自のやり方でいいのか、それとも一定の決まりがあるのかを踏まえまして、

令和5年度以降の所得の制限、設定の検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号 令和3年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第2号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第3号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第4号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第5号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第6号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第7号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第8号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第9号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎発議第2号の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第22、発議第2号 衆議院議員小選挙区における地域の実情を踏まえた区割りの改定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を議会運営委員長に求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） ただいま発議いたしました、衆議院議員小選挙区における地域の実情を踏まえた区割りの改定を求める意見書の趣旨をご説明いたします。

今般の発議の理由といたしましては、去る6月16日、衆議院議員選挙区画定審議会で1票の格差を是正するため、人口比率を重視して議員定数を配分するアダムズ方式により、小選挙区の10増10減を含む25都道府県140選挙区の新たな区割り案が勧告されました。

これによって、福島県は現行の5選挙区から4選挙区に1減されるとともに、全ての選挙区で大規模な再編となり、福島3区だった白河市、西白河郡、西郷村を除き東白川郡においては会津地方を中心とした従来の福島4区へと統合され、新たな福島3区となる見直し案が打ち出されました。

この見直し案については、1票の格差是正の観点のみならず、経済圏や生活圏、広域的な行政圏の結びつき、地域の歴史的な沿革や地勢状況等を考慮するとともに、関係自治体の意見を十分に尊重しながら、各地域の実情を反映した区割りをすることを強く望むものであります。

また、中選挙区制復活も視野に入れた選挙制度の抜本的な改革を改めて検討されるよう、さらに要望することが重要と判断し、この意見書を発議するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号 衆議院議員小選挙区における地域の実情を踏まえた区割りの改定を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（星 一彌君） 日程第23、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長、北條利雄君からお手元に配付しました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、鮫川村議会会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前11時16分)

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時17分)

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま村長から、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、同意第3号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦をし、法務大臣が委嘱することとなっております。今回、人権擁護委員に推薦する方は、大字赤坂西野にお住まいの佐藤文夫氏であります。住所、生年月日は記載のとおりであります。

佐藤氏は現在、3期目の人権擁護委員としてお務めいただいているところでありますが、人格、識見が高く、広く社会実情に精通し、人権擁護委員として適格者であると考えておりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の定めに基づいて、再度、人権擁護委員候補者として推薦するものでありますので、議会のご意見を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間となります。

以上で、諮問第2号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は、佐藤文夫さんが人権擁護委員に適任者であることを議会の意見として答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第2、同意第3号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、同意第3号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

教育委員は、市町村長が議会の同意を得て任命することとなっており、現在、鮫川村教育委員会の委員の定数は条例で3名とされております。今回、教育委員として任命したい方は、大字渡瀬にお住まいの菊地吉雄氏でございます。住所、生年月日は記載のとおりであります。

菊地氏は現在、1期目の教育委員として平成30年11月1日から令和4年10月31日までの任期で、ご尽力をいただいているところでありますが、さらに4年間、村教育委員会委員としてご活躍をいただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和4年11月1日から令和8年10月31日までの4年間となっております。

以上で、同意第3号の提案理由とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第3号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第6回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時24分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和4年9月21日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 森 隆 之

署 名 議 員 遠 藤 貴 人